

# 業 務 概 要

令和元年度

令和元年 7 月

大分県生活環境部食品・生活衛生課

〔注〕表の見方

- 1 「大分市」あるいは「大分市保健所」として別掲された数値のあるもの以外は、大分市保健所の実績を含まない統計表となっている。
- 2 表中に用いた各保健所等の略称とその正式な名称は、以下のとおりである。

略 称	名 称
東 部 - - - - -	東部保健所
国 東 - - - - -	東部保健所 国東保健部
中 部 - - - - -	中部保健所
由 布 - - - - -	中部保健所 由布保健部
南 部 - - - - -	南部保健所
豊 肥 - - - - -	豊肥保健所
西 部 - - - - -	西部保健所
北 部 - - - - -	北部保健所
高 田 - - - - -	北部保健所 豊後高田保健部
衛環研 管理所	衛生環境研究センター 動物管理所

# 目 次

## 第1編 組織及び予算

1 組織及び職員配置	1
2 事務分掌表	3
3 新・大分県長期総合計画に基づく施策展開	6

## 第2編 主要事業の概要

### 【生活衛生班の業務】

#### I 生活衛生関係営業の衛生管理と振興

1 生活衛生関係営業の衛生管理	10
2 生活衛生関係営業の自主活動の支援	10

#### [資料]

I-1 生活衛生関係営業施設数	12
2 生活衛生関係営業（六法）監視状況	13
3 理容師・美容師・クリーニング師試験実施状況	14
4 公衆浴場入浴料金	14
5 公益財団法人大分県生活衛生営業指導センターの事業概要等	15
6 大分県生活衛生同業組合等一覧表	15

#### II 生活衛生環境の整備

1 建築物の衛生的な環境の確保	16
2 墓地埋葬等の適正な運営管理の推進	16

#### [資料]

II-1 建築物衛生管理事業登録数	17
2 特定建築物数	17

#### III 狂犬病予防対策及び動物の愛護と管理の推進

1 狂犬病予防対策の推進	18
2 動物の愛護及び管理の推進	18
3 大分県動物愛護センターの設置	19

#### [資料]

#### III-1 「大分県動物愛護管理推進計画」（第2次）

～人と動物が愛情豊かに安心して暮らせる大分県をめざして～	20
2 犬の譲渡実績	21
3 猫の譲渡実績	21

4 動物愛護なかよし教室開催結果	2 2
5 動物ふれあい教室開催結果	2 2
6 命の授業・こころの授業開催結果	2 2
7 その他の啓発事業の結果	2 2
8 犬のしつけ教室等	2 3
9 大分県動物愛護推進員等の活動	2 3
10 動物慰霊祭	2 4
11 大分県動物愛護フェスティバル（親子ふれあい動物フェスタ）	2 4
12 犬に関する資料	2 5
13 犬の登録・狂犬病予防注射頭数の年度別推移	2 6
14 動物による咬傷事故等の実態調査	2 7
15 猫に関する資料	2 8
16 犬・猫の苦情・相談件数	2 8
17 犬の捕獲・引取・処分頭数と苦情相談件数の年度別推移	2 9
18 猫の引取頭数と苦情相談件数の年度別推移	2 9
19 犬・猫の処分頭数	2 9
20 特定動物の飼養・保管状況（飼養形態別）	3 0
21 特定動物の飼養保管許可施設と飼養数（保健所別）	3 1
22 動物取扱業の登録状況	3 2
23 動物愛護センター	3 3
24 化製場及び魚介類等製造貯蔵施設・死亡獣畜取扱場・畜舎及び家きん舎の施設数	3 4

## 【食品衛生班の業務】

<b>IV 食品安全・安心対策</b>	<b>3 5</b>
1 食の安全・安心推進事業	3 6
2 食の安全安心確保体制の運営	3 6
3 海外輸出食品対策	3 6

### [参 考]

令和元年度の主な事業	3 6
------------	-----

### [資 料]

1 大分県食の安全確保・食育推進本部関係会議の開催状況	3 8
2 大分県食品安全推進県民会議の開催状況	3 8
3 平成30年度ふぐ処理者新規講習会受講者	3 9

4	平成30年度ふぐ処理者更新講習会受講者	39
5	ふぐ処理施設届出済数	39

[食中毒関係]

6	平成30年食中毒事件一覧表	40
7	年次別食中毒発生状況	41
8	過去10年間の月別食中毒発生状況（発生件数）	42
9	過去10年間の月別食中毒発生状況（患者数）	43
10	過去10年間の保健所管内別食中毒発生状況（発生件数）	44
11	過去10年間の原因施設別食中毒発生状況（発生件数）	45
12	過去10年間の原因食品別食中毒発生状況（発生件数）	46
13	過去10年間の病因物質別食中毒発生状況（発生件数）	47
14	過去10年間の月別病因物質別食中毒発生状況（発生件数）	48
15	過去10年間の細菌性・ウイルス性食中毒の病因物質と原因食品との関係 （発生件数）	49
16	大分県下のフグによる食中毒事件（昭和45年～平成30年）	50

V 食品衛生対策の推進

1	令和元年度食品衛生監視員等配置状況	51
2	2019年度大分県食品衛生監視指導計画の概要	52

[資料]

V-1	許可を要する食品関係営業施設数	55
2	許可を要しない食品関係営業施設数	56
3	営業施設に対する監視状況（年度別）	57
4	許可を要しない施設に対する監視状況（年度別）	58
5	平成30年度食品等事業者施設への監視指導件数	59
6	違反食品等について（保健所別）	61
7	食品関係の苦情等について（保健所別）	62
8	食品衛生監視機動班業務実績（許可を要する施設に対する監視・指導施設数）	63
9	食品衛生監視機動班業務実績（許可を要する施設に対する立入検査結果表）	64
10	食品衛生監視機動班業務実績（許可を要しない施設に対する監視、指導施設数 及び立入検査結果表）	65
11	食品衛生監視機動班業務実績（監視で発見した食品等の違反結果表）	66
12	食品衛生監視機動班業務実績（収去検査で発見した食品等の違反結果表）	67

13 総合衛生管理製造過程承認施設	6 8
14 食品衛生管理者	6 9
15 食品・乳等収去検査状況（検査施設別）	7 0
16 食品等の収去検査結果（項目別）	7 1
17 食品・乳等収去試験状況（年度別）	7 2
18 食品衛生講習等の実施について	7 3

## VI 食肉、食鳥肉の衛生対策の推進

1 と畜場及び食肉衛生対策	7 4
2 食鳥肉衛生対策	7 5

〔資料〕

VI-1 と畜場の設置状況・と畜検査体制	7 5
2 大分県畜産公社の輸出相手国と登録要件等	7 5
3 と畜検査頭数	7 6
4 と畜検査頭数の推移	7 7
5 年度別病畜検査頭数	7 8
6 獣畜のとさつ禁止又は廃棄した物の原因	7 8
7 B S E（牛海綿状脳症）検査体制	7 9
8 大規模食鳥処理場食鳥検査羽数	8 0
9 食鳥検査結果	8 1
10 認定小規模食鳥処理場	8 2

## 【食の安心・食育推進班の業務】

VII 食の安心対策及び食育の推進	8 3
1 食の安心確保対策事業	8 4
2 食品表示の適正化	8 4
3 おおいたの食育ステップアップ事業	8 4

〔参考〕

令和元年度の主な事業	8 4
------------	-----

〔資料〕

VII-1 平成30年度食の安全・安心意見交換会の開催状況	8 6
2 食の安全こども教室	8 7
3 食の安全こども教室実施状況	8 8

4	大分県食の安全確保推進本部食育推進幹事会の開催状況	89
5	大分県食育推進会議の開催状況	89
6	「おおいた食育人材バンク」登録人材派遣事業の実施状況	90
7	食育の普及・啓発	91
8	食品表示に関する情報の事務処理フロー	96
9	「食品表示110番」の受付状況	97
10	食品表示合同立入調査の結果	98
11	食品偽装表示対策チームの構成と担当法令等	99





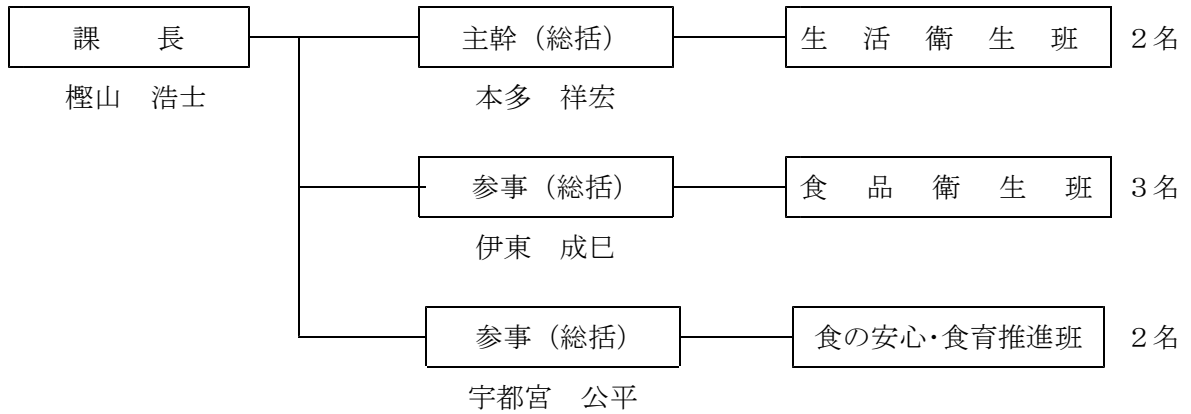
# 第1編 組織及び予算

## 1 組織及び職員配置

(平成31年4月26日現在)

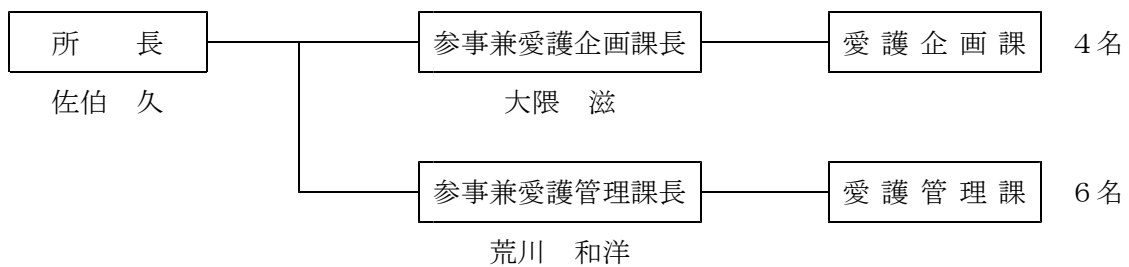
### (1) 組織

#### ① 本庁(11名)

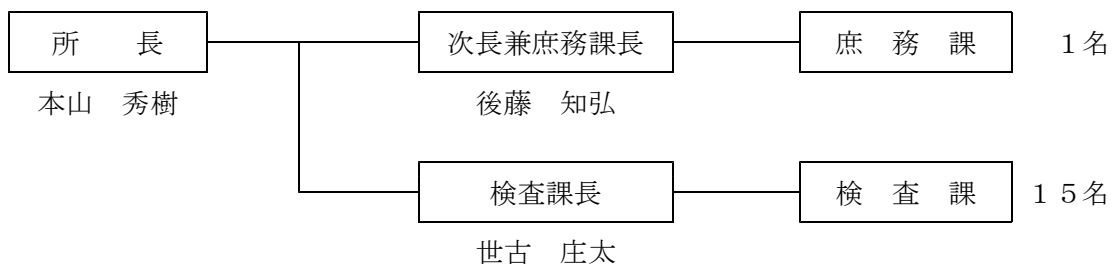


#### ② 地方機関

##### 大分県動物愛護センター(13名)



##### 食肉衛生検査所(19名)



## (2) 職員配置

本 庁

		職 員						計	非常勤 嘱 託	臨時 職員
		事務	技 術							
			獣医師	薬剤師	化学	管 理 栄養士	畜産			
本 庁	課 長		1					1		
	参事（総括）		2					2		
	主幹（総括）		1					1		
	生活衛生班	1			1			2	2	
	食品衛生班		1	2				3		
	食の安心・食育推進班					1	1	2		
	計	1	5	2	1	1	1	11	2	

地方機関

		職 員			計	非常勤 嘱 託	臨時 職員
		事 務	技 術				
			獣医師	動物管理 技術員			
愛 大 護 分 セ 県 ン 動 タ 物   所	所 長		1		1		
	参事兼課長 (うち併任職員)		2 (1)		2 (1)		
	愛護企画課	1	1	2	4	3	
	愛護管理課 (うち併任職員)	2 (2)	4 (4)		6 (6)		
	計	3	8	2	13	3	
衛 大 生 分 検 県 査 食 所 肉	所 長		1		1		
	次 長	1			1		
	庶務課	1			1	1	
	検査課		16		17	4	
	計	2	17		19	5	

## 2 事務分掌表

平成31年4月26日

課長 檜山 浩士  
主幹（総括） 本多 祥宏

### 生活衛生班

分 掌 事 務	主 任	副 任
1 公印の管守に関する事 2 文書の管理に関する事 3 生活衛生班の事務の総括・調整に関する事 4 生活衛生班の人材育成に関する事 5 生活衛生関係団体の指導育成に関する事 6 生活衛生関係の表彰に関する事 7 狂犬病予防法の施行に関する事 8 動物の愛護及び管理に関する法律の施行に関する事 9 化製場等に関する事 10 動物愛護センターとの調整に関する事 11 生活衛生班の業務に関して課長の第一順位の代決を行うこと	主幹（総括） 本多 祥宏	技 師 首藤 弘樹  主 事 埋田 卓
1 営業六法（理容師法、美容師法、クリーニング業法、旅館業法、公衆浴場法、興行場法）の施行に関する事 2 住宅宿泊事業法の施行に関する事 3 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律の施行に関する事 4 墓地、埋葬等に関する法律の施行に関する事 5 クリーニング師の試験事務・免許に関する事 6 建築物における衛生的環境の確保に関する法律の施行に関する事 7 プール維持管理等指導要綱の施行に関する事 8 生活衛生関係の統計に関する事 9 公益法人の指導監督に関する事	技 師 首藤 弘樹	主幹（総括） 本多 祥宏
1 予算の編成、執行管理及び決算に関する事 2 課の定期監査に関する事 3 包括外部監査に関する事 4 課の県有財産及び物品の管理に関する事 5 県議会に関する事 6 広報に関する事 7 課の事業実施補助に関する事 8 国庫支出金に関する事	主 事 埋田 卓	主幹（総括） 本多 祥宏
1 住宅宿泊事業の監視に関する事 2 住宅宿泊事業者の届出、報告に関する事 3 住宅宿泊事業に関する苦情・相談に関する事 4 住宅宿泊事業法に基づく欠格要件の照会に関する事 5 住宅宿泊事業法に関するその他の業務	非常勤職員 清原 秀樹	非常勤職員 高野 茂樹

令和元年5月1日

課長 榎山 浩士  
参事（総括） 伊東 成巳

食品衛生班

分 掌 事 務	主 任	副 任
1 危機管理及び風評被害に関する事 2 大規模イベント対策に関する事 3 食品、と畜・食鳥関係の表彰に関する事 4 大分県食品衛生協会等食品衛生関係団体の指導育成に関する事 5 食品安全推進県民会議の運営に関する事 6 食品検査施設の業務管理基準（GLP）に関する事 7 食品衛生班の事務の総括・調整に関する事 8 食品衛生班の人材育成に関する事 9 食品、と畜関係の長期研修に関する事 10 食品衛生班の業務に関して課長の第一順位の代決を行うこと 11 獣医師確保対策に関する事	参事(総括) 伊東 成巳	主 査 角谷 玲雄  主 査 林 由美
1 食の安全・安心推進条例の施行に関する事 2 食品安全行動計画の進行管理に関する事 3 大分県食の安全確保・食育推進本部及び食の安全確保推進幹事会の運営に関する事 4 と畜場法、食鳥検査法の施行に関する事 5 輸出食肉（対米等）に関する事 6 輸出水産食品（対米・対EU等）に関する事 7 野生獣肉の衛生確保に関する事 8 特定家畜伝染病対応に関する事	主 査 角谷 玲雄	主 査 林 由美
1 食品衛生法の施行に関する事 2 食中毒予防及び発生時の対応に関する事 3 HACCPの推進に関する事 4 水産食品の衛生確保に関する事 5 食品表示法（衛生事項）の施行に関する事 6 食品衛生監視機動班業務に関する事 7 収去検査計画及び結果に関する事 8 違反食品に関する事 9 食品衛生監視指導計画の進行管理に関する事	主 査 林 由美	主 査 角谷 玲雄
1 食品衛生関係事務取り扱いに関する事 2 フグの衛生確保に関する事 3 自主回収の報告に関する事 4 森永ヒ素ミルク、カネミ油症食中毒に関する事 5 食中毒注意報の発令に関する事 6 食の安全こども教室の実施に関する事 7 食品衛生監視員、と畜・食鳥検査員の研修に関する事 8 食の安全・安心ホームページの管理・運営に関する事 9 食品衛生関係等の統計に関する事 10 監視員証の発行に関する事 11 文書取扱に関する事	技 師 宮部 祐介	主 査 林 由美

平成31年4月26日

課長 檜山 浩士

参事（総括） 宇都宮公平

食の安心・食育推進班

分 掌 事 務	主 任	副 任
1 食の安心・食育推進班の事務の総括・調整に関する事 2 食の安心・食育推進班の人材育成に関する事 3 食育基本法、大分県食育推進条例の施行に関する事 4 食育関係者（個人・団体）との連絡調整に関する事 5 共食応援事業（子ども食堂と直販所）に関する事 6 叙勲・褒章及び知事表彰等に関する事 7 職場研修の推進に関する事 8 関係各課等との連絡・調整に関する事 9 他の班に属さないこと 10 食の安心・食育推進班の業務に関して課長の第一順位の代決を行うこと	参事（総括） 宇都宮公平	主 査 喜田 弥生  技 師 世古 なぎ
1 食品表示法の施行に関する事 2 食品偽装表示対策チームの運営に関する事 3 食品表示の啓発及び研修に関する事に関する事 4 食物アレルギー対策に関する事 5 リスクコミュニケーションに関する事 6 地域での食育推進事業（食育人材バンクパワーアップ分）に関する事 7 食料産業・6次産業化交付金（地域での食育の推進事業）に関する事 8 風評被害対策に関する事	主 査 喜田 弥生	技 師 世古 なぎ
1 食育推進計画の進行管理に関する事 2 食育推進幹事会の運営に関する事 3 食育推進会議及び地域食育推進連絡協議会の運営に関する事 4 食育の情報発信に関する事 5 食育人材バンクの運営に関する事 6 共食拡大事業（市町村との連携）に関する事 7 共食の普及啓発（動画等）に関する事 8 製菓衛生師法の施行に関する事	技 師 世古 なぎ	主 査 喜田 弥生

### 3 新・大分県長期総合計画に基づく施策展開

【 食品・生活衛生課 】

施策名	食の安全・安心の確保・健全な食生活と地域の食をはぐくむ食育の推進		
	政策名	安全・安心な暮らしの確立	政策・施策コード

#### 【施策の概要】

- ①食の安全の確保； 生産から消費に至る全ての行程における食の安全確保対策を推進する。
- ②食の安心の確保； 消費者と生産者の相互理解、食に関する正しい知識の普及を促進する。
- ③食育の推進； 食育を推進し、「うまい、楽しい、元気な大分」の実現を図る。

#### 【施策を取り巻く社会経済情勢】

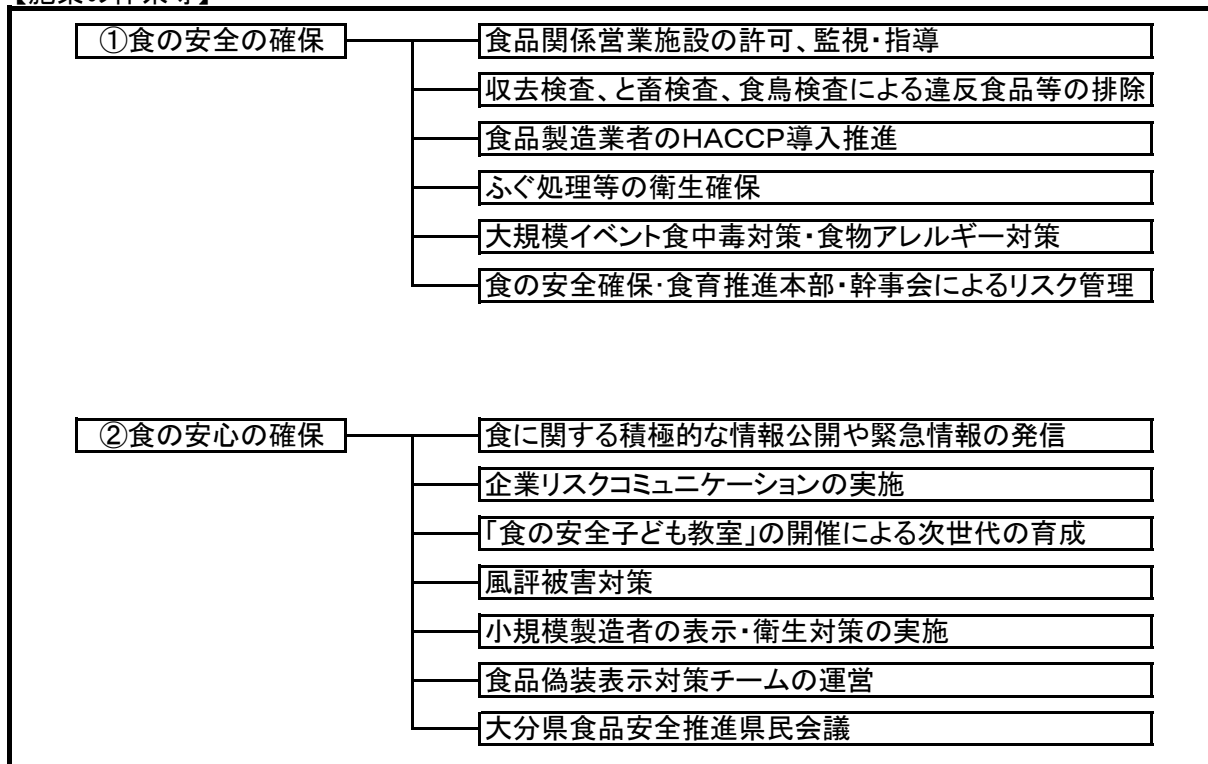
- ①外部環境
  - i 安全な食品を求める県民の要請は一段と強まっている。
  - ii 食生活の乱れに起因する様々な問題点(生活習慣病の増加、若年層の情緒不安定等)が指摘されている。
- ②内部環境
  - i 大分県食の安全・安心推進条例施行(17年4月)
  - ii 第5次大分県食品安全行動計画策定(30年3月)
  - iii 第3期大分県食育推進計画策定(28年3月)

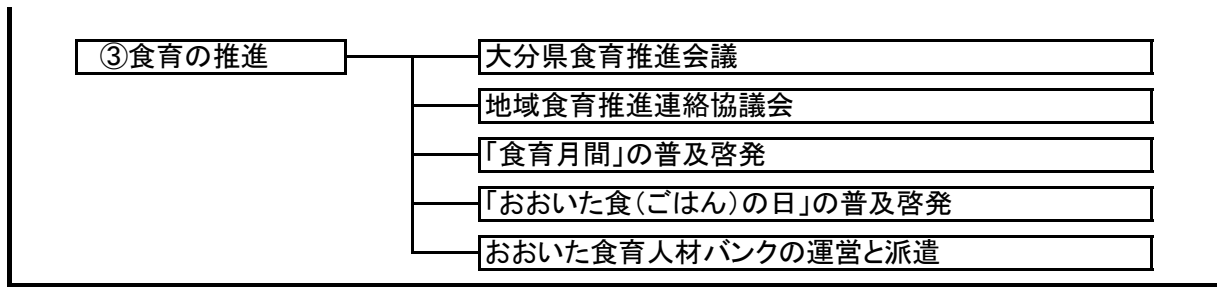
#### 【施策の課題、進むべき方向性】

大分県食の安全・安心推進条例に基づき各種施策を実施する。

- ①食の安全の確保；大分県食品安全行動計画の推進
- ②食の安心の確保；(同上)
- ③食育の推進；大分県食育推進計画の推進

#### 【施策の体系等】





【施策を構成する事業】

事業名		事業内容	事業費	新 継	重
1	おおいたの食育ステップアップ事業	食育推進幹事会と食育推進会議の運営	12,058	継	○
		地域食育推進連絡協議会の運営			
		「食育月間」「おおいた食(ごはん)の日」の普及啓発			
		共食の場の支援・拡大			
		食育推進計画普及のための取組(動画の作成)			
2	食の安全・安心推進事業	食の安全確保・食育推進本部、食品安全推進県民会議の運営 食物アレルギー事故対策 大規模イベント開催に係る食品衛生対策 企業リスクコミュニケーションモデル事業 食の安全こども教室の開催 風評被害対策 製造から流通まで全ての事業者対象に食品表示研修の実施 放射能汚染対策	6,076	継	
3	おおいたHACCPトータル支援事業	民間団体の連携によるHACCP定着支援 HACCP指導体制の強化	43,857	新	○
4	BSE検査事業	県内でと畜される感染疑い牛のBSE検査	2,065	継	
5	食品衛生監視指導推進事業	食品関係営業施設の許可、監視・指導、食品衛生自主管理体制推進、製菓衛生師試験実施等	25,946	継	
6	食品検査事業	食品収去検査、食中毒原因物質検査、食品検査施設における精度管理等	20,681	継	
		残留農薬等のポジティブリスト制度対応検査			
7	食肉衛生検査所運営費	と畜検査及び食肉衛生検査所の運営	36,260	継	
8	食肉輸出検査体制強化事業	輸出対策指導者の養成	5,398	継	
		迅速な検査体制の確立			
		対米輸出認定維持			
合計			152,341		

施策名	消費者の安心の確保と動物愛護の推進		
	政策名	安全・安心を実感できる暮らしの確立	政策・施策コード

I-5-(3)-③、④ I-9-(4)-③

【施策の概要】

- ①生活衛生営業・民泊対策
  - i 経営の健全化・営業者の組織化を促進することにより、生活衛生関係営業の衛生水準の向上を図る。
  - ii 民泊施設の監視・指導を行うとともに、関係法令の周知を図る。
- ②狂犬病予防・動物愛護対策
  - 安全で心豊かな社会の実現を図るために、人と動物の共生を推進する。

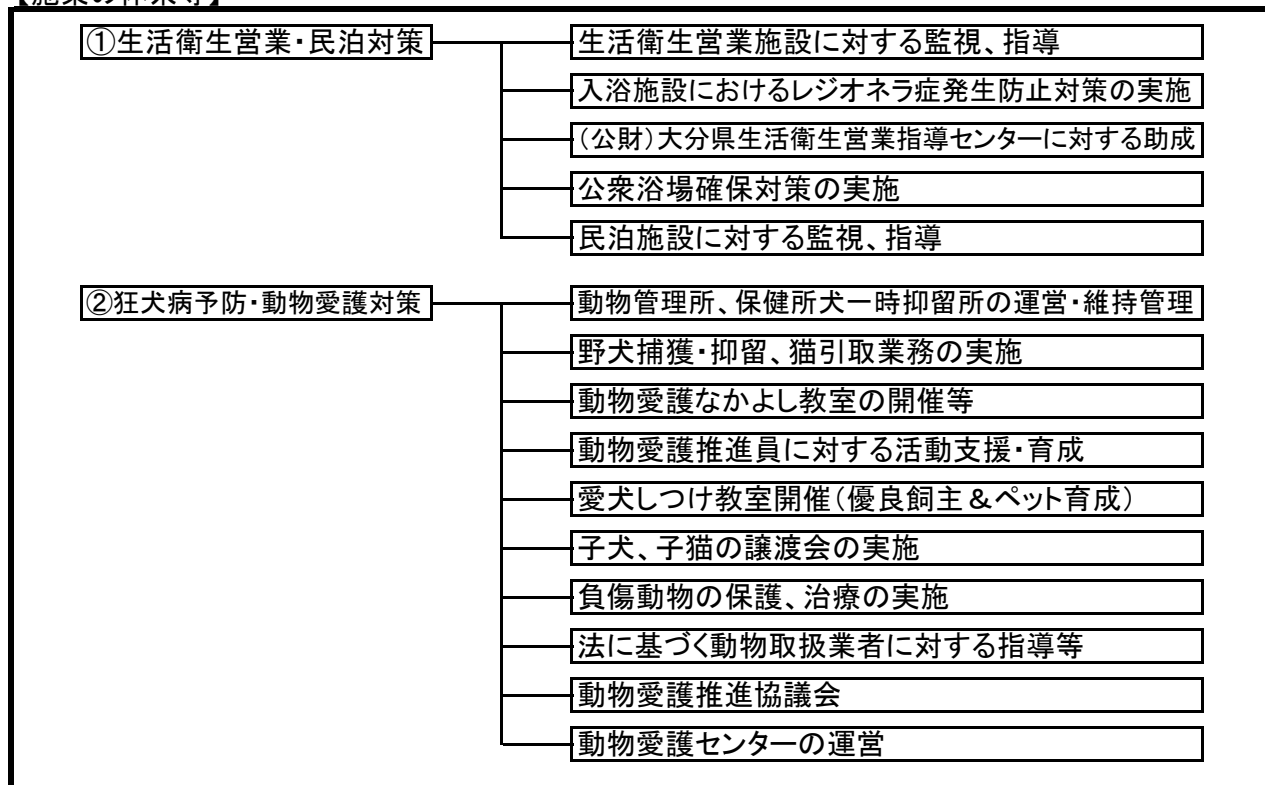
【施策を取り巻く社会経済情勢】

- ①外部環境
  - i 生活衛生関係営業は中小零細企業が多く、衛生水準確保のための人的・資金的余力不足
  - ii 健全な民泊の普及を図るための法律「住宅宿泊事業法(民泊新法)」の施行
  - iii ペット動物飼養者等のマナー不足による近隣住民とのトラブルや苦情の発生
  - iv 動物虐待等の生命を軽視した青少年犯罪の発生、低年齢化
  - v 動物由来感染症発生の危惧
- ②内部環境
  - i 生活衛生関係営業者の価値観の多様化による「組合離れ」の進行
  - ii 動物愛護管理を推進する拠点施設として新たに動物愛護センターを設置
  - iii 動物の愛護及び管理に関する法律改正(R元年6月)による動物愛護管理体制の見直しが必要

【施策の課題、進むべき方向性】

- ①生活衛生営業・民泊対策
  - 衛生水準の維持・向上には経営の安定が必要であることから、国とともに(公財)大分県生活衛生営業指導センターが行う経営相談事業等に対して助成する。併せて営業施設・民泊施設に対する監視指導や法令の周知を行う。また、営業施設については、自主管理組織としての同業組合の指導・育成に努める。
- ②狂犬病予防・動物愛護対策
  - 狂犬病予防法に定める事務を行うとともに、動物愛護センターを中核とした、飼い主の飼育マナーの徹底や犬・猫の譲渡、不妊去勢などの取り組みを推進し、放棄される犬・猫の殺処分を減らすとともに、「犬・猫など身近にいる動物と人が共生する社会の実現」を目指します。

【施策の体系等】





## 【施策を構成する事業】

(単位:千円)

事業名		事業内容	事業費	新 継	重
1	監視指導	生活衛生営業施設の許可、監視・指導、入浴施設のレジオネラ症発生防止対策等	1,878	継	
2	営業対策事業	(公財)大分県生活衛生営業指導センターに対する助成、公衆浴場確保対策等	17,549	継	
3	民泊の安全安心確保事業	民泊施設の届出の受理、監視・指導、法令の周知等	6,346	継	○
4	狂犬病予防事業	西部・北部地区の野犬捕獲・抑留	8,854	継	
5	動物愛護推進事業	大分県獣医師会に対する動物愛護思想普及委託、猫引取業務の実施、動物取扱業者に対する指導	2,591	継	
		動物愛護に関する普及啓発			
		動物愛護推進協議会			
		動物愛護フェスティバル			
6	動物愛護協働推進事業	猫の不妊去勢手術補助	24,975	継	○
		動物愛護教育事業(命の授業)			
		災害拠点体制の整備			
		負傷動物・不妊去勢手術アドバイザーの設置			
		猫の適正飼養普及啓発			
捕獲車の更新・慰霊碑の設置					
7	動物愛護センター運営費	動物愛護センター運営に要する経費	101,891	新	
合計			164,084		

## 第2編 主要事業の概要

### 【生活衛生班の業務】

#### I 生活衛生関係営業の衛生管理と振興

県民の生活と密接な関わりを持つ生活衛生関係営業の振興と衛生管理の向上を図り、県民生活をより一層豊かで安心できるものとするため、「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」に基づく営業対策事業、「営業六法」に基づく関係営業施設の監視指導を行っている。

##### 1 生活衛生関係営業の衛生管理

###### (1) 営業六法に基づく監視・指導

理容師法、美容師法、クリーニング業法、興行場法、旅館業法、公衆浴場法に基づき各営業施設の衛生措置に関する立入検査を行っている。特に、本県におけるレジオネラ症防止対策を強化するため、大分県公衆浴場法施行条例及び旅館業法施行条例を平成15年に改正し、公衆浴場等入浴施設に対するレジオネラ症防止対策に積極的に取り組んでいる。

###### (2) 民泊の安全・安心確保対策

平成30年6月15日に住宅宿泊事業法が施行され、同法は書類による届出のみで年間180日以下の営業が可能なことから住宅宿泊事業の適正な運営を確保するため、民泊施設提供者の監視・指導を行っている。民泊監視員を設置し、旅館業の営業施設と同様に新規届出時に現地の調査や定期的な監視を行い、法律が遵守されていることを確認をすることで、県民と宿泊者の安全・安心を確保を図っている。

##### 2 生活衛生関係営業の自主活動の支援

###### (1) 生活衛生同業組合等の指導

生活衛生関係営業の健全な発展を通じて、衛生水準の維持・向上を図り、利用者又は消費者の利益の擁護を図るため、営業者が自主的に組織した各生活衛生同業組合に対する指導を行っている。

また、公益財団法人大分県生活衛生営業指導センターへの助言・指導を通じ、生活衛生関係営業者への経営の近代化・合理化、経営指導相談及び利用者の苦情処理事業等を強力に推進し、生活衛生関係営業の経営の強化と公衆衛生の向上を図っている。

###### (2) 生活衛生営業振興助成事業

生活衛生関係営業の振興及び活性化を通じた経営の安定化により、衛生水準の維持向上を図るため、平成18年度からセンターのホームページ（携帯電話用含む）を構築し、行政と営業者間のみならず、消費者に対し、同業組合の魅力等を積極的に情報発信することとしている。

### (3) 公衆浴場確保対策

一般公衆浴場の入浴料金は、現在も物価統制令による統制額に指定されており、併せて近年における生活様式の変化に伴う自家風呂の普及による利用者の減少及び燃料費・人件費等の諸物価の高騰による経営不振のため年々廃業が続き、地域住民の保健衛生上問題があることから、営業者の経営の安定を図るため、平成18年度に有識者や消費者及び業界団体等からなる公衆浴場入浴料金委員会を開催し、統制額を改定するとともに、燃料費に対する補助を行うなど公衆浴場の確保に努めている。

[資料]

I-1 生活衛生関係営業施設数

平成31年3月31日現在

業種 保健所等	旅館業				興行場				公衆浴場			理容所	美容所	クリーニング所			
	旅館・ホテル	簡易宿所	下宿	計	映画	スポーツ	その他	計	一般	その他	計			クリーニング*	取次	無店舗取次	計
東部	294	84	1	379	4	1	14	19	79	117	196	215	479	20	171	3	194
国東	41	59	2	102	0	0	0	0	1	9	10	62	86	7	31	0	38
中部	47	72	0	119	0	0	0	0	0	4	4	108	174	18	65	1	84
由布	264	138	2	404	0	0	0	0	13	49	62	48	58	12	33	0	45
南部	60	61	5	126	0	1	0	1	1	14	15	154	252	14	55	0	69
豊肥	72	75	0	147	1	0	0	1	10	37	47	91	146	13	47	0	60
西部	205	128	3	336	2	0	4	6	19	99	118	127	287	29	130	1	160
北部	62	105	0	167	2	0	6	8	9	30	39	187	389	21	84	0	105
高田	12	66	0	78	1	0	0	1	5	1	6	37	65	4	11	0	15
小計	1,057	788	13	1,858	10	2	24	36	137	360	497	1,029	1,936	138	627	5	770
大分市	108	8	9	125	6	0	6	12	22	39	61	426	1,074	61	221	3	285
県計	1,165	796	22	1,983	16	2	30	48	159	399	558	1,455	3,010	199	848	8	1,055

生活衛生関係営業(六法)監視状況  
(平成30年度)

I-2 生活衛生関係営業(六法)監視状況  
(平成30年度)

区分	保健所等										小計	大分市	県計
	東部	国東	中部	由布	南部	豊肥	西部	北部	高田				
旅館	施設数	379	102	119	404	126	147	336	167	78	1,858	125	1,983
	監視数	78	8	3	58	9	40	25	11	9	241	43	284
	監視率	20.6%	7.8%	2.5%	14.4%	7.1%	27.2%	7.4%	6.6%	11.5%	13.0%	34.4%	14.3%
興行場	施設数	19	0	0	0	1	1	6	8	1	36	12	48
	監視数	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1
	監視率	0.0%	-	-	-	0.0%	0.0%	0.0%	12.5%	0.0%	2.8%	0.0%	2.1%
公衆浴場	施設数	196	10	4	62	15	47	118	39	6	497	61	558
	監視数	12	3	2	4	8	37	18	18	4	106	32	138
	監視率	6.1%	30.0%	50.0%	6.5%	53.3%	78.7%	15.3%	46.2%	66.7%	21.3%	52.5%	24.7%
理容所	施設数	215	62	108	48	154	91	127	187	37	1,029	426	1,455
	監視数	5	0	2	0	3	44	3	2	0	59	9	68
	監視率	2.3%	0.0%	1.9%	0.0%	1.9%	48.4%	2.4%	1.1%	0.0%	5.7%	2.1%	4.7%
美容所	施設数	479	86	174	58	252	146	287	389	65	1,936	1,074	3,010
	監視数	17	2	10	3	11	5	9	24	6	87	78	165
	監視率	3.5%	2.3%	5.7%	5.2%	4.4%	3.4%	3.1%	6.2%	9.2%	4.5%	7.3%	5.5%
クリーニング	施設数	194	38	84	45	69	60	160	105	15	770	285	1,055
	監視数	2	7	2	1	7	1	1	0	0	21	51	72
	監視率	1.0%	18.4%	2.4%	2.2%	10.1%	1.7%	0.6%	0.0%	0.0%	2.7%	17.9%	6.8%
合計	施設数	1,482	298	489	617	617	492	1,034	895	202	6,126	1,983	8,109
	監視数	114	20	19	66	38	127	56	56	19	515	213	728
	監視率	7.7%	6.7%	3.9%	10.7%	6.2%	25.8%	5.4%	6.3%	9.4%	8.4%	10.7%	9.0%

レジオネラ検査報告状況  
(平成30年度)

レジオネラ検査報告状況  
(平成30年度)

区分	保健所等										小計	大分市	県計
	東部	国東	中部	由布	南部	豊肥	西部	北部	高田				
旅館 公衆浴場	施設数	242	21	11	179	21	60	184	48	11	777	77	854
	報告件数	216	21	11	133	21	48	137	30	11	628	77	705
	報告率	89.3%	100.0%	100.0%	74.3%	100.0%	80.0%	74.5%	62.5%	100.0%	80.8%	100.0%	82.6%

### I-3 理容師・美容師・クリーニング師試験実施状況

年 度	区 分	理 容 師		美 容 師		ク リ ー ニ ン グ 師	
		受験者数	合格者数	受験者数	合格者数	受験者数	合格者数
6	学 科	57	42	175	112	24	22
	実 技	26	26	132	104		
7	学 科	52	40	181	128	7	6
	実 技	36	31	101	86		
8	学 科	71	42	221	156	13	8
	実 技	41	31	133	97		
9	学 科	77	44	245	164	15	14
	実 技	40	30	173	121		
10	学 科	82	45	316	195	12	7
	実 技	47	37	175	130		
11	学 科	70	53	283	226	10	8
	実 技	62	51	282	216		
12	国家試験	109	65	507	308	12	12
13	国家試験	69	29	280	140	11	9
14	国家試験	55	31	352	218	14	13
15	国家試験	55	26	316	212	13	13
16	国家試験	77	40	360	200	13	12
17	国家試験	76	39	419	263	11	9
18	国家試験	61	16	209	114	17	16
19	国家試験	81	33	178	108	9	7
20	国家試験	43	20	201	132	19	18
21	国家試験	28	14	249	167	10	10
22	国家試験	18	9	202	123	14	14
23	国家試験	12	8	199	149	17	16
24	国家試験	22	11	186	133	12	12
25	国家試験	14	5	217	172	18	17
26	国家試験	0	0	177	151	7	6
27	国家試験	0	0	188	155	17	14
28	国家試験	0	0	144	121	17	15
29	国家試験	0	0	185	142	15	14
30	国家試験	0	0	176	150	19	14

(注) クリーニング師試験は県が実施

### I-4 公衆浴場入浴料金

1 入浴料金の統制額

平成31年3月31日現在

大 人 (12歳以上の者)	中 人 (6歳以上12歳未満の者)	小 人 (6歳未満の者)
380円	150円	70円

2 施行年月日  
平成19年1月12日

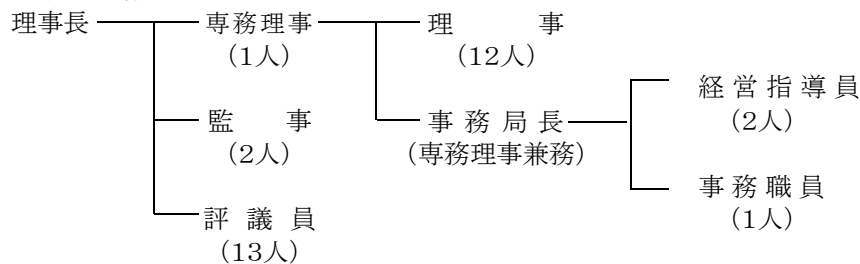
## I-5 公益財団法人大分県生活衛生営業指導センターの事業概要等

1 指 定 昭和58年3月15日

### 2 事業概要

- (1) 生活衛生関係営業の経営相談・経営指導事業
- (2) 消費者・利用者の苦情処理事業
- (3) 標準営業約款の登録に関する事業
- (4) 講習会・研修会等開催事業
- (5) 情報・資料収集及び広報事業
- (6) 生活衛生関係営業の振興事業
- (7) 生活衛生関係営業の景気動向調査等
- (8) 上記各号に付帯する事業

### 3 組 織



(理事長・専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定するとされている。  
(経営相談員のうち、1名は事務局長が兼務している。)

## I-6 大分県生活衛生同業組合等一覧表

平成31年4月1日現在

組 合 名	組合事務所所在地	電話番号	組合員数
大分県クリーニング生活衛生同業組合 理事長 村井 浩	大分市大手町二丁目5番15号文化堂ビル1階	097-574-9318	36
大分県理容生活衛生同業組合 理事長 石堂憲次	大分市日岡3丁目6-4	097-574-6611	546
大分県興行生活衛生同業組合 理事長 田井 肇	大分市府内町3-7-7 セントラルプラザ5F	097-532-3218	36
大分県飲食業生活衛生同業組合 理事長 井上富義	大分市大手町2丁目2-11 ヤマヒラ荘ビル2F	097-536-2556	1,200
大分県公衆浴場業生活衛生同業組合 理事長 宮崎奉治	大分市大字下郡3475番地の1	097-569-2848	8
大分県旅館ホテル生活衛生同業組合 理事長 西田陽一	別府市北浜2-10-19 グランメールビル4F	0977-22-0401	405
大分県美容業生活衛生同業組合 理事長 野田皆子	大分市田室町3-6	097-554-5878	856
大分県鮪商生活衛生同業組合 理事長 河野智幸	大分市高城本町7-16	0977-72-2421	26
大分県喫茶飲食生活衛生同業組合 理事長 田中晶美	大分市乙津港町1丁目3-21 乙津ハウス内	097-528-7706	32
大分県食肉生活衛生同業組合 理事長 清田浩徳	大分市大字駕野929-3	097-529-6544	40
大分県社交飲食業生活衛生同業組合 理事長 佐藤昭次郎	大分市新春日町1-2-33 ベルデイン新春日201	097-544-6164	36
財団法人大分県生活衛生営業指導センター 理事長 野田皆子	大分市長浜町1丁目12-3 今田ビル3F	097-537-4858	3,221

## II 生活衛生環境の整備

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づき、建築物衛生管理事業の登録と登録業者の事業所・特定建築物の立入検査、ビル管理者に対する指導を行っている。

また、墓地等の経営については、「墓地、埋葬等に関する法律」に基づき、その永続性を確保するため、経営許可の権限を持つ町村への助言指導と民法第34条の規定に基づく墓地等の経営を行う公益財団法人に対する許可、指導監督を行っている。

### 1 建築物の衛生的な環境の確保

#### (1) 特定建築物への立入検査、ビル管理者への指導

多数の人が利用又は使用する建築物（※特定建築物）は、建築物の高層化及び郊外型店舗展開に伴い、その数は漸増（昭和48年度末44施設、平成30年度末352施設）している。

この特定建築物における衛生確保のため、建築物管理基準の遵守状況等に関する立入検査とビル管理者に対する指導に努める。

#### (2) 建築物衛生管理事業の登録と登録業者事業所への立入検査、指導

特定建築物の維持管理を行うには専門的知識や技術が必要であり、法定の水準を備えた者について、知事の登録制度を設けており、登録業者事業所への立入検査、指導に努める。

#### ※ 特定建築物

興行場、百貨店、店舗、事務所、学校（学校教育法第1条に規定する学校を除く。）、旅館、集会場、図書館、博物館、美術館、遊技場で総延床面積（特定用途部分）が3,000㎡以上並びに学校（学校教育法第1条に規定する学校）で総延床面積（特定用途部分）が8,000㎡以上の建築物

### 2 墓地埋葬等の適正な運営管理の推進

墓地等の経営許可に関する事務については、平成7年4月1日に市町村に権限移譲し、「墓地、埋葬等に関する法律」の事務はすべて市町村の権限となった。地方分権一括法の施行に伴い、11年度に各市町村が墓地埋葬に関する条例を制定しており、これらの許可等にあたっては、住民の宗教感情に適合し、かつ公衆衛生、その他公共の福祉の見地から支障なく行われるよう市町村を支援してきた。

平成24年4月1日からは、第二次地方分権一括法の施行に伴い、各市が県と同じ権限を有することとなったため、各町村の支援を引き続き行う。

また、公益財団法人が経営する墓地等については、非営利性と永続性の原則に基づき、墓地等の許可権限がある市町村長との緊密な連携に努め、適正管理を推進する。



## Ⅱ－１ 建築物衛生管理事業登録数

平成31年3月31日現在

保健所	区分	清掃業	空気環境測定業	空気調和用ダクト清掃業	飲料水水質検査業	飲料水貯水槽清掃業	排水管清掃業	ねずみこん虫等防除業	環境衛生総合管理業	合計
	東部	9	1	0	0	15	1	8	6	40
	国東	3	0	0	0	5	0	0	0	8
	中部	3	0	0	0	4	0	1	0	8
	由布	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	南部	3	0	0	0	4	0	0	0	7
	豊肥	4	1	0	0	4	0	0	0	9
	西部	7	1	0	0	9	1	2	0	20
	北部	4	1	0	0	18	1	4	3	31
	高田	1	0	0	0	0	0	0	0	1
	小計	34	4	0	0	59	3	15	9	124
	大分市	27	6	0	1	46	6	15	10	111
	県計	61	10	0	1	105	9	30	19	235

## Ⅱ－２ 特定建築物数

平成31年3月31日現在

保健所	区分	興行場	百貨店	店舗	事務所	学校	旅館	その他	合計
	東部	2	3	15	7	3	31	6	67
	国東	0	0	0	3	0	2	1	6
	中部	0	0	2	1	0	1	1	5
	由布	0	1	0	2	0	8	0	11
	南部	0	2	5	5	0	2	1	15
	豊肥	1	1	5	2	0	1	1	11
	西部	0	2	6	4	0	15	3	30
	北部	0	6	14	9	1	5	4	39
	高田	0	0	2	1	0	0	0	3
	小計	3	15	49	34	4	65	17	187
	大分市	2	9	36	86	5	18	9	165
	県計	5	24	85	120	9	83	26	352

### Ⅲ 狂犬病予防対策及び動物の愛護と管理の推進

#### 1 狂犬病予防対策の推進

狂犬病は、依然として世界のほとんどの地域で発生しており、世界保健機構（WHO）の推計によると、全世界で年間およそ6万人が狂犬病で死亡していると報告されている。狂犬病を媒介する動物として、犬、コウモリ等が重要視されているが、平成25年には我が国と同じく半世紀にわたり狂犬病の報告が無かった台湾で、野生のイタチアナグマで狂犬病の発生が確認されたことから、野生動物の狂犬病への関心も高まっている。

わが国では、狂犬病予防注射率の低下、外国船による不法な犬の持ち込み及び外国からのコンテナに迷入している動物の逸走などにより、狂犬病が侵入する危険性が指摘されている。このような中、県では、市町村及び（公社）大分県獣医師会と連携し、犬の登録及び狂犬病予防注射の実施に関する普及・啓発を実施している。

また、野犬等の収容関係業務は、保健所等の狂犬病予防員（獣医師）と動物愛護センター及び2保健所に配置した「飼い犬指導員」を中心に実施している。

#### 2 動物の愛護及び管理の推進

県は、平成18年10月に国が定めた「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための指針」に即して、平成20年3月に「大分県動物愛護管理推進計画」を策定し、平成20年4月1日に施行した。また、平成25年8月の改正動愛法の施行、基本指針の改正に伴い、県の動物愛護推進計画を見直し平成26年4月1日より第2次計画を施行している。

本計画に基づき、動物愛護普及・啓発事業を実施している。また、動物管理所での子猫の譲渡会を開始したことを契機に犬・猫を譲渡する場合には事前に講習を実施することとし、優良な飼育育成に努めている。さらに、県が委嘱した動物愛護推進員69名などの動物愛護ボランティアや（公社）大分県獣医師会及び市町村と連携して、次の事業を実施した。

##### （1）動物愛護啓発事業

- ア 幼稚園児を対象とした「動物愛護なかよし教室」
- イ 小学校低学年を対象とした「動物ふれあい教室」
- ウ 小学校高学年を対象とした「命の授業」「心の事業」

##### （2）動物の適正飼育啓発事業

- ア 「愛犬しつけ講習会」毎年開催
- イ 「公園における糞放置防止啓発事業」

##### （3）譲渡事業

- ア 大分県動物管理所での「子犬の譲渡会」（月2回）  
「子猫の譲渡会」（月1～2回）
- イ 各保健所での譲渡事業
- ウ 動物愛護センターでの譲渡
  - ・犬の譲渡会（月2回）、猫の譲渡会（月2回） 日曜日
  - ・随時譲渡 センター開庁日

### 3 動物愛護センターの設置

動物愛護管理行政を一層推進するため、動物愛護の拠点施設として平成31年2月17日に大分市と共同でおおいた動物愛護センターを設置した。

〔大きな4つの趣旨〕

- ア 責任ある飼育の指導と啓発
- イ 動物福祉の教育と共生意識の醸成
- ウ 収容犬・猫の返還や譲渡
- エ 災害等緊急時、被災動物の避難救護活動の活動拠点

動物愛護センターを中核とし、動物愛護推進員やボランティアと連携し、動物の適正飼養普及啓発のための幅広い世代に向けた動物愛護教育、情報ツールを活用した収容動物の譲渡・返還の促進、地域猫活動の推進、災害時の被災動物の救護対策などの取組を推進する。

# 「大分県動物愛護管理推進計画」(第2次)～人と動物が愛情豊かに安心して暮らせる 大分県をめざして～

## 3つの基本目標と数値目標

(平成26年度～平成35年度)

**基本目標1** 動物を愛護し、動物との暮らしを楽しみ、動物の終生飼養に責任をもつ。

**基本目標2** 動物の特性や飼い方、しつけの方法を理解し、他人に被害や迷惑をかけない飼養をする。

**基本目標3** 各地域で動物愛護管理の取組をする人材を育成し、動物を愛する人々が共感をし、協働する。

数値目標 犬・猫の引取り数(犬の捕獲頭数を含む。)を10年間で平成16年度比75%減とする。  
(平成16年度 6,002頭を平成35年度に1,500頭にする。)



## 主な施策内容

### 第1章 基本的な方針

- ① 現状及び課題**
- 犬の登録頭数・注射率
  - 犬・猫の殺処分頭数
  - 犬・猫の苦情相談件数
  - 犬・猫の苦情相談の内容
  - 犬の咬傷事故件数
  - 動物愛護推進員の状況

**② 計画期間等**

- 計画期間  
26.4.1～36.3.31 10年間
- 進捗管理等  
・毎年度実施計画策定  
・成果の公表  
・県民・動物愛護推進協議会の意見聴取

### 第2章 適正な飼養の推進

- ① 動物の健康・安全確保**
- 県の責務
    - 犬・猫の引取り数減少
    - 收容した犬の返還の促進
  - 犬・猫の譲渡の促進
  - 動物取扱業者の責務
  - 飼養者の責務
    - 終生飼養・遺棄・虐待防止
    - 不妊・去勢措置
    - 所有明示、逸走防止
    - 猫の室内飼養

**② 危害迷惑の防止**

- 特定動物の適正飼養の指導
- 咬傷事故の発生防止
- 所有者のいない猫対策



### 第3章 動物由来感染症対策

- ① 狂犬病予防対策**
- 狂犬病に関する知識の普及
  - 犬の登録・注射の徹底
  - 狂犬病発生時の体制整備
- ② その他の感染症対策**
- 感染症に関する情報提供
  - 予防策の普及・啓発

### 第6章 体制整備

- ① 人材育成**
- 動物愛護推進員の育成と連携強化
  - 動物愛護推進協議会を中心とした関係者(団体)の連携
- ② 施設等の充実**
- 法改正に基づく施設の改善

### 第4章 動物取扱業者の責務

- ① 第一種動物取扱業者**
- 動物取扱責任者研修会の受講
  - 夜間展示の禁止
  - 現物確認・対面説明
  - 販売する犬・猫の週齢規制
  - 犬猫等健康安全計画の遵守
  - 犬・猫所有状況の記録・報告
- ② 第二種動物取扱業者**
- 届出制度の周知・適切な運用

### 第7章 災害時の対応

- ① 災害時の被災動物救護**
- 動物救護本部設置の体制整備
  - 動物の収容施設・設備の準備
  - ボランティアの確保

**③ 特定動物の逸走防止等**

- 逸走予防策の指導
- 緊急連絡体制の確保
- 保護収容体制の整備

### 第5章 普及啓発

- ① 啓発の充実・強化**
- フェスティバルなど動物愛護週間行事の充実
  - 適正飼養講習会等の開催
  - 動物愛護教育の推進
  - HPPによる情報発信
- ② 関係団体との連携**
- 市町村
  - マスコミ
  - (公社)大分県獣医師会
  - 大分県動物愛護推進員

### Ⅲ-2 犬の譲渡実績

年度	県保健所	動物管理所※	大分市保健所	合計	累計
6	40	50	-	90	90
7	28	55	-	83	173
8	40	111	-	151	324
9	45	111	53	209	533
10	14	54	47	115	648
11	18	73	0	91	739
12	59	100	0	159	898
13	112	165	0	277	1,175
14	105	104	21	230	1,405
15	111	151	12	274	1,679
16	62	113	22	197	1,876
17	84	180	52	316	2,192
18	111	192	46	349	2,541
19	94	197	24	315	2,856
20	112	209	52	373	3,229
21	216	144	45	405	3,634
22	201	144	102	447	4,081
23	162	163	82	407	4,488
24	171	130	102	403	4,891
25	145	123	98	366	5,257
26	108	124	52	284	5,541
27	92	107	43	242	5,783
28	86	58	38	182	5,965
29	98	59	26	183	6,148
30	102	61	26	189	6,337
計	2,416	2,978	943	6,337	

※ H6～大分県動物管理所の子犬の譲渡会開始(6.4.1 非常勤獣医師 配置)

※ H19～(社)大分県獣医師会 県が譲渡した子犬の無料健康診断・メス無料避妊手術開始

※ H24.10～(公社)大分県獣医師会 メス無料避妊手術からオス、メスの避妊去勢手術助成へ変更

※ H30年度は2月まで動物管理所、3月からは動物愛護センター



### Ⅲ-3 猫の譲渡実績

年度	県保健所	動物管理所	大分市保健所	合計	累計
24	71	10	24	105	
25	86	56	20	162	267
26	62	68	13	143	410
27	79	88	35	202	612
28	115	79	25	219	831
29	110	78	11	199	1,030
30	103	78	9	190	1,220
計	626	457	137	1,220	

※ H24.10～大分県動物管理所の子猫の譲渡会開始

※ H24.10～(公社)大分県獣医師会 県が譲渡した猫の無料健康診断・避妊去勢手術助成開始

※ H30年度は2月まで動物管理所、3月からは動物愛護センター

### Ⅲ-4 動物愛護なかよし教室開催結果

(平成30年度)

No.	保健所	事業名	開催月日	時間	開催場所	幼稚園名	参加人数	推進員 参加人数
1	中部	動物愛護なかよし教室	H30.11.7	10:00～11:00	臼杵市	野津南保育園	10人	1人
2	高田	動物愛護なかよし教室	H30.10.3	10:30～11:30	豊後高田市	香々地保育園	36人	
3			H30.10.10	10:00～11:00	豊後高田市	和光保育園	74人	
合 計							110人	0人

### Ⅲ-5 動物ふれあい教室開催結果

(平成30年度)

No.	保健所	事業名	開催月日	時間	開催場所	小学校名	参加人数	推進員 参加人数
1	南部	動物ふれあい教室	H30.10.4	13:40～14:25	佐伯市	八幡小学校	41人	6人
2			H30.10.11	13:50～14:35	佐伯市	佐伯東小学校	36人	6人
3			H30.10.19	13:55～14:40	佐伯市	佐伯東小学校	32人	6人
4			H30.11.9	13:40～14:25	佐伯市	切畑小学校	30人	6人
5	豊肥	動物ふれあい教室	H30.9.25	10:25～11:10	竹田市	竹田小学校	25人	1人
6			H30.9.27	9:30～10:20	竹田市	直入小学校	23人	1人
7	高田	動物ふれあい教室	H30.10.3	9:20～10:00	豊後高田市	香々地小学校	14人	
8			H30.10.4	9:40～10:25	豊後高田市	載星学園	13人	
合 計							187人	26人

### Ⅲ-6 命の授業・こころの授業等開催結果

(平成30年度)

No.	保健所	事業名	開催月日	時間	開催場所	小学校名	参加人数	推進員 参加人数
1	東部	命の授業	H30.10.18	10:45～12:20	杵築市	杵築小学校	29人	3人
2			H30.10.30	10:30～15:20	杵築市	杵築小学校	57人	3人
3			H30.11.30	10:45～15:30	別府市	南小学校	55人	3人
4	国東	動物愛護教室 「犬と猫と私たち」	H31.3.22	14:45～15:35	国東市	国東中学校	71人	-
5	北部	こころの授業	H29.11.30	15:00～15:45	中津市	大幡小学校	105人	3人
合 計							317人	12人



動物愛護なかよし教室



動物ふれあい教室



命の事業



動物愛護教室

### Ⅲ-7 その他の啓発事業の結果

#### 1 動物愛護パネル展

No.	保健所	開催月日	時間	開催場所	会場	推進員 参加人数	備考
3	北部	H30.10.19～H30.10.27	10:00～18:00	宇佐市	宇佐市民図書館	5人	

### Ⅲ-8 犬のしつけ教室等

(平成30年度)

No.	主催	開催月日	時間	開催場所	対象者	参加者	参加犬
1	獣医師会	H30.6.3	10:00~12:30	大分市	譲渡犬の飼い主	37人	16頭
2	獣医師会	H30.11.11	10:30~11:30	日田市	犬の飼い主	9人	8頭



### Ⅲ-9 大分県動物愛護推進員等の活動

(平成30年度)

行事	開催月日	開催場所	内容	推進員等 参加人数
動物愛護ボランティア養成講座	H30.10.27	大分県獣医師会館	・ボランティア活動にあたって ・ワークショップ	25人
	H30.11.18	大分県獣医師会館	・大分県の現状、動物愛護センター見学 ・実践活動事例紹介・獣医師会の取り組み	25人
	H30.12.10	動物愛護センター	講師 (一社)ソーシャルビジネス・ネットワーク 秋葉 芳江	25人
動物愛護ボランティアリーダーフォローアップ講座	H30.12.10	動物愛護センター	講師 (一社)ソーシャルビジネス・ネットワーク 秋葉 芳江	29人
動物愛護推進員委嘱式・養成講習会	H31.2.10	動物愛護センター	委嘱状交付、養成講習会 ①動物愛護管理法等について ②動物愛護推進員制度について	9人
研修会 活動報告会	H31.2.10	動物愛護センター	研修会 シェルターでの動物の管理(群管理) 講師 日本獣医生命科学大学ポストクター 田中 亜紀 活動報告会 助言者 (一社)ソーシャルビジネス・ネットワーク 秋葉 芳江	40人
活動内容	学校や病院での動物愛護啓発、動物介在活動事業		中津市や佐伯市の病院及び小学校等	延べ22回 48人
	動物管理所譲渡会サポート		月2回開催される子犬の譲渡会、月1~2回開催される子猫の譲渡会のサポートや犬猫飼養等	犬:6~8人 猫:2~4人
	愛犬しつけ教室		愛犬しつけ講習会	12人 3人
	犬・猫の適正飼養啓発		H31.2.22 「ねこのWa!」 ~猫と人の暮らしについて考えよう~	推進員3人 他48人
	公園における糞放置防止(啓発及び清掃活動)		H30.4.1 佐伯市 佐伯駅前周辺 H30.6.3 大分市 田ノ浦ビーチ	推進員5人 推進員12人 他40人

### Ⅲ-10 動物慰霊祭

(平成30年度)

開催月日	開催場所	参加者数
H30.9.2	大分県動物管理所	50人

### Ⅲ-11 大分県動物愛護フェスティバル(親子ふれあい動物フェスタ) (平成30年度)

開催月日	開催場所	参加者数
H30.9.22	平和市民公園多目的広場(大分市)	約5000人

大分市、(公社)大分県獣医師会と共催で第19回親子ふれあい動物フェスタを行いました。写真コンテストや長寿犬猫の表彰、飼い犬の犬しつけ方教室、グルーミング講座、動物スケッチ、猫の室内飼養・不妊去勢・災害時同行避難の啓発を行なうとともに、会場内のブースを動物愛護ボランティア等に提供し、それぞれ啓発活動を行っていただきました。



長寿犬猫の表彰



盲導犬の紹介



警察犬・災害救助犬の紹介



飼い犬のしつけ方教室



グルーミング講座



ペット健康相談



動物ふれあい



同行避難等啓発



トークショー  
「おおいた動物愛護センター開所に向けて」



Ⅲ-12 犬に関する資料

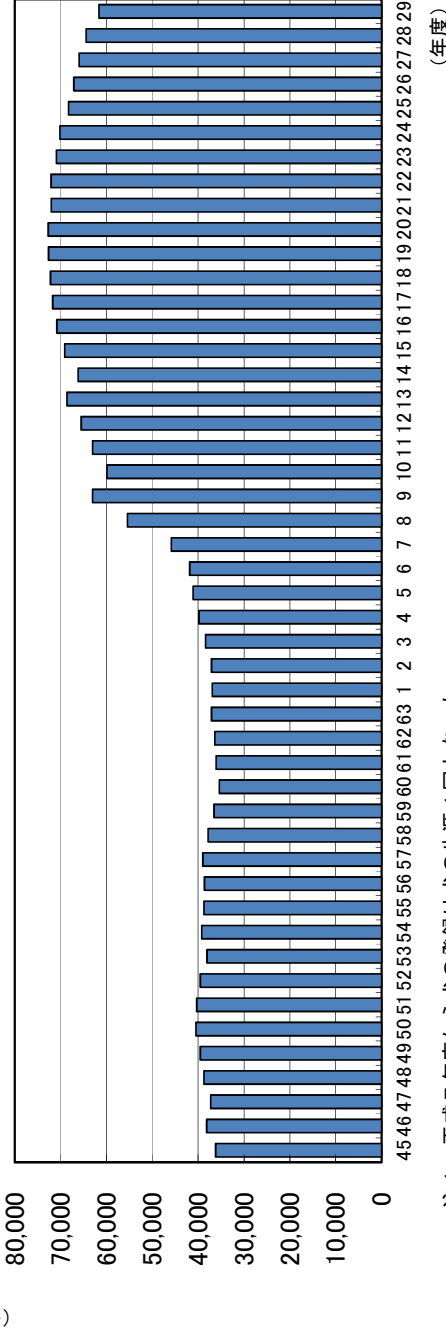
(平成30年度)

犬関係統計	東部	国東	中部	由布	南部	豊肥	西部	北部	高田	動物管理所・動物愛護センター	県小計①	大分市②	計①+②	前年度	増減
登録頭数	500	92	119	150	180	244	336	430	101	-	2,152	1,603	3,755	3,641	114
転入頭数	95	16	14	21	18	29	42	66	15	-	316	127	443	374	69
死亡・転出等頭数	804	215	253	198	533	378	481	637	186	-	3,685	1,692	5,377	5,388	-11
累計登録頭数	10,030	1,649	2,659	2,284	3,002	4,584	5,226	8,464	1,263	-	39,161	21,201	60,362	61,643	-1,281
注	1,549	957	653	837	697	2,005	1,285	1,714	573	-	10,270	859	11,129	11,899	-770
集合	3,862	335	898	512	1,062	579	2,117	2,791	382	-	12,538	12,864	25,402	25,234	168
個別	5,411	1,292	1,551	1,349	1,759	2,584	3,402	4,505	955	-	22,808	13,723	36,531	37,133	-602
合計	32	12	9	12	19	28	43	51	21	-	227	157	384	462	-78
成犬	3	1	-	-	4	11	36	19	7	-	74	7	81	46	35
子犬	35	13	9	12	23	39	79	70	21	-	301	164	465	508	-43
合計	7	-	1	-	-	6	2	-	-	-	16	3	19	22	-3
保健所	-	3	-	-	1	-	-	-	-	-	4	-	4	-	4
市町村	7	3	1	-	1	6	2	-	-	-	20	3	23	32	-9
計	1	-	2	1	2	3	4	2	2	-	17	7	24	15	9
吹き矢	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
麻醉銃	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
針	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	27	10	6	11	21	30	73	68	19	-	265	-	265	475	-210
成犬	11	3	4	2	10	9	15	12	2	-	68	13	81	113	-32
子犬	9	-	-	6	-	-	-	-	-	-	15	2	17	26	-9
合計	20	3	4	8	10	9	15	12	2	-	83	15	98	139	-41
成犬	16	-	-	7	3	-	-	2	2	-	30	-	30	31	-1
子犬	20	-	-	4	-	8	-	5	-	-	37	3	40	24	16
合計	36	-	-	11	3	8	-	7	2	-	67	3	70	55	15
成犬	27	3	4	9	13	9	15	14	4	-	98	13	111	144	-33
子犬	29	-	-	10	-	8	-	5	-	-	52	5	57	50	7
合計	56	3	4	19	13	17	15	19	4	-	150	18	168	194	-26
成犬	21	6	6	7	8	10	16	28	5	-	107	136	243	279	-36
子犬	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	21	6	6	7	8	10	16	28	5	-	107	136	243	279	-36
成犬	10	3	3	1	4	7	13	13	4	-	71	17	88	111	-23
子犬	5	1	-	2	-	-	16	20	-	-	92	9	101	72	29
合計	15	4	3	3	4	7	29	33	4	-	163	26	189	183	6
成犬	28	6	4	13	20	20	29	24	16	-	147	26	173	216	-43
子犬	27	-	-	8	4	19	20	4	-	-	34	-	34	24	10
合計	55	6	4	21	24	39	49	28	16	-	181	26	207	240	-33
犬の咬傷事故件数	-	3	2	1	5	5	4	4	-	-	24	20	44	45	-1
吹き矢使用日数	3	1	5	1	4	10	9	2	2	-	37	6	43	33	10
麻醉銃使用日数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
捕獲器所有台数	4	-	3	1	3	2	4	4	2	-	23	18	41	41	-
新たな飼主がしがし成立件数	-	-	-	-	-	7	-	2	-	-	9	-	9	-	9

### Ⅲ-13 犬の登録・狂犬病予防注射頭数の年度別推移

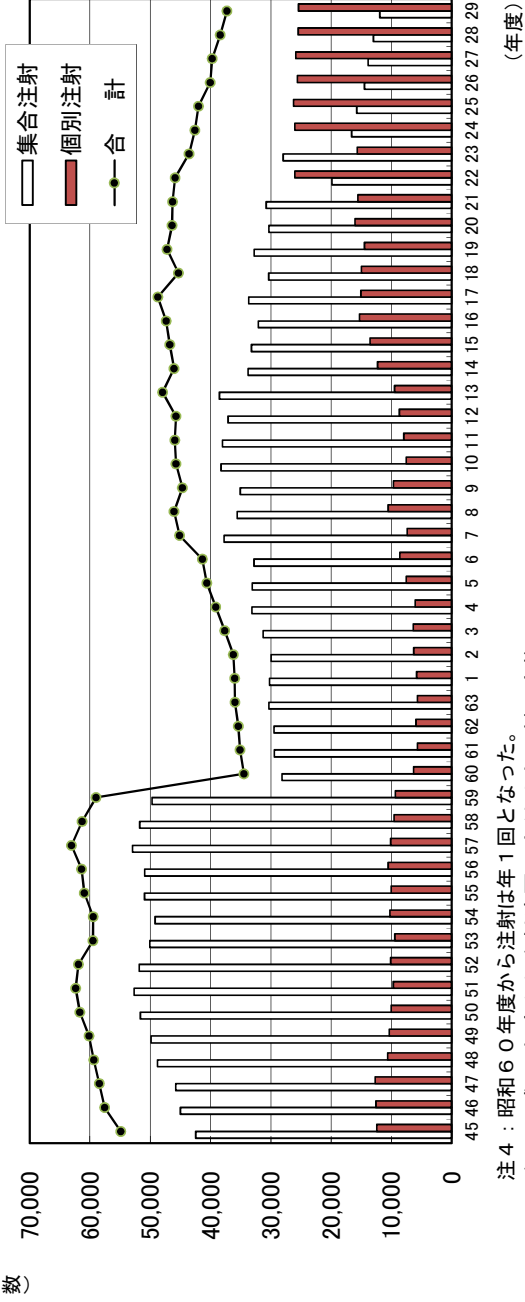
年度	登録頭数	狂犬病予防注射頭数		合 計
		集合注射	個別注射	
45	36,194	42,468	12,409	54,877
46	38,138	45,015	12,568	57,583
47	37,309	45,763	12,676	58,439
48	38,763	48,781	10,613	59,394
49	39,522	49,830	10,323	60,153
50	40,477	51,658	10,017	61,675
51	40,314	52,686	9,693	62,379
52	39,507	51,819	10,105	61,924
53	38,104	50,093	9,406	59,499
54	39,209	49,224	10,226	59,450
55	38,718	50,948	10,013	60,961
56	38,628	50,899	10,531	61,430
57	38,969	52,967	10,096	63,063
58	37,850	51,766	9,570	61,336
59	36,540	49,707	9,303	59,010
60	35,389	28,150	6,307	34,457
61	36,056	29,436	5,650	35,086
62	36,359	29,478	5,921	35,399
63	37,113	30,294	5,665	35,959
1	36,924	30,194	5,811	36,005
2	37,112	29,953	6,272	36,225
3	38,380	31,277	6,367	37,644
4	39,839	33,111	6,032	39,143
5	41,110	33,060	7,535	40,595
6	41,870	32,810	8,560	41,370
7	45,851	37,751	7,395	45,146
8	55,416	35,558	10,523	46,081
9	63,015	35,055	9,635	44,690
10	59,849	38,237	7,524	45,761
11	63,061	38,010	7,927	45,937
12	65,520	37,100	8,652	45,752
13	68,627	38,512	9,446	47,958
14	66,164	33,783	12,297	46,080
15	69,098	33,232	13,522	46,754
16	70,790	32,077	15,263	47,340
17	71,747	33,669	15,059	48,728
18	72,231	30,357	14,975	45,332
19	72,641	32,771	14,447	47,218
20	72,690	30,322	16,042	46,364
21	72,048	30,757	15,536	46,293
22	72,056	19,868	26,014	45,882
23	70,956	27,925	15,637	43,562
24	70,117	16,589	25,989	42,578
25	68,233	15,762	26,232	41,994
26	67,124	14,431	25,605	40,036
27	65,926	13,837	25,874	39,711
28	64,416	12,951	25,437	38,388
<b>29</b>	<b>61,643</b>	<b>11,899</b>	<b>25,405</b>	<b>37,304</b>

犬の登録頭数の推移 昭和45年～平成29年度



注1：平成7年度から犬の登録は犬の生涯1回となった。  
 注2：平成9年度から大分市の中核市移行に伴い大分市の狂犬病予防業務は大分市保健所が実施  
 注3：平成12年度から犬の登録業務は、市町村で実施

犬の注射頭数の推移 昭和45年～平成29年度



注4：昭和60年度から注射は年1回となった。  
 注5：平成12年度から注射済票の交付は市町村で実施

※ 数字は、大分市を含む。

Ⅲ-14 動物による咬傷事故等の実態調査

区分	こう傷事故等の件数		動物の頭数を起した		被害者数		動物の状況				被害者の状況				動物の処理				発生場所										
	小計	計	死亡	その他	飼い主・家族	それ以外	放し飼いで飼っている	野良犬・野良猫	その他	計	動物に手を出した	配達・訪問の際	通行中	遊戯中	その他	計	捕獲	引取り	飼養継続	逃走	その他	計	動物舎の周辺	公共の場	その他	計			
																											飼主・家族	それ以外	犬舎等に係留中
犬	44	45	0	0	10	36	12	9	12	0	12	45	9	2	8	18	2	7	46	2	3	36	0	4	45	15	21	8	44
飼主	28	28	0	0	8	21	5	8	6	29	6	29	6	2	7	9	2	3	29	0	3	25	0	1	29	11	14	3	28
判明未登録	13	13	0	0	2	10	2	4	3	12	3	12	3	0	1	6	0	2	12	1	0	11	0	0	12	4	6	3	13
飼い主不明	3	4	0	0	0	5	0	0	3	4	0	5	0	0	0	3	0	2	5	1	0	0	0	0	3	4	0	2	3
野犬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他の飼養動物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛玩用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	44	45	0	0	10	36	12	9	12	0	12	45	9	2	8	18	2	7	46	2	3	36	0	4	45	15	21	8	44

(平成30年度)

Ⅲ-15 猫に関する資料

(平成30年度)

猫関係統計	動物管理所 動物愛護センター											増減			
	東部	国東	中部	由布	南部	豊肥	西部	北部	高田	県小計①	大分市②		計①+②	前年度	
猫引取頭数	成猫	6	3	1	4	10	10	16	3	-	53	110	163	142	21
	子猫	-	11	-	4	7	-	33	-	-	55	56	111	79	32
	計	6	14	1	8	17	10	49	3	-	108	166	274	221	53
	成猫	32	17	24	13	11	70	80	65	10	322	84	406	560	-154
	子猫	188	55	50	37	37	83	150	108	38	746	394	1,140	1,186	-46
計	220	72	74	50	48	153	230	173	48	1,068	478	1,546	1,746	-200	
全引取	成猫	38	20	25	17	21	80	96	68	10	375	194	569	702	-133
	子猫	188	66	50	41	44	83	183	108	38	801	450	1,251	1,265	-14
	計	226	86	75	58	65	163	279	176	48	1,176	644	1,820	1,967	-147
猫返還頭数	成猫	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	2	2	-	-
	子猫	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	2	2	-	-
猫譲渡頭数	成猫	-	-	-	-	-	7	1	5	-	20	-	20	19	1
	子猫	-	5	-	-	-	19	16	45	5	161	9	170	180	-10
	計	-	5	-	-	-	26	17	50	5	181	9	190	199	-9
猫処分頭数	成猫	38	20	25	17	21	73	95	62	10	359	193	552	681	-129
	子猫	188	61	50	41	44	64	167	63	33	645	441	1,086	1,083	3
	計	226	81	75	58	65	137	262	125	43	1,004	634	1,638	1,764	-126

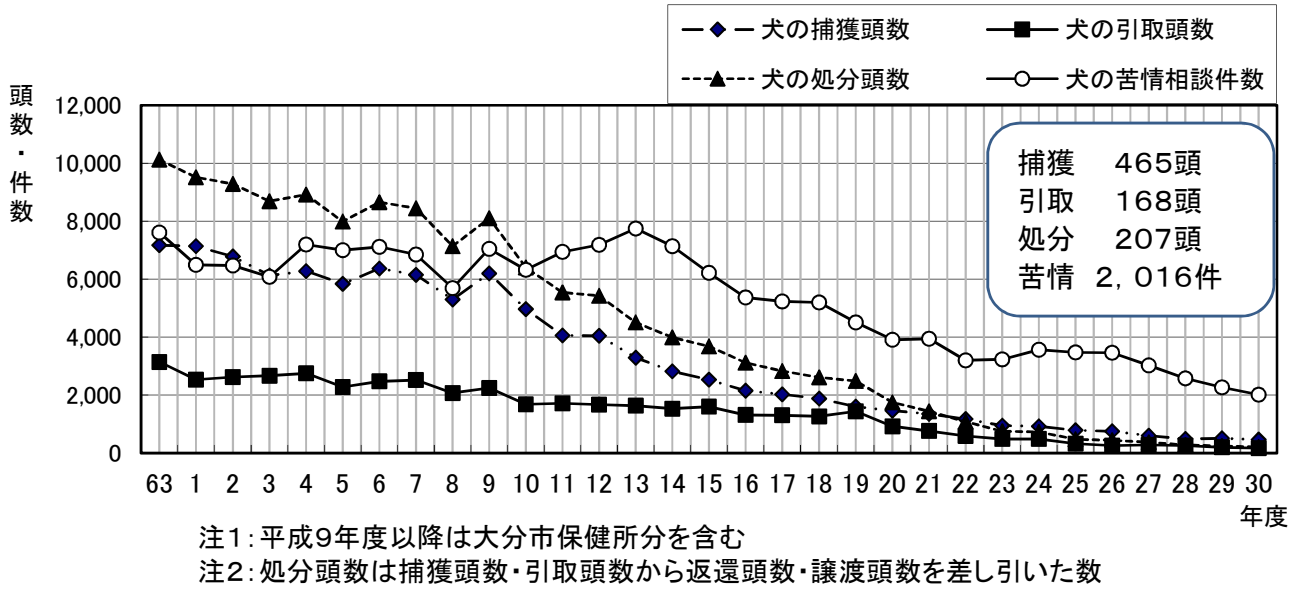
猫の新たな飼い主がし成立件数

Ⅲ-16 犬・猫の苦情・相談件数

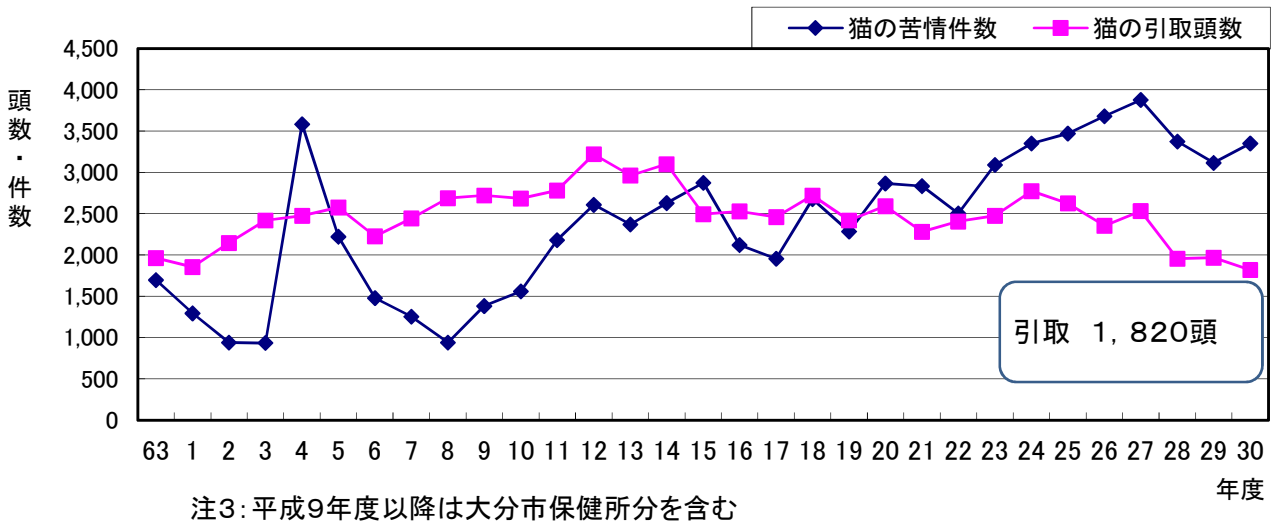
(平成30年度)

苦情・相談統計	動物管理所 動物愛護センター											増減				
	東部	国東	中部	由布	南部	豊肥	西部	北部	高田	県小計①	大分市②		計①+②	前年度		
犬	引取依頼	25	19	9	5	19	19	17	38	10	161	60	221	234	-13	
	捕獲依頼	22	13	9	9	32	32	46	71	17	251	61	312	310	2	
	放し飼取締り	13	8	4	13	7	29	17	28	4	123	62	185	146	39	
	捨て犬	-	1	-	2	3	-	-	-	-	6	1	7	6	1	
	咬傷等危害発生	-	5	2	1	1	5	3	4	1	22	21	43	48	-5	
	鳴き声	16	3	11	4	1	4	4	12	1	56	51	107	102	5	
	糞尿等汚物悪臭	34	2	2	2	7	1	1	13	3	65	42	107	120	-13	
	行方不明等問合せ	73	30	9	30	22	9	47	16	7	243	173	416	562	-146	
	死体収容依頼	50	1	8	-	6	5	-	-	-	70	3	73	77	-4	
	その他	46	4	8	12	18	13	23	24	12	160	385	545	663	-118	
	合計	279	86	62	78	116	117	158	206	55	1,157	859	2,016	2,268	-252	
	猫	引取依頼	8	37	20	3	34	28	15	27	9	134	134	315	230	85
		捕獲依頼	7	4	4	2	15	-	4	15	6	57	50	107	51	56
		放し飼取締り	8	-	7	4	1	6	-	2	3	31	21	52	77	-25
		捨て猫	1	-	-	3	1	3	-	1	1	10	42	52	23	29
咬傷等危害発生		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
鳴き声		4	-	1	-	2	2	-	7	2	18	11	29	15	14	
糞尿等汚物悪臭		58	6	9	1	12	4	9	39	5	143	105	248	197	51	
行方不明等問合せ		49	10	6	18	8	10	46	16	3	166	232	398	361	37	
死体収容依頼		918	47	119	13	284	28	4	2	-	1,415	5	1,420	1,413	7	
その他		71	10	20	4	26	12	9	33	12	197	535	732	750	-18	
合計		1,124	114	186	48	383	93	87	142	41	2,218	1,135	3,353	3,117	236	
総計		1,403	200	248	126	499	210	245	348	96	3,375	1,994	5,369	5,385	-16	

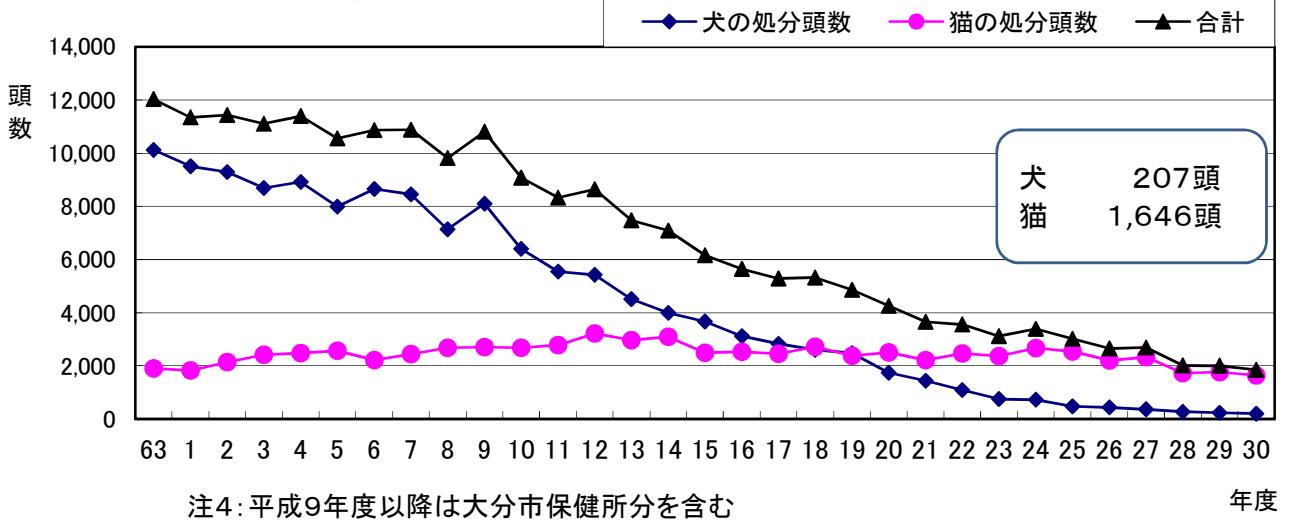
Ⅲ-17 犬の捕獲・引取・処分頭数と苦情相談件数の年度別推移



Ⅲ-18 猫の引取頭数と苦情相談件数の年度別推移



Ⅲ-19 犬・猫の処分頭数







Ⅲ-22 動物取扱業の登録状況

(平成31年3月31日現在)

	施第一 種数	第1種登録数								施第二 種数	第2種登録数							合計
		販売	保管	貸出	訓練	展示	あ っ せ ん	飼 養 受	譲 渡		譲 渡	保管	貸出	訓練	展示	その他	小計	
東部保健所	67	28	33	2	3	11	-	-	77	2	2	-	-	-	-	-	2	79
監視件数	44	28	-	2	3	11	-	-	44	2	2	-	-	-	-	-	2	46
東部保健所 国東保健部	14	10	5	-	-	2	-	-	17	-	-	-	-	-	-	-	-	17
監視件数	5	4	-	-	-	1	-	-	5	-	-	-	-	-	-	-	-	5
中部保健所	18	8	8	-	3	2	-	-	21	-	-	-	-	-	-	-	-	21
監視件数	2	2	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	2
中部保健所 由布保健部	17	7	7	-	-	7	-	-	21	-	-	-	-	-	-	-	-	21
監視件数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
南部保健所	21	10	12	-	-	2	-	-	24	-	-	-	-	-	-	-	-	24
監視件数	7	2	2	-	-	3	-	-	7	-	-	-	-	-	-	-	-	7
豊肥保健所	18	12	5	1	1	2	-	-	21	1	-	-	-	1	-	-	1	22
監視件数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
西部保健所	31	15	13	-	-	6	-	-	34	2	-	1	-	-	1	-	2	36
監視件数	10	5	1	-	-	4	-	-	10	1	-	1	-	-	-	-	1	11
北部保健所	48	21	28	1	2	6	-	-	58	3	3	-	-	-	-	-	3	61
監視件数	7	4	4	-	-	-	-	-	8	1	1	-	-	-	-	-	1	9
北部保健所 豊後高田保健部	9	4	4	-	-	1	-	-	9	-	-	-	-	-	-	-	-	9
監視件数	2	1	1	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	2
県小計①	243	115	115	4	9	39	-	-	282	8	5	1	-	-	2	-	8	290
県小計① 監視件数	77	46	8	2	3	19	-	-	78	4	3	1	-	-	-	-	4	82
大分市②	160	82	103	1	13	14	-	-	213	-	-	-	-	-	-	-	-	213
大分市② 監視件数	28	27	21	1	-	3	-	-	52	-	-	-	-	-	-	-	-	52
計①+②	403	197	218	5	22	53	-	-	495	8	5	1	-	-	2	-	8	503
計①+② 監視件数	105	73	29	3	3	22	-	-	130	4	3	1	-	-	-	-	4	134



### Ⅲ-23 動物愛護センター

#### 1 施設概要

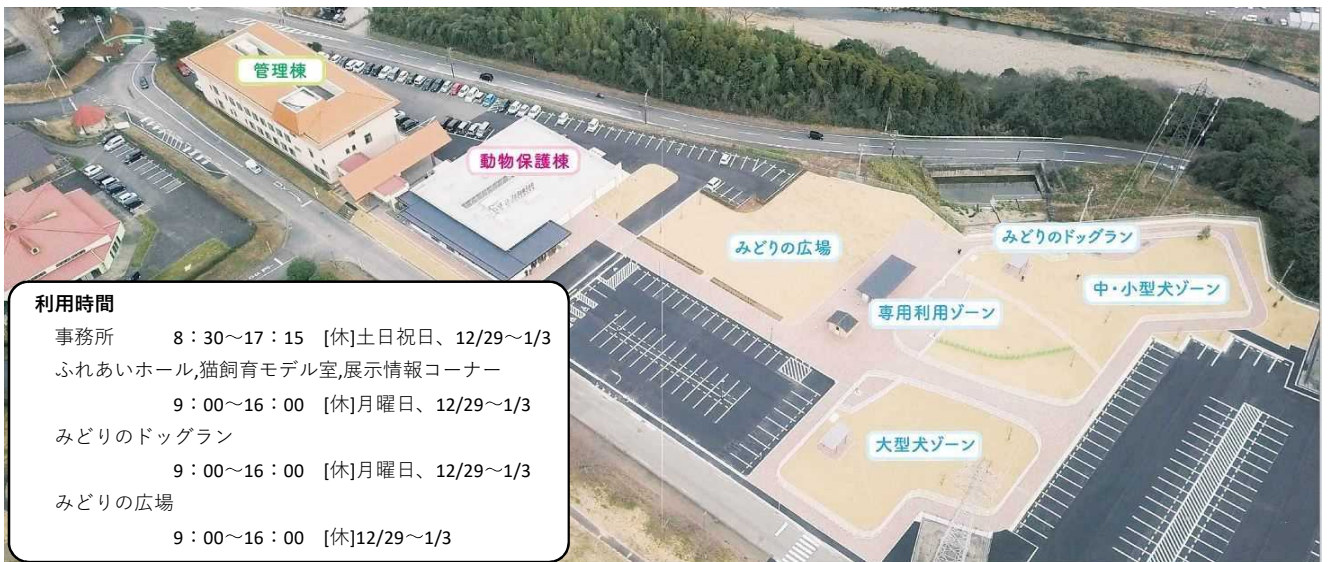
所在地：大分市大字廻栖野3231番地47

敷地面積：19,500㎡

建物：① 動物保護棟(約993㎡)  
 犬収容頭数(56頭)、猫収容頭数(100頭)  
 ふれあいホール、猫飼育モデル室、展示情報コーナー、トリミング室  
 犬・猫観察室、犬・猫隔離室、犬・猫譲渡飼養室、検査室、処置室 手術室 等  
 ② 管理棟(2,819㎡)  
 事務室、図書資料室、会議室、面談室、ボランティアスペース等

付帯施設：ドッグラン(2,412㎡)、多目的広場(1,399㎡)

沿革：平成25年度 動物愛護推進体制あり方検討会設置  
 平成26年度 動物愛護拠点施設調査検討委員会設置  
 平成27年度 大分県・大分市動物愛護拠点施設共同設置検討協議会設置  
 動物愛護センター基本構想策定  
 平成28年度 知事と大分市長で共同設置・運営の基本的事項について合意・確認  
 平成29年度 建設工事着工  
 平成30年度 「おおいた動物愛護センターの設置及び管理に関する条例」の制定  
 知事と大分市長で「おおいた動物愛護センター管理運営に関する協定書」締結  
 工事完了(H31.1)  
 おおいた動物愛護センター開所(H31.2.17)



#### 利用時間

事務所 8:30~17:15 [休]土日祝日、12/29~1/3  
 ふれあいホール、猫飼育モデル室、展示情報コーナー  
 9:00~16:00 [休]月曜日、12/29~1/3  
 みどりのドッグラン  
 9:00~16:00 [休]月曜日、12/29~1/3  
 みどりの広場  
 9:00~16:00 [休]12/29~1/3

#### 2 施設の役割

大きな4つの趣旨

- ①責任ある飼育の指導と啓発
- ②動物福祉の教育と共生意識の醸成
- ③収容犬・猫の返還や譲渡
- ④災害等緊急時、被災動物の避難救護活動拠点

業務の内容

犬の引取・捕獲・収容・返還、猫の引取・収容・返還、犬・猫等の苦情・相談、  
 負傷動物の収容・治療、犬・猫の譲渡・事前審査・講習会  
 咬傷事故調査・健康観察・飼主指導、狂犬病対策、動物由来感染症対策  
 動物愛護教育、動物愛護啓発等

#### 3 動物愛護管理啓発事業等

事業名	開催日時	内容
動物愛護センター オープニングイベント	H31.2.17	犬のしつけ教室、いのちの写真展、ペット食事相談会、猫の写真コンテスト、犬猫絵本の読み聞かせ、アジリティ、グルーミング実演、譲渡会説明会
いきなりにゃんこ展	H31.2.22	写真展、猫の写真コンテスト、犬猫絵本の読み聞かせ
飼い主のいない猫対策セミナー	H31.2.23	講演 地域猫活動のすすめ 講師 黒澤 泰(公財 神奈川県動物愛護協会 常務理事)
春休み特別イベント おおいた動物愛護センターツアー	H31.3.30	～知ってほしい命のこと～ ・動物愛護センター見学・動物愛護ボランティアお話、朗読会

Ⅲ-24 化製場及び魚介類等製造貯蔵施設・死亡獣畜取扱場・畜舎及び家きん舎の施設数

(平成31年3月31日現在)

区分	保健所	東部	国東	中部	由布	南部	豊肥	西部	北部	高田	県合計	大分市	合計	平成29年度
		施設実数												
化製場	施設実数	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	1	1
	皮革	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	油脂	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	にかわ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	肥料	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	1	1
	飼料	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	1	1
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
魚介類等製造施設	-	-	-	-	-	2	2	-	1	-	5	2	7	5
貯蔵施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
死亡獣畜	施設実数	-	-	-	2	-	-	-	2	-	4	-	4	10
	解体	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	1	1
	埋却	-	-	-	2	-	-	-	1	-	3	-	3	9
	焼却	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	1	1
	施設実数	3	1	-	9	-	-	-	2	6	6	-	27	27
畜舎家きん舎	牛	-	1	-	7	-	-	-	4	2	14	-	14	14
	馬	1	-	-	-	-	-	-	-	1	2	-	2	3
	豚	-	-	-	1	-	-	-	1	2	4	-	4	4
	めん羊・山羊	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	犬	2	-	-	1	-	-	2	-	1	6	2	8	3
	鶏・あひる	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	1	1
	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

## 【食品衛生班の業務】

### IV 食品安全・安心対策

平成30年度は、全国的に見るとイヌサフラン等の植物性自然毒による食中毒で3名の死者が発生した。県下では21件と多くの食中毒が発生した。特にノロウイルスによる食中毒が1月から連続して発生し、ノロウイルス食中毒注意報の期限である3月末を過ぎても県内でノロウイルス患者が増加していたため、4月末にノロウイルス特別注意報を発令し、県民に対策強化を呼びかけた。

また、平成30年11月には第33回国民文化祭、第18回全国障害者芸術・文化祭大分大会が開催された。各保健所では大規模イベント食品衛生対策として監視指導の強化を行った。その結果、開催期間中に食中毒の発生は無く、大会は盛大の内に終了した。

食の安全・安心を揺るがす事件はいまだ発生している中、引き続き開催されるラグビーワールドカップ2019や東京オリンピック・パラリンピックに向けて食の安全・安心に対する信頼性の確保が課題となっている。

本県においては、平成17年4月に県民の健康の保護及び食生活の向上を図ることを目的とした「大分県食の安全・安心推進条例」を施行した。平成30年3月には「第5次・大分県食品安全行動計画」として①生産から消費までの一貫した食品の安全性の確保、②生産段階における取組の充実強化、③関係者の相互理解による信頼関係の確立と県民との協働の3つの視点を柱にして、30年度から35年度までの5カ年の事業を計画的に策定している。

食の安全・安心確保対策については、「食の安全確保推進本部（平成15年9月設置）」を中心に、食に関する総合的かつ効果的な安全施策の推進を行っている。また、生産・製造者・流通・販売者、消費者等の県民が参加する「食品安全推進県民会議（平成15年9月設置）」を開催し、県民の声を施策に反映させ、食に関する情報の共有と相互理解と正しい認識の醸成を図っている。

一方、厚生労働省では、平成30年6月に食品衛生法を改正し、全ての食品等事業者を対象として、HACCPに沿った衛生管理を制度化した。猶予期間が設けられたものの県内のHACCP普及をさらに加速することが求められている。大分県では「HACCP推進事業」を実施し、普及促進を図ってきたが、次年度からは「おおいたHACCPトータル支援事業」を実施し、事業者団体と協力し事業者の導入を支援を図る。

平成30年度の主な事業

## 1 食の安全・安心推進事業

- (1) ふぐ処理等の衛生確保
- (2) 腸管出血性大腸菌・ノロウイルス食中毒対策
- (3) 大規模食中毒対策
- (4) 食中毒防止の普及啓発
- (5) 県内流通食品検査の実施

## 2 食の安全安心確保体制の運営

- (1) 食の安全確保・食育推進本部運営
- (2) 食品安全推進県民会議運営

## 3 海外輸出食品対策

- (1) 認定取得の対策
- (2) 認定後の対策

---

## 【参考】 令和元年度の主な事業

### 1 食の安全確保対策事業

- (1) 大規模イベント食中毒対策対策

ラグビーワールドカップ2019等の開催に伴い、国内外から多数の関係者や旅行客の来県が見込まれる。それに伴いホテル・旅館やその他の飲食店、各地で開催する関連イベントにおける食品関係事業者に対する食中毒防止対策を実施する。

- (2) 食物アレルギー対策

アレルギー物質を含む食品による健康被害の発生を未然に防止するため、食品等事業者に対し、適正表示の徹底について指導するとともに、表示義務の免除されている飲食店等にも食物アレルギー対策を進めるために食物アレルギー研修会を実施する。また、外国人でもわかりやすい食品原材料の情報提供について、リーフレットを作成し飲食店等での取組を支援する。

### 2 食の安心確保対策事業

- (1) 消費者への食品による危害発生防止のための情報提供

県庁ホームページ・フェイスブック・安全安心メールを利用して、食中毒防止の情報や他都道府県等からの自主回収情報の提供を行う。

- (2) 県内流通食品検査の実施

県内で流通している食品について、規格基準や残留農薬等の検査を実施して

安全・安心の確保を図る。

### 3 食中毒防止事業

#### (1) HACCPの普及・推進

HACCPに沿った衛生管理の導入を支援するため県内各地でワークショップ型セミナーを開催するとともにモデル事業を実施していく。また、民間指導者と協力し、施設の立入を実施しHACCPの適切な実施を指導する。

#### (2) 食中毒防止普及啓発の徹底

カンピロバクター等の食中毒予防啓発を図るためリーフレットを配布し、監視や講習会等で活用する。

#### (3) ふぐ処理等の衛生確保

大分県食の安全・安心推進条例第3節の規定に基づき、ふぐ処理者の登録、ふぐ処理施設の届出などを推進するとともに、ふぐ中毒防止強化月間（10月）を中心に県下一斉での立入や魚種の鑑別を視野に入れた監視等の取組を行い、ふぐ処理の衛生確保を図る。

#### (4) 腸管出血性大腸菌・ノロウイルス食中毒対策

腸管出血性大腸菌対策として、と畜場における衛生対策を推進する。食肉卸、焼肉店における衛生確保や生野菜等についても県の指導基準に基づき指導を行う。消費者対策として、わかりやすい読本を作成し、冬期に多発するノロウイルス食中毒予防対策として、ノロウイルス食中毒注意報を発令するとともに、リーフレットを作成し、食品事業者・給食施設等へ配布・指導する。

### 4 食の安全安心確保体制の運営

#### (1) 食の安全確保・食育推進本部運営

「食の安全確保・食育推進本部」体制を運営し、食に関する総合的かつ効果的な安全施策を推進するとともに、緊急時には食の安全及び安心の確保を図る。

#### (2) 食品安全推進県民会議運営

県民の代表で構成する「食品安全推進県民会議」を開催するとともに、県内の生産・製造の現場視察を実施し、消費者、生産・製造者等の立場からの意見を聴き、施策に反映させるとともに、食に関する情報の共有、相互理解及び協力の推進を図る。

### 5 海外輸出食品対策

(1) 対EU輸出水産食品は、要件として施設が厚生労働省の事前承認を受けて、都道府県知事の登録又は認定を受ける必要がある。県内では1施設が認定を受け指名食品衛生監視員による指導を行っている。

(2) 対米輸出食肉は、要件として施設が厚生労働省の認定を受ける必要がある。大分県内のと畜場が4月に厚生労働省の認定を受けたことから、認定要綱に基づく指導を大分県食肉衛生検査所が実施している。

#### IV-1 大分県食の安全確保・食育推進本部関係会議の開催状況

##### 1 大分県食の安全確保推進幹事会

年 月 日	内 容	備 考
平成30年 5月17日	(1)食の安全・安心確保推進体制 ・食の安全・安心確保に関する推進体制について ・食の安全・安心確保に関する緊急情報・事務処理要領について (2)各課の事業 ・第4次大分県食品安全行動計画実施状況（平成29年度）について (3)第5次大分県食品安全行動計画、平成30年度の取組みについて (4)その他 ・広域的対応の強化が求められる契機となった食中毒事件 ～関東地方を中心に広域的に発生した O157 食中毒について～	第1回会議

#### IV-2 大分県食品安全推進県民会議の開催状況

年 月 日	内 容	備考
平成30年 7月18日	場所：大分銀行 宗麟館 大会議室 議題： (1)第5次大分県食品安全行動計画について (2)食の安全・安心確保に関する事業 ・平成29年度の取組状況について ・平成30年度食の安全安心確保に関する取組について (3)その他 ・調理従事者を介したノロウイルス食中毒予防について ・カンピロバクター食中毒について	第1回会議 委員18名
平成31年 2月12日	場所：大分県水産会館 大会議室 議題： (1)第5次大分県食品安全行動計画（平成30年度の取組状況）について (2)食品衛生法の改正について（HACCP に沿った衛生管理の制度化について） (3)飲食店での食物アレルギー対応について	第2回会議 委員20名
平成30年 12月6日	G A P 及び H A C C P 実施施設の現地視察 場所：三和酒類株式会社 有限会社 北崎農園	【現地視察】 委員8名

#### IV-3 平成30年度ふぐ処理者新規講習会受講者

保健所名	東部	国東	中部	由布	南部	豊肥	西部	北部	高田	県外	合計	大分市	県合計
講習会受講者数	7	0	2	6	0	0	0	2	1	1	19	11	30

#### IV-4 平成30年度ふぐ処理者更新講習会受講者

保健所名	東部	国東	中部	由布	南部	豊肥	西部	北部	高田	県外	合計	大分市	県合計
講習会受講者数	205	20	65	30	79	10	39	66	16	3	533	207	740

#### IV-5 ふぐ処理施設届出済数

保健所名	東部	国東	中部	由布	南部	豊肥	西部	北部	高田	合計	大分市	県合計
飲食店	95	31	42	32	31	14	23	39	10	317	131	448
魚介類販売業	54	9	12	3	29	7	13	38	4	169	60	229
魚介類加工業	0	1	2	0	3	0	0	0	0	6	0	6
合計	149	41	56	35	63	21	36	77	14	492	191	683

### IV-6 平成30年食中毒事件一覽表

No	発生場所	発生日	摂食者数	患者数	死者	病因物質	原因食品	原因施設	行政処分 日数	自主休業 日数
1	九重町	1/7	149	29	0	ノロウイルス	飲食店提供料理	飲食店(一般)	2	1
2	宇佐市	1/19	2	2	0	テトロドトキシシン	シヨウサイフグ(推定)	家庭	—	—
3	竹田市	1/21	55	12	0	ノロウイルス	飲食店提供料理	飲食店(一般)	2	—
4	杵築市	2/13	35	12	0	ノロウイルス	飲食店提供料理	飲食店(一時)	2	—
5	別府市	2/20	18	16	0	ノロウイルス	飲食店提供料理	飲食店(一般)	2	1
6	大分市	3/26	90	32	0	ノロウイルス	飲食店提供料理	飲食店(一般)	—	—
7	日出町	3/29	209	18	0	ノロウイルス	飲食店提供料理	飲食店(一般)	2	—
8	別府市	4/9	200	34	0	ノロウイルス	飲食店提供料理	飲食店(自動車による営業)	2	—
9	竹田市	4/11	6	4	0	クドア・セブテンプリンクタータ	飲食店提供料理	飲食店(そうざい)	—	—
10	別府市	4/15	105	22	0	クドア・セブテンプリンクタータ	飲食店提供料理	飲食店(一般)	—	—
11	日田市	4/20	27	24	0	ノロウイルス	飲食店提供料理	飲食店(一般)	3	—
12	大分市	5/19	10	7	0	ノロウイルス	飲食店提供料理	飲食店(一般)	3	—
13	大分市	5/19	8	6	0	カンピロバクター・ジェジュニ	飲食店提供料理	飲食店(一般)	2	—
14	大分市	5/27	12	10	0	クドア・セブテンプリンクタータ	ヒラメ握り(推定)	飲食店(一般)	—	—
15	臼杵市	5/29	3	3	0	カンピロバクター・ジェジュニ	飲食店提供料理	飲食店(一般)	2	1
16	大分市	7/25	44	16	0	黄色ブドウ球菌	弁当	飲食店(弁当)	—	—
17	大分市	7/28	32	13	0	カンピロバクター・ジェジュニ	飲食店提供料理	飲食店(一般)	6	—
18	玖珠町	8/27	1	1	0	植物性自然毒	ツキヨタケ	家庭	—	—
19	中津市	8/31	79	36	0	ヒスタミン	サバの塩焼き	給食施設	—	—
20	日出町	11/10	22	12	0	クドア・セブテンプリンクタータ	ヒラメの刺身	飲食店(料理店)	—	—
21	別府市	12/16	27	7	0	カンピロバクター・ジェジュニ	飲食店提供料理	飲食店(一般)	2	—
計			1,134	316	0					

### 【全国の食中毒発生状況】

平成30年：1,330件、患者数17,282人、死亡者 3人  
 平成29年：1,014件、患者数16,464人、死亡者 3人  
 平成28年：1,139件、患者数20,252人、死亡者 14人  
 平成27年：1,202件、患者数22,718人、死亡者 6人  
 平成26年： 976件、患者数19,355人、死亡者 2人



#### IV-7 年次別食中毒発生状況

年次	大 分 県				全 国			
	事件数	患者数	罹患率 (人口10万人対)	死者数	事件数	患者数	罹患率 (人口10万人対)	死者数
21	8 (3)	176 (45)	14.7	0	1,048	20,249	15.8	0
22	18 (8)	594 (173)	49.8	0	1,254	25,972	20.3	0
23	9 (4)	97 (28)	8.1	0	1,062	21,616	16.9	11
24	12 (5)	172 (82)	14.4	0	1,100	26,699	20.8	11
25	9 (4)	604 (41)	50.5	0	931	20,802	16.2	1
26	6 (1)	156 (82)	13.2	0	976	19,355	15.1	2
27	6 (1)	64 (4)	5.5	0	1,202	22,718	17.7	6
28	6 (1)	298 (158)	25.7	0	1,139	20,252	15.8	14
29	12 (4)	206 (91)	17.9	0	1,014	16,464	13.0	3
30	21 (6)	316 (84)	27.7	0	1,330	17,282	13.6	3

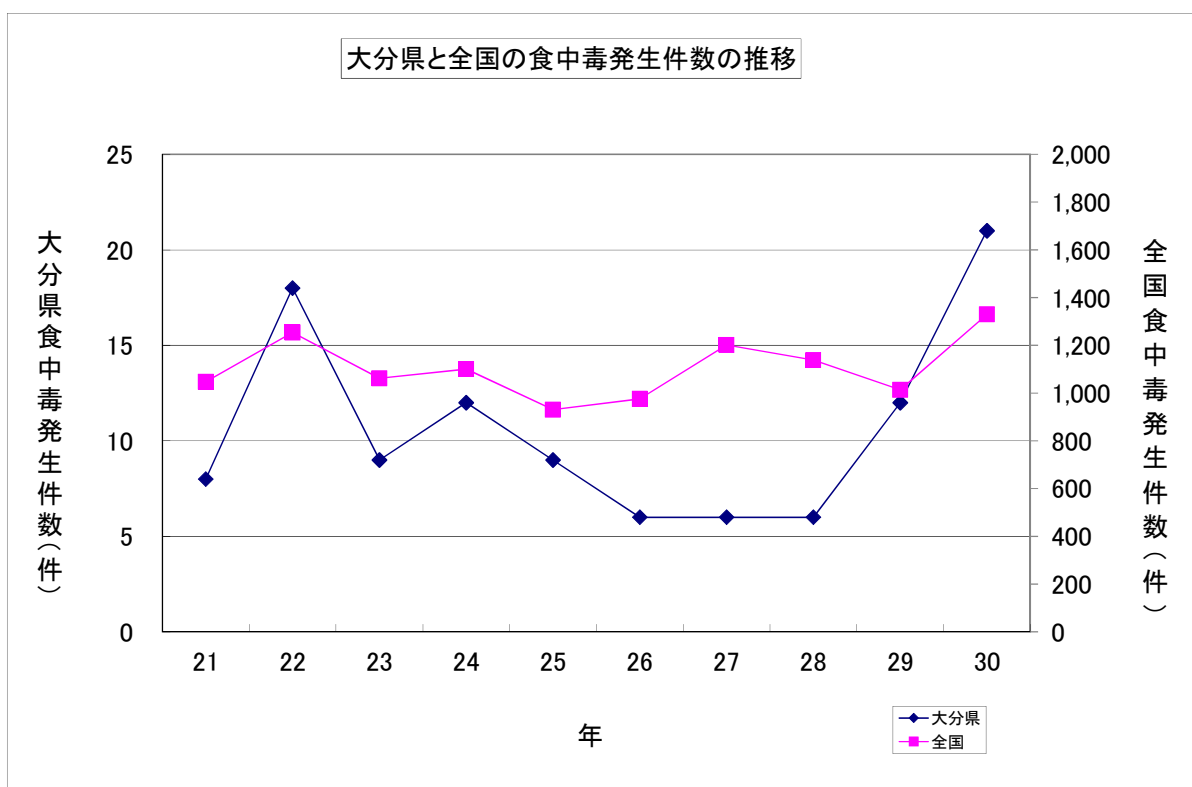
平成30年10月1日現在大分県人口

1,142,443 人 (大分県企画振興部統計調査課)

平成29年10月1日現在総人口

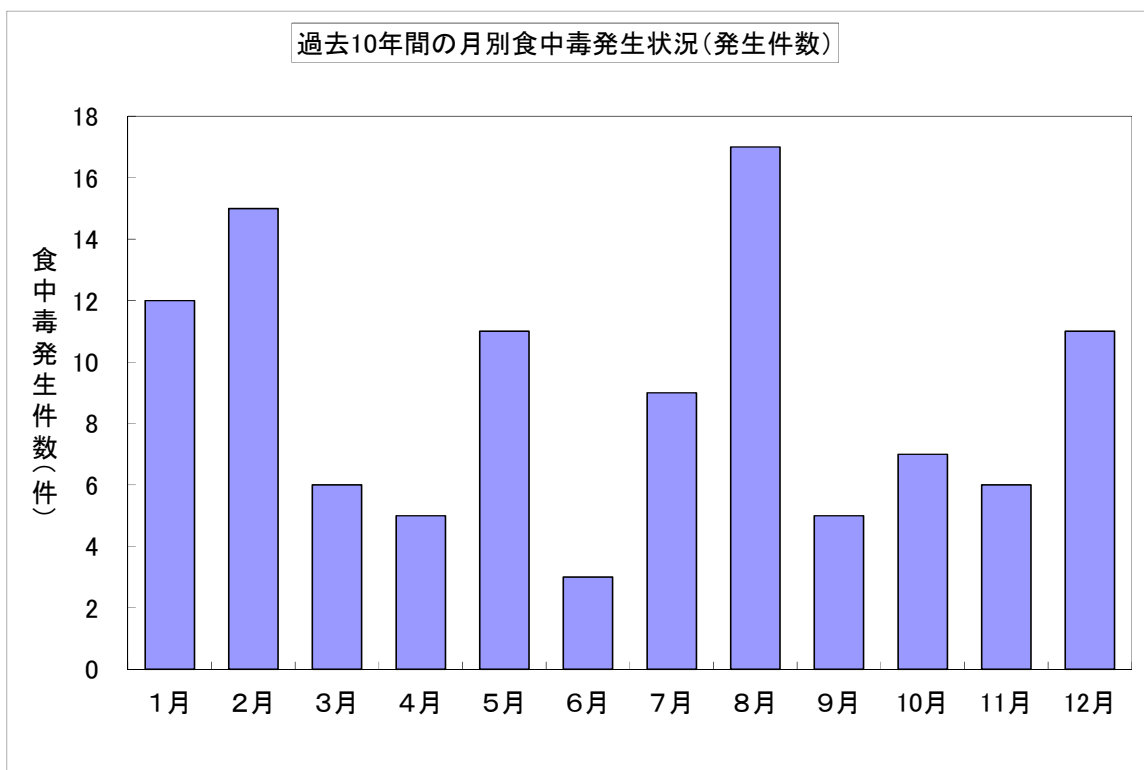
126,706,210 人 (総務省統計局)

( ) は大分市分再掲



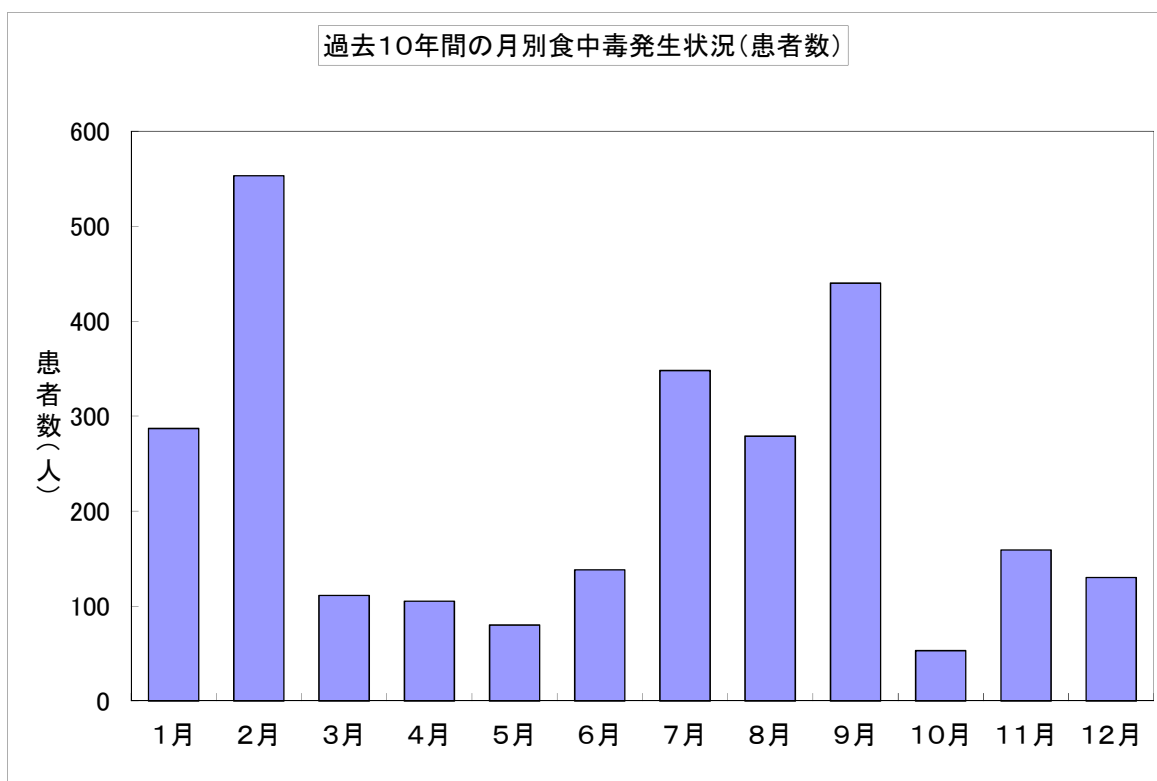
IV-8 過去10年間の月別食中毒発生状況（発生件数）

年/月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
21	1	2			1	1	2					1	8
22	1				2	1	3	6	1	2	2		18
23	1		2		2			2		1	1		9
24	2			1			1	1	1		1	5	12
25	1	3	1					2	1			1	9
26	1	1	1			1				1		1	6
27	1	1					1	1	1			1	6
28	1	2			1			2					6
29		4			1			1	1	3	1	1	12
30	3	2	2	4	4	0	2	2	0	0	1	1	21
計	12	15	6	5	11	3	9	17	5	7	6	11	107
%	11.2	14.0	5.6	4.7	10.3	2.8	8.4	15.9	4.7	6.5	5.6	10.3	100.0



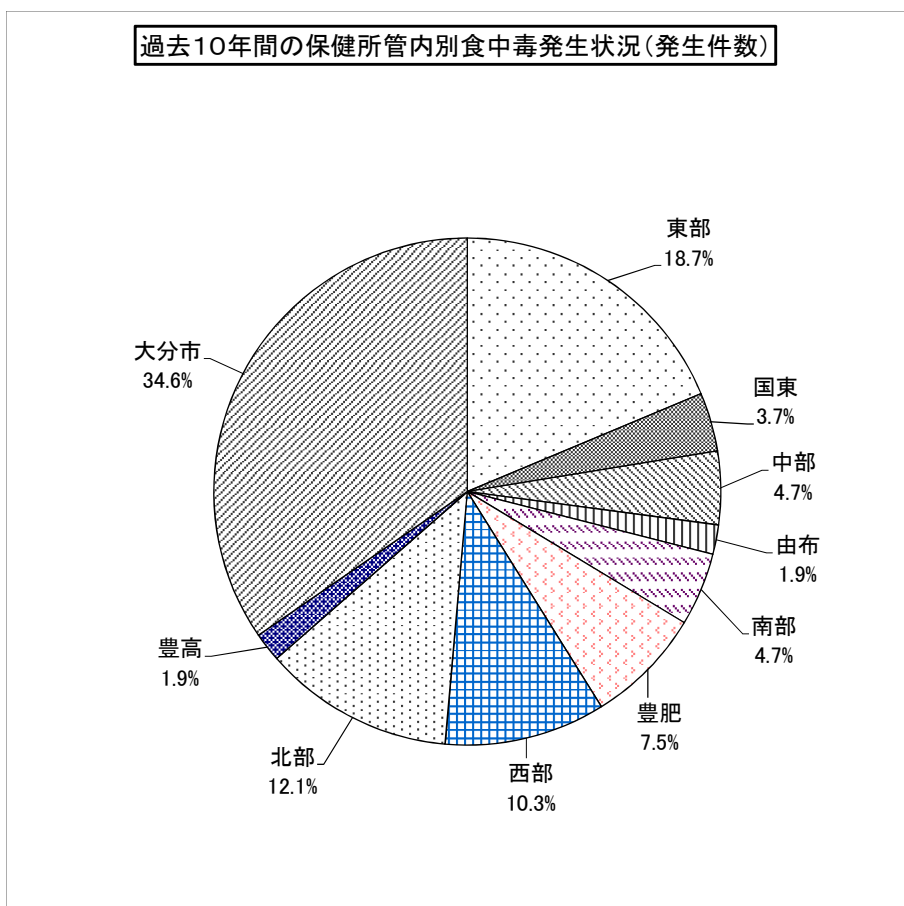
IV-9 過去10年間の月別食中毒発生状況（患者数）

年/月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
21	34	55			1	41	38					7	176
22	11				9	15	274	96	29	34	126		594
23	12		27		18			22		2	16		97
24	42			21			3	5	8		1	92	172
25	4	91	33					67	396			13	604
26	57	14	1			82				1		1	156
27	29	15					4	7	2			7	64
28	55	192			14			37					298
29		158			12			8	5	16	4	3	206
30	43	28	50	84	26	0	29	37	0	0	12	7	316
計	287	553	111	105	80	138	348	279	440	53	159	130	2,683
%	10.7	20.6	4.1	3.9	3.0	5.1	13.0	10.4	16.4	2.0	5.9	4.8	100.0



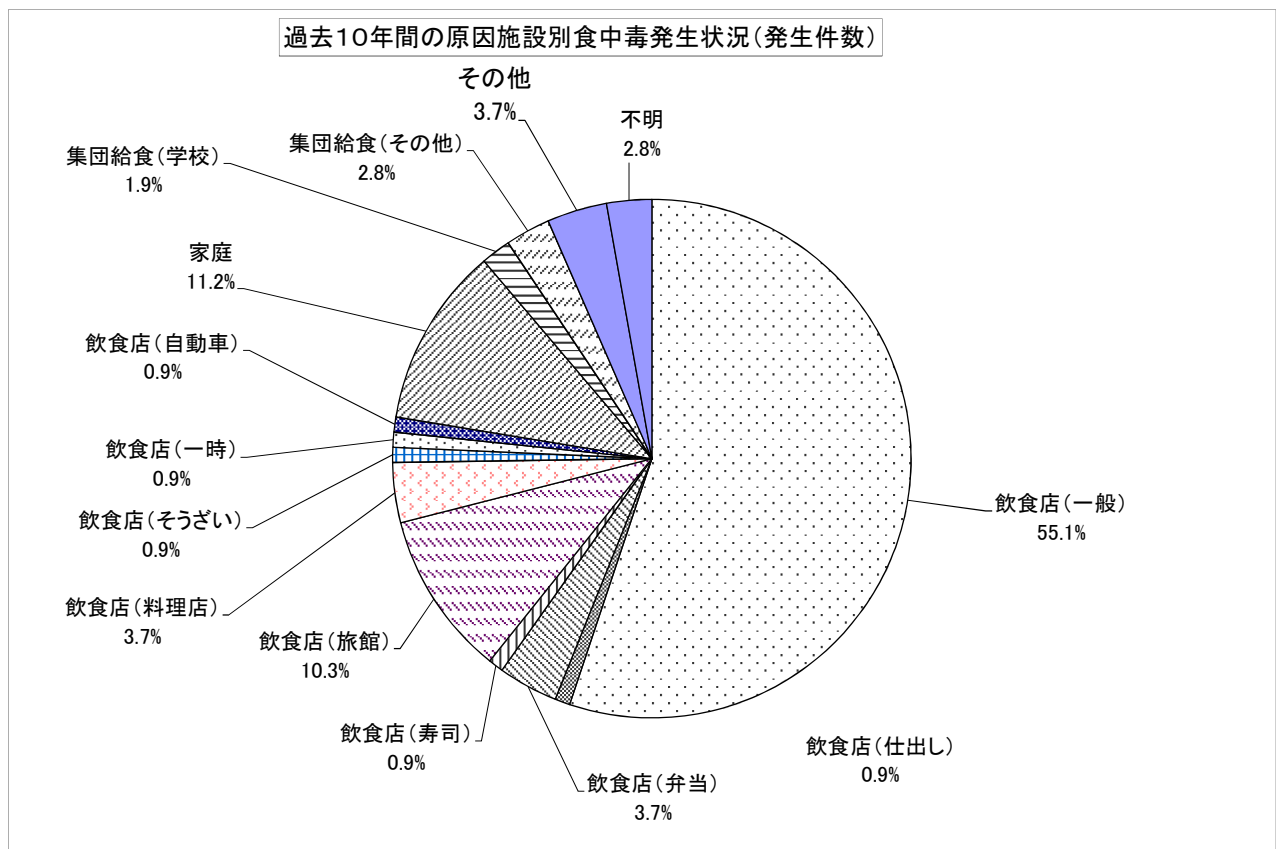
IV-10 過去10年間の保健所管内別食中毒発生状況（発生件数）

年次	保健所管内別食中毒発生状況										計
	東部	国東	中部	由布	南部	豊肥	西部	北部	豊後高田	大分市	
21	1			2				2		3	8
22	3		2			1	2	1	1	8	18
23					1	2	1	1		4	9
24	1	2	1			1		1	1	5	12
25	2	1					2			4	9
26			1		1	1		2		1	6
27	1				1		2	1		1	6
28	3	1					1			1	6
29	2				2	1		3		4	12
30	7		1			2	3	2		6	21
計	20	4	5	2	5	8	11	13	2	37	107
%	18.7	3.7	4.7	1.9	4.7	7.5	10.3	12.1	1.9	34.6	100.0



IV-11 過去10年間の原因施設別食中毒発生状況（発生件数）

年次	飲食店									家庭	集団給食			その他	不明	計
	一般	仕出し	弁当	寿司	旅館	料理店	そうざい	一時	自動車		学校	その他	寮			
21	3			1	1	1				1				1		8
22	9		1		1					3		1			3	18
23	7									1		1				9
24	8									2	1	1				12
25	3		1		2	2								1		9
26	2				2					1				1		6
27	4				1									1		6
28	1		1		3					1						6
29	9	1			1					1						12
30	13		1			1	1	1	1	2	1					21
計	59	1	4	1	11	4	1	1	1	12	2	3	0	4	3	107
%	55.1	0.9	3.7	0.9	10.3	3.7	0.9	0.9	0.9	11.2	1.9	2.8	0.0	3.7	2.8	100.0

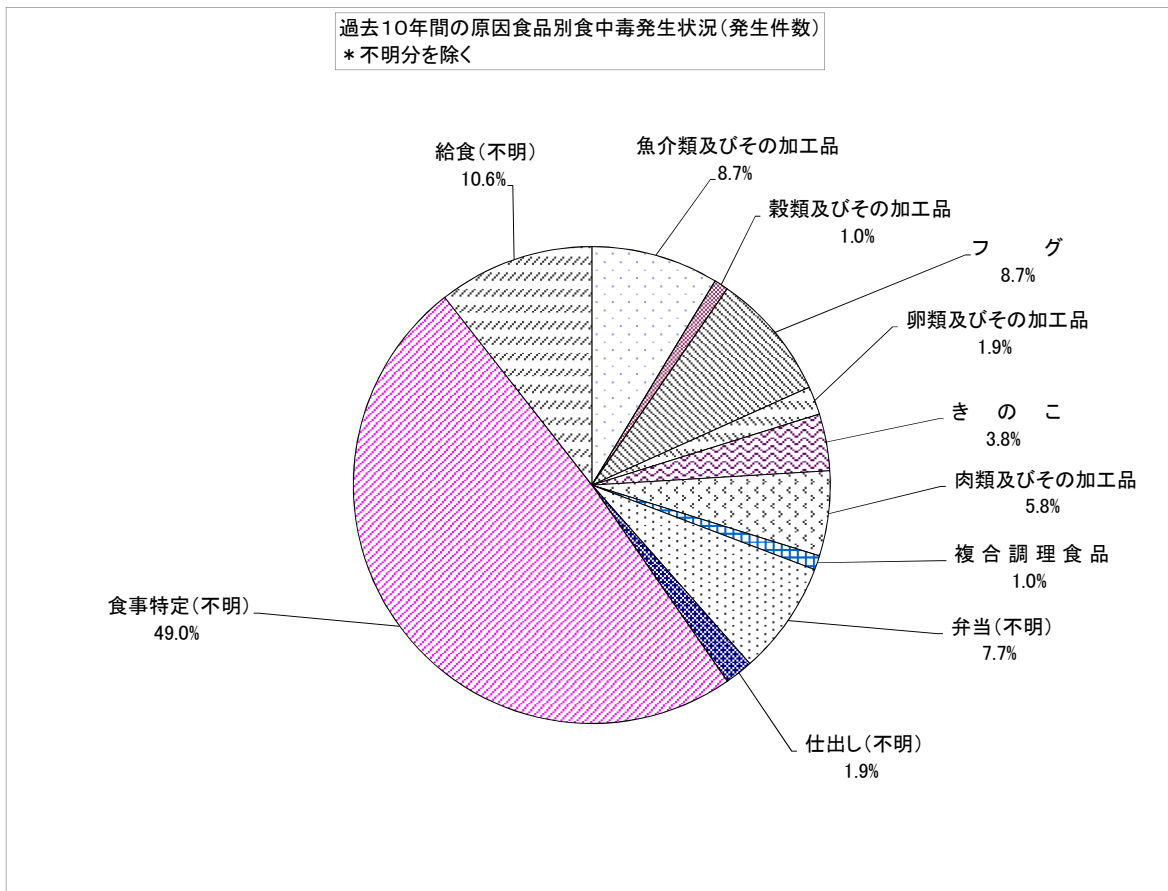


IV-12 過去10年間の原因食品別食中毒発生状況（発生件数）

原因食品												計	%	%*	
食品分類	食品例	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30				
魚介類及びその加工品	刺身、寿司、ウニ、鮭、スッポン					4		1	1			3	9	8.4	8.7
穀類及びその加工品	おにぎり、五目ずし、ちらし寿司、おはぎ	1											1	0.9	1.0
フグ	コモン、クサ、ヒガン、ナシヨウサイカ	2			2		3		1				9	8.4	8.7
卵類及びその加工品	卵焼き、オムレツ、あわゆき、パパロア	1	1										2	1.9	1.9
野菜及びその加工品	漬物												0	0.0	0.0
きのこ	ツキヨタケ、コブ、イシタマシの近縁種				1			1		1	1		4	3.7	3.8
肉類及びその加工品	ローストビーフ、焼肉、鶏タタキ	2	4										6	5.6	5.8
複合調理食品	冷麺、しゅうまい、焼きそば		1										1	0.9	1.0
その他	チョウセンアサガオ、飲用水、クワズイモ												0	0.0	0.0
その他	弁当（不明）	1	2	1		1	1		1			1	8	7.5	7.7
	仕出し（不明）		1									1	2	1.9	1.9
	折り詰め（不明）												0	0.0	0.0
	食事特定（不明）		6	7	8		2		3	10	15		51	47.7	49.0
	給食（不明）	1			2	4		4					11	10.3	10.6
不明			3										3	2.8	
計		8	18	9	12	9	6	6	6	12	21	107	100.0		

注) 原因食品が複数の事件があるので、事件数とは一致しない。

\* 不明を除いた件数の合計を100とした場合の%

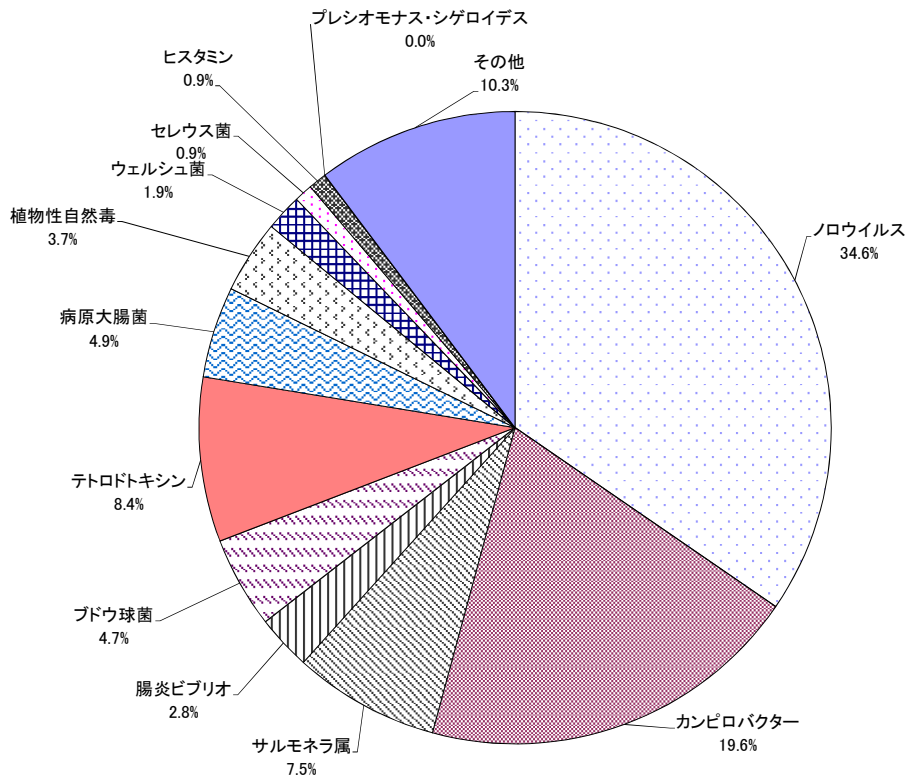


IV-13 過去10年間の病因物質別食中毒発生状況（発生件数）

年次	事件数	細菌性病因物質											ウイルス性 病因物質	その他の病因物質			計
		腸炎ピブリオ	ブドウ球菌	サルモネラ属	カンピロバクター	病原大腸菌	プレシオモナス・シゲロイデス	ウェルシュ菌	セレウス菌	ノロウイルス	テトロドトキシン	ヒスタミン		植物性自然毒	その他		
21	8		1	1	2			1		1	2					8	
22	18	3	1	6	5					2				1	18		
23	9				3	2				2			1	1	9		
24	12				2	1		1		5	2			1	12		
25	9					1			1	5				2	9		
26	6		1							2	3				6		
27	6				1	1				3			1		6		
28	6		1							4	1				6		
29	12			1	4					4			1	2	12		
30	21		1		4					9	1	1	1	4	21		
計	107	3	5	8	21	5	0	2	1	37	9	1	4	11	107		
%		2.8	4.7	7.5	19.6	4.7	0.0	1.9	0.9	34.6	8.4	0.9	3.7	10.3	100.0		

注) 病因物質が複数の事件があるので、事件数と病因物質計は一致しない。

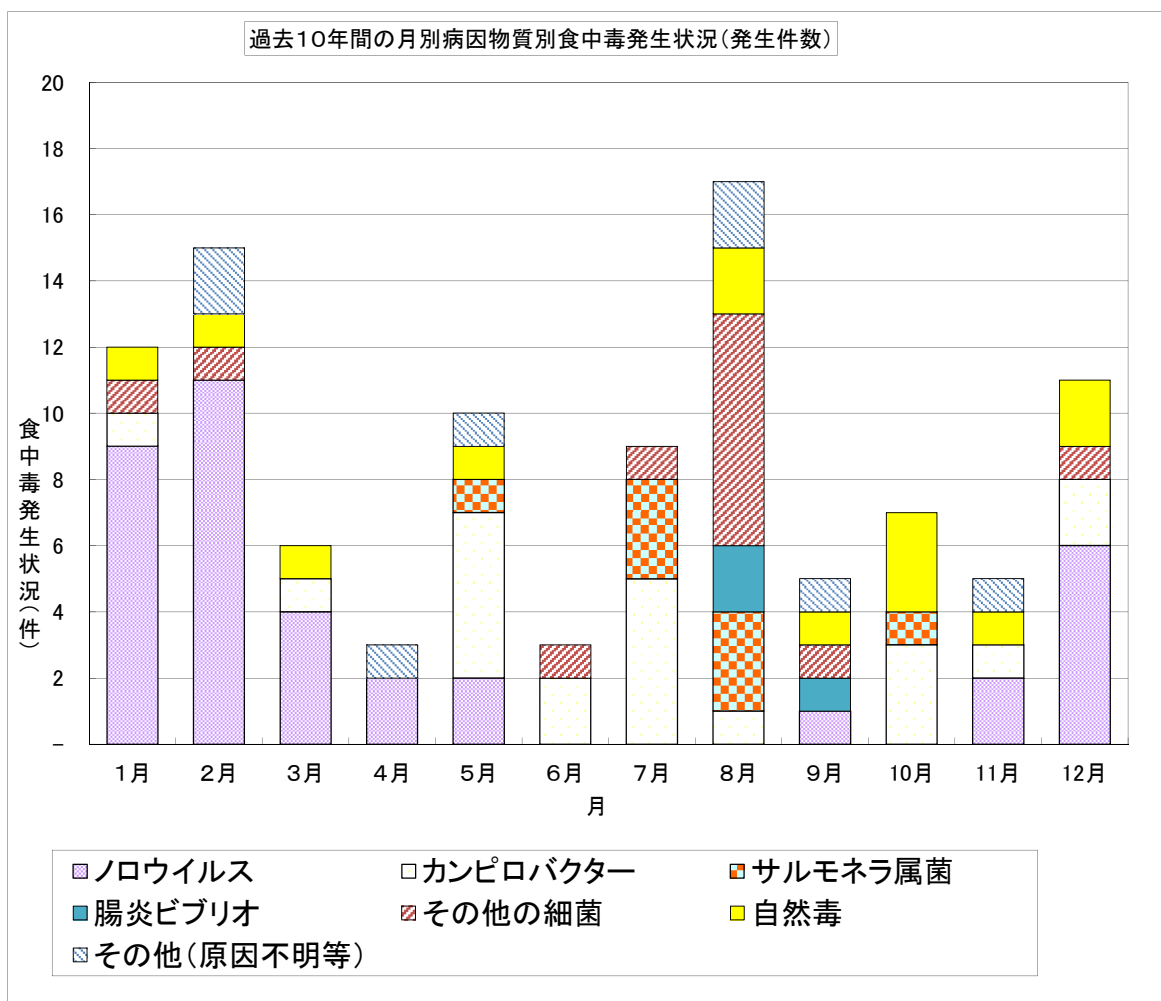
過去10年間の病因物質別食中毒発生状況（発生件数）



IV-14 過去10年間の月別病因物質別食中毒発生状況（発生件数）

病因物質/月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
腸炎ビブリオ								2	1				3
ブドウ球菌						1	1	2				1	5
サルモネラ属菌					1		3	3		1			8
カンピロバクター	1		1		5	2	5	1		3	1	2	21
病原大腸菌								4	1				5
ウェルシュ菌	1	1											2
セレウス菌								1					1
ノロウイルス	9	11	4	2	2				1		2	6	37
テトロドトキシン	1	1	1		1			1		1	1	2	9
植物性自然毒								1	1	2			4
クドア・セプテンプレクタータ		1		2	2						1		6
ナグビブリオ									1				1
その他		1		1				2			1		5
計	12	15	6	5	11	3	9	17	5	7	6	11	107

注) 病因物質が複数の事件があるので、事件数と病因物質計は一致しない。

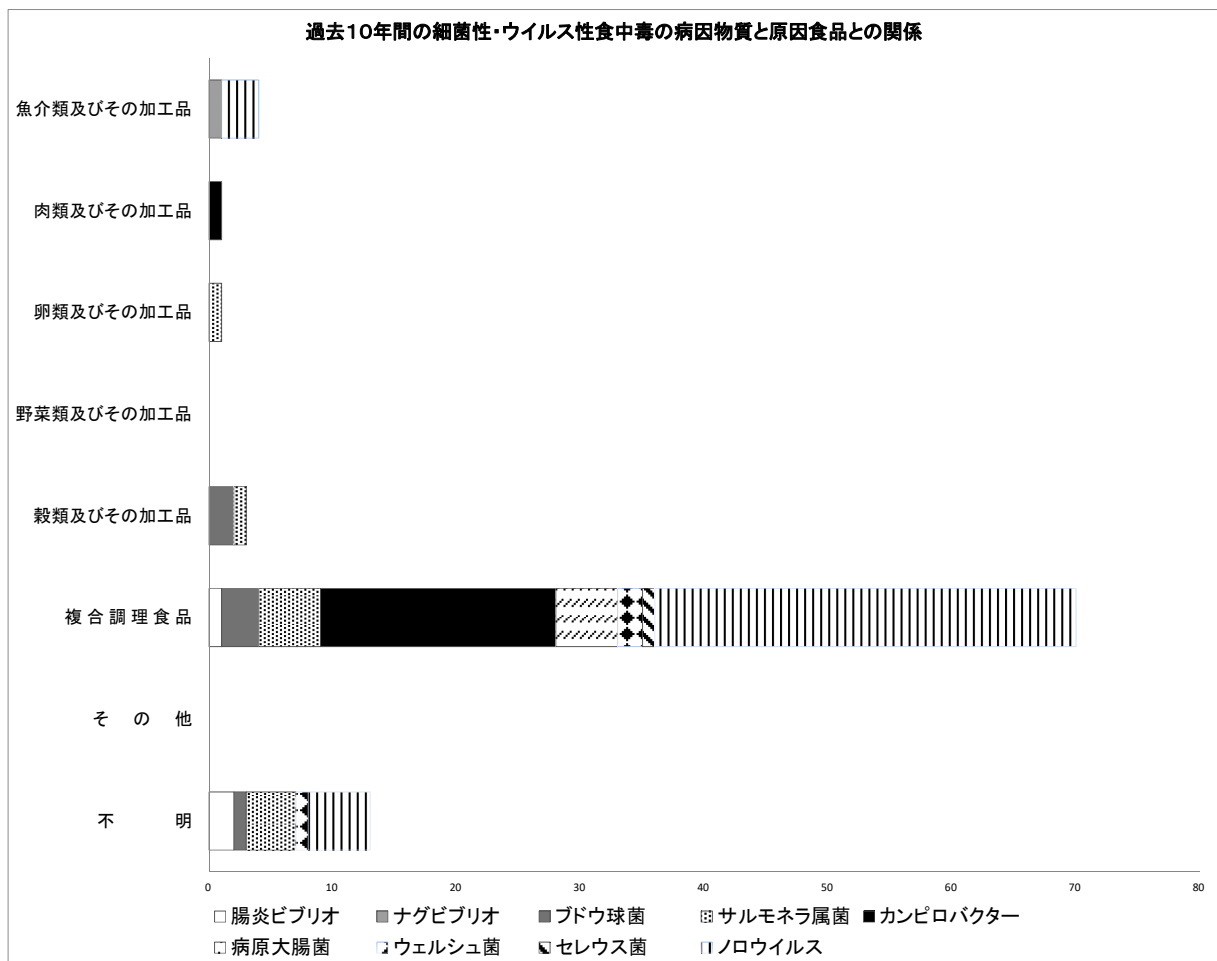




IV-15 過去10年間の細菌性・ウイルス性食中毒の病因物質と原因食品との関係（発生件数）

原因食品	病因物質	腸炎ビブリオ	ナグビブリオ	ブドウ球菌	サルモネラ属菌	カンピロバクター	病原大腸菌	ウェルシュ菌	セレウス菌	ノロウイルス	計
魚介類及びその加工品			1							3	4
肉類及びその加工品						1					1
卵類及びその加工品					1						1
野菜類及びその加工品											0
穀類及びその加工品				2	1						3
複合調理食品		1		3	5	19	5	2	1	34	70
その他											0
不明		2			1						3
計		3	1	5	8	20	5	2	1	37	82

注) 原因食品が複数の事件があるので、事件数とは一致しない。



## IV-16 大分県下のフグによる食中毒事件(昭和45年～)

年	発生日	発生場所	フグ名	摂食	患者	死者	調理の内容	フグの入手経路等
45	11月6日	臼杵市	サハフグ	7	1	1	肝の吸物	市内鮮魚店
46	1月13日	大分市	ナゴヤフグ	3	3	0	肝	市内鮮魚店
	7月10日	国東市	フグ	4	3	1	刺身、肝	魚市場
47	1月16日	大分市	ナゴヤフグ	2	2	1	内臓等のちり鍋	魚屋
	8月11日	大分市	フグ	1	1	1		釣り
52	1月20日	別府市	トラフグ	2	2	0	刺身と肝のちり	漁師から譲渡
53	2月14日	竹田市	コモンフグ	2	2	1	刺身と肝・卵巣	市内鮮魚店
55	8月26日	日出町	トラフグ	1	1	1	ゆで肝	建網で捕れた
60	5月23日	大分市	クサフグ	2	2	0	肝・卵巣煮付	釣り
	7月17日	国東市	トラフグ	1	1	0	ゆで肝	建網で捕れた
61	10月8日	豊後高田市	クサフグ	3	1	1	肝等の水炊き	建網で捕れた
62	9月27日	杵築市	コモンフグ	1	1	0	肝の生食	釣り
63	9月2日	国東市	ヒガンフグ	1	1	1	骨付き身の煮付	建網で捕れた
元	7月25日	大分市	ヒガンフグ	4	4	0	肝の生食	建網で捕れた
4	8月1日	中津市	クサフグ	1	1	0	刺身・肝の湯引き	釣り
	8月1日	中津市	クサフグ	1	1	0	刺身・内臓	釣り
7	11月25日	中津市	ナシフグ(推定)	1	1	0	身・皮の水炊き	市内鮮魚行商
8	9月4日	中津市	マフグ	3	2	0	肝等の水炊き	市内移動販売車
10	11月14日	国東市	ヒガンフグ	1	1	0	肝の唐揚げ	釣り
13	2月8日	大分市	トラフグ	12	1	0	ゆで肝	市内飲食店
	9月26日	豊後高田市	トラフグ	3	1	0	ゆで肝	市内鮮魚店
14	10月20日	佐伯市	クサフグ(推定)	1	1	0	フグの煮付け	釣り
15	8月19日	大分市	コモンフグ	1	1	0	フグの煮付け	釣り
	12月3日	別府市	トラフグ・クサフグ	8	2	0	フグ料理	市内無許可飲食店
16	3月2日	佐伯市	ヒガンフグ	1	1	0	刺身・肝	市内飲食店
	5月22日	宇佐市	ショウサイフグ(推定)	1	1	0	フグのみそ汁	釣り
19	1月13日	姫島村	フグ	1	1	0	フグの煮付け	釣り
21	2月7日	由布市	マフグ	2	2	0	卵巣の煮付け	市内鮮魚店
	5月8日	宇佐市	シマフグ	1	1	0	肝臓の煮付け	漁師から譲渡
24	11月18日	国東市	ヒガンフグ(推定)	1	1	0	刺身、肝・皮の湯引	知人から譲渡
	12月14日	国東市	シマフグ(推定)	1	1	0	みそ汁、ゆで肝	漁師から譲渡
26	3月13日	中津市	マフグ	1	1	0	ゆで肝	市内鮮魚店
	10月30日	臼杵市	トラフグ	2	1	0	生肝刺し、ゆで肝	市内飲食店
	12月21日	宇佐市	シホウフグ	1	1	0	フグのみそ汁	漁で捕れた
28	8月1日	佐伯市	トラフグ(推定)	2	2	0	刺身・肝	知人から譲渡
30	1月19日	宇佐市	ショウサイフグ(推定)	2	2	0	皮を入れたみそ汁	知人から譲渡
				82	52	8		

## V 食品衛生対策の推進

平成13年、我国で初めてとなるBSEの確認をはじめ、無登録農薬の使用等が相継いで発生し、食品の安全性に対する消費者の不安、不信が高まったことから、平成15年5月、国民の健康保護を重視した、食品の安全性確保についての基本となる法律「食品安全基本法」が成立すると共に、食品衛生法の大改正が行われ国及び各地方自治体は、食品衛生監視指導計画を策定することとなった。

このため、平成16年度から毎年「大分県食品衛生監視指導計画」を策定し、この計画に基づき、各保健所等で地域の特性を考慮した効率的な監視指導を行うこととしている。

令和元年度は、ラグビーワールドカップ2019が開催されるため、大規模イベント食品衛生対策として、食中毒発生防止対策と食品のアレルギー対策を行う。

HACCPについては、食品衛生法が一部改正され、HACCPに沿った衛生管理が制度化された。県内では、小規模事業者へのHACCPの普及が進んでいないことから、ワークショップ型セミナーを開催する等により、HACCP導入の推進を進めることとしている。

### 1 令和元年度食品衛生監視員等配置状況

本庁、各保健所の衛生課に配置している獣医師、薬剤師、栄養士である者を食品衛生に関する監視指導等を実施する食品衛生監視員に任命しており、その総数は99名である。

また、製造業や食品取扱いの大型店を専門的に監視するため、県内を5ブロックに区分し、各ブロックに食品衛生監視機動班を1班2名ずつ配置している。

(H31.4.1 現在)

所 属	区 分	食品衛生監視員任命総数			食品衛生 監視機動班	
		獣医師	薬剤師	栄養士		
本庁（食品・生活衛生課）		11	6	4	1	—
本庁（健康対策課）		2	—	1	1	—
東部保健所		13(1)	5(1)	4	4	2
東部保健所国東保健部		3	2	1	—	—
中部保健所		5	1	4	—	—
中部保健所由布保健部		3	2	1	—	—
南部保健所		6	1	5	—	2
豊肥保健所		14(4)	7(4)	3	4	2
西部保健所		7	2	5	—	2
北部保健所		11(1)	5(1)	4	2	2
北部保健所豊後高田保健部		3	2	1	—	—
食肉衛生検査所		21(3)	21(3)	—	—	—
合 計		99(9)	54(9)	33	12	10

※ 獣医師のうち（ ）は、非常勤職員数

※ 栄養士は、健康増進法に関する業務を主に実施

# 2019年度大分県食品衛生監視指導計画の概要

## 1 趣 旨

大分県が行う食品衛生に関する監視指導の実施に関する基本的な方向及び監視指導に当たり必要な基本的事項を示し、重点的、効率的かつ効果的な監視指導の実施を推進することにより、飲食に起因する衛生上の危害を未然に防止し、県民の食の安全を確保することを目的とする。

## 2 監視指導の実施に関する基本的な方向

### 行政（大分県）、食品関連事業者及び消費者の役割分担

監視指導は、行政（大分県）、食品関連事業者、消費者の役割分担を前提として実施する。

食品の安全性を確保する第一義的責任を有している者は、食品等の生産、製造、加工、輸入、流通、販売に携わる食品等事業者であることを明確にした上で、食品等事業者がその責務を果たし、安全な食品等を供給しているか否かを確認するため、県の関係部局が連携して監視指導を行うものとする。

また、消費者は、家庭内食中毒の発生を防止する等の観点から、食品の安全に関する知識と理解を深め、適切に食品を選択し、均衡のとれた食生活を送ることのほか、食品の安全性に関する施策への参画に努めるなど、食品の安全性確保に積極的な役割を果たす必要がある。

### 食品供給工程（フードチェーン）の各段階における監視指導の実施

食品の安全性を確保するためには、農林水産物の生産から食品の販売に至る一連の食品供給の工程（フードチェーン）の各段階において、食品の安全性を確保するための必要な措置が適切に講じられていることが重要である。

この理念を踏まえ、農林水産物の採取から食品の販売までの各段階において、食中毒等の食品衛生の危害の発生状況等を分析、評価した上で、重点的、効率的かつ効果的な監視指導を実施する。

### 農林水産物の生産段階における監視指導

農林水産物の生産段階における監視指導は、農林水産部局が中心となり、食品衛生担当部局と連携して実施する。

### 採取段階以降の農林水産物及び製造、加工、流通、販売されている食品の監視指導

採取・出荷された農林水産物及び製造、加工、輸入、流通、販売されている食品の監視指導は食品衛生部局（主に、県下の保健所）が実施する。

### 3 重点的な監視指導事項及び監視回数

#### 重点的な監視指導事項

- HACCP の普及・推進
- 食中毒発生防止対策
  - ① 飲食店等における HACCP に沿った衛生管理の導入
  - ② 食肉の生食等による食中毒発生防止対策
  - ③ ふぐ食中毒発生防止対策
  - ④ 食物アレルギーによる事故対策
- 野生鳥獣肉（ジビエ）の衛生確保対策
- 食品表示適正化の推進
- リスクコミュニケーション
- 輸入食品の安全確保
- 食品の放射能汚染対策
- 食肉・食肉製品、乳・乳製品、卵・卵加工品、水産食品及び農産物の製造施設の監視指導

#### 食品関係営業施設に対する監視回数

- 営業施設を 4 ランクに分け監視を行います。

A ランク	年間 3 回以上立ち入り検査
B ランク	年間 2 回以上立ち入り検査
C ランク	年間 1 回以上立ち入り検査
D ランク	2～6 年に 1 回以上又は実情に応じて立ち入り検査

- 各種一斉取締りを実施します。

・夏期食品一斉取締り	7 月 1 日～7 月 31 日
・夏期食品表示一斉取締り	7 月 1 日～7 月 31 日
・食品衛生月間	8 月 1 日～8 月 31 日
・年末食品一斉取締り	12 月 1 日～12 月 28 日
・年末食品表示一斉取締り	12 月 1 日～12 月 28 日
・観光・行楽地監視	4 月～5 月 9 月～10 月
・ふぐ中毒防止強化月間	10 月 1 日～10 月 31 日

#### 重点的な流通食品の検査

- 県特産食品、県内広域流通食品、消費者がよく利用する食品を中心に行います。

検査対象項目	主な検査対象食品
残留農薬	県産農産物、輸入農水産物及び加工食品
残留動物用医薬品	県産食肉、輸入食肉、県産養殖魚介類、輸入養殖魚介類、県産鶏卵
アレルギー物質	菓子などの加工食品
食品添加物	加工食品（食肉製品、菓子、漬物、そうざい類）
微生物検査 （食中毒原因微生物等）	清涼飲料水、県産鶏卵、牛乳、加工乳 鮮魚介類
微生物検査	弁当、そうざい、生野菜サラダ類、洋生菓子 生食用魚介類、魚肉練り製品、豆腐、 めん類、ソフトクリーム

## 食品の放射性物質検査

- 福島原子力発電所の事故により、放射性物質の基準を超える疑いのある食品が県内に流通した場合、緊急の放射性物質検査を実施します。

## 4 違反等を発見した場合の措置

- 食品の検査で違反を発見した場合、食中毒等の健康被害が発生した場合は、食品衛生法に基づく廃棄命令、営業停止、施設の改善命令を行い、施設の名称、違反の内容、対象食品等を県で定めた基準に基づき公表します。

## 5 食中毒等健康被害発生時の対応

- 県庁内関係部局と連携して、迅速な原因究明と被害拡大防止対策を講じます。また、国、関係自治体と情報交換を行い、県民への情報提供をすみやかにを行います。

## 6 食品等事業者に対する指導

- 事業者に対し、自分が生産、製造する食品は、自分が責任を持つことを認識させ、自主的な衛生管理の推進を指導します。
- このために、食品衛生に関する知識を習得させることを目的に、講習会等を実施するとともに、食品衛生監視員等が現場で助言指導を行います。

## 7 消費者、食品等事業者、行政機関相互の情報及び意見交換等

- 食品衛生監視指導計画について、食の安全に関する意見交換会等を開催し、県民の皆様方の意見を伺い、この計画に反映させます。
- また、家庭における食中毒を未然に防止するために、食品衛生に関する情報を提供するとともに、消費者団体等からの要請があれば、出前食品衛生講座を行うことにしています。

## V-1 許可を要する食品関係営業施設数

(平成31年3月31日現在)

保健所		東部	国東	中部	由布	南部	豊肥	西部	北部	豊後高田	計
飲食店	一般食堂・レストラン	1,468	150	305	255	441	407	771	963	121	4,881
	仕出し屋・弁当屋	127	43	54	32	82	73	100	151	25	687
	旅館	182	30	26	181	40	61	137	42	10	709
	その他	706	80	153	258	305	178	421	571	108	2,780
菓子(パンを含む)製造業		319	77	107	137	151	174	290	325	77	1,657
乳処理業		0	0	0	1	0	1	1	1	0	4
特別牛乳さく取処理業		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
乳製品製造業		3	0	0	8	0	2	1	6	1	21
集乳業		0	0	0	0	0	0	1	1	0	2
魚介類販売業		303	72	89	39	168	69	120	243	43	1,146
魚介類せり売り営業		2	3	2	0	6	0	1	2	1	17
魚肉ねり製品製造業		3	4	10	0	26	0	1	6	1	51
食品の冷凍又は冷蔵業		15	8	2	3	21	3	1	21	1	75
かん詰びん詰食品製造業		16	9	12	4	3	9	18	19	5	95
喫茶店営業		265	55	81	87	97	56	126	280	50	1,097
あん類製造業		2	0	0	0	1	2	1	4	0	10
アイスクリーム類製造業		2	1	5	8	1	8	5	5	2	37
乳類販売業		325	57	71	59	152	105	200	250	45	1,264
食肉処理業		5	2	3	4	9	16	9	24	2	74
食肉販売業		244	46	63	46	121	110	189	239	29	1,087
食肉製品製造業		0	0	0	3	2	9	1	12	0	27
乳酸菌飲料製造業		1	0	0	3	0	1	1	0	0	6
食用油脂製造業		1	3	2	0	2	0	0	2	2	12
マーガリン・ショートニング製造業		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
みそ製造業		14	7	4	2	19	13	20	19	3	101
醤油製造業		4	2	4	1	0	0	9	12	0	32
ソース類製造業		1	0	2	1	1	4	5	3	0	17
酒類製造業		7	3	5	4	3	11	8	17	1	59
豆腐製造業		11	6	5	5	14	13	12	23	1	90
納豆製造業		1	0	0	0	0	0	0	3	1	5
めん類製造業		11	6	2	4	5	5	8	9	8	58
そうざい製造業		76	34	43	34	49	65	107	136	14	558
添加物製造業		0	0	5	0	2	0	1	4	0	12
食品の放射線照射業		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
清涼飲料水製造業		10	2	3	12	4	10	22	19	0	82
氷雪製造業		1	1	0	1	1	0	6	2	1	13
氷雪販売業		4	0	0	1	1	1	2	4	1	14
条例許可	つけもの製造業	63	22	26	44	26	75	192	116	18	582
	こんにやく製造業	8	2	5	8	11	19	20	13	0	86
	ところてん製造業	1	3	2	0	0	0	0	0	0	6
	ふ製造業	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	魚介類の行商	17	1	0	1	0	0	0	7	0	26
	アイスクリーム類の行商	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3
	菓子製造の行商	2	0	1	0	0	0	0	0	0	3
ところてん販売業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
削氷販売業		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		4,224	729	1,092	1,246	1,764	1,500	2,807	3,554	571	17,487

## V-2 許可を要しない食品関係営業施設数

(平成31年3月31日現在)

保健所 区分		東部	国東	中部	由布	南部	豊肥	西部	北部	豊後 高田	計
		給食施設	24	4	8	2	21	6	14	13	1
	病院・診療所	52	3	7	9	15	19	20	21	3	149
	事業所	6	2	2	2	4	2	3	1	4	26
	その他	135	27	44	26	96	55	74	100	16	573
乳さく取業		0	0	2	3	5	21	62	0	5	98
食品製造業		43	25	66	17	164	307	184	110	42	958
野菜・果物販売業		135	53	135	46	283	352	275	532	120	1,931
そうざい販売業		215	31	92	140	189	416	432	298	82	1,895
菓子（パンを含む）販売業		235	142	92	150	278	408	607	516	147	2,575
食品販売業（上記以外）		292	262	108	135	575	670	693	547	80	3,362
添加物の製造業		0	0	0	1	3	0	0	1	0	5
添加物の販売業		71	52	61	10	157	179	122	112	66	830
氷雪採取業		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
器具・容器包装・おもちゃの製造・販売業		110	34	75	20	159	70	236	137	39	880
グリーンツーリズム施設		16	45	65	45	100	20	0	101	58	450
計		1,334	680	757	606	2,049	2,525	2,722	2,489	663	13,825



### V-3 営業施設に対する監視状況(年度別)

区分		年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
飲食店	一般食堂・レストラン等		1,369	1,624	1,537
	仕出し屋・弁当屋		368	584	450
	旅館		314	261	314
	その他		1,449	1,682	1,497
	菓子(パンを含む)製造業		706	1,087	1,005
	乳処理業		6	3	12
	特別牛乳さく取処理業		0	0	0
	乳製品製造業		26	25	35
	集乳業		2	6	2
	魚介類販売業		812	1,257	998
	魚介類せり売り営業		19	15	21
	魚肉ねり製品製造業		42	44	46
	食品の冷凍・冷蔵業		40	94	79
	かん・びん詰食品製造業		49	71	77
	喫茶店営業		209	292	466
	あん類製造業		7	8	22
	アイスクリーム類製造業		33	37	35
	乳類販売業		671	1,169	999
	食肉処理業		81	119	96
	食肉販売業		705	1,268	1,064
	食肉製品製造業		32	47	46
	乳酸菌飲料製造業		14	17	25
	食用油脂製造業		6	8	4
	マーガリン・ショートニング製造業		0	0	0
	みそ製造業		44	40	62
	醤油製造業		15	14	31
	ソース類製造業		12	8	10
	酒類製造業		29	29	32
	豆腐製造業		110	83	79
	納豆製造業		5	2	2
	めん類製造業		29	35	37
	そうざい製造業		301	383	388
	添加物(法第11条の規定による)の製造業		9	7	6
	食品の放射線照射業		0	0	0
	清涼飲料水製造業		77	96	91
	氷雪製造業		7	18	4
	氷雪販売業		2	0	2
条例許可	つけもの製造業		219	269	222
	こんにゃく製造業		43	40	20
	ところてん製造業		0	3	1
	ふ製造業		0	0	0
	魚介類の行商		3	7	3
	アイスクリーム類の行商		3	2	0
	菓子製造の行商		2	0	0
	ところてん販売業		0	0	0
	削氷販売業		0	0	0
計			7,870	10,754	9,820

(監視件数)

#### V-4 許可を要しない施設に対する監視状況(年度別)

区分		年度		
		平成28年度	平成29年度	平成30年度
給食施設	学校	54	69	69
	病院・診療所	66	95	95
	事務所	2	2	2
	その他	130	155	155
乳さく取業		6	2	2
食品製造業		26	25	25
野菜・果物販売業		479	927	927
そうざい販売業		275	901	901
菓子(パンを含む)販売業		444	1,050	1,050
食品販売業(上記以外)		459	1,155	1,155
添加物(法第11条第1項以外)の製造業		1	4	4
氷雪採取業		0	0	0
添加物の販売業		226	752	649
器具容器・包装製造業・おもちゃの製造業又は販売業		140	682	682
グリーンツーリズム施設		26	5	5
計		2,334	5,824	5,721

(監視件数)

## V-5 平成30年度食品等事業者施設への監視指導件数

食品等事業者の業種毎の施設への監視指導について、過去の食中毒の発生頻度、製造・調理される食品の流通の広域性、規模、取扱い食品の特殊性などを考慮して、4段階(A~D)に分類し年間の監視回数を定めている。

ランク	監視回数	対象施設	
A	年3回以上	対米対EU輸出水産食品取扱認定施設	
B	年2回以上	前年度、規格基準違反の食品を製造した施設	
		前年度、食中毒を発生させた施設	
		前年度、健康被害に係る苦情発生原因施設	
		食品衛生法に基づく施設	飲食店（大型店 ※1）
C	年1回以上	と畜場・食鳥処理場	
		食品衛生法に基づく施設	飲食店（仕出し屋・弁当・旅館）
			乳処理業
			集乳業
			食肉処理業
			魚介類せり売り営業
			上記以外の製造業
		総合衛生管理製造過程承認施設	
食鳥処理場（認定小規模）			
給食施設（学校等 ※2）			
前年度、衛生規範・大分県食品衛生指導基準等に基づく収去検査で「不良」と判定された食品製造施設			
D	2～6年に1回 又は実情に応じて	上記以外の食品衛生法に基づく施設	上記以外の飲食店
			魚介類販売業
			食肉販売業
			乳類販売業
			喫茶店営業
		その他	
		大分県食品衛生条例に基づく製造業	
		大分県行商取締条例に基づく施設 魚介類の行商等	
		上記以外の給食施設	
		上記以外の輸出水産食品取扱登録施設	
グリーンツーリズム施設			
食品の販売業			

※1 同一メニューで1回300食以上または1日750食以上提供する店舗

※2 学校、幼稚園、保育園、入所方老人福祉施設

ランクA 年3回以上

	累計	施設数	達成率
対米対EU輸出水産食品取扱認定施設	32	2	533%
合 計	32	2	533%

ランクB 年2回以上

	累計	施設数	達成率
前年度、規格基準違反食品を製造した施設	1	1	50%
前年度、食中毒を発生させた施設	13	8	81%
前年度、健康被害にかかる苦情発生原因施設	38	24	79%
食品衛生法に基づく施設 飲食店(大型店 ※1)	28	10	140%
と畜場・食鳥処理場(大規模)	11	2	275%
合 計	91	45	101%
合 計	181	44	206%

ランクC 年1回以上

	累計	施設数	達成率	
食品衛生法に基づく施設	飲食(仕出し屋・弁当・旅館)	764	1636	47%
	乳処理業	12	4	300%
	集乳業	2	2	100%
	食肉処理業	96	77	125%
	魚介類せり売り業	21	19	111%
	上記以外の製造業	117	3376	3%
	総合衛生管理製造過程承認施設	6	3	200%
食鳥処理場(認定小規模)	19	18	106%	
給食施設(学校等) ※2	25	451	6%	
前年度、衛生規範・大分県食品衛生指導基準等に基づく収去検査で「不良」と判定された食品製造施設	27	26	104%	
合 計	1089	5612	19%	

※2 学校、幼稚園、保育園、入所型老人福祉施設

ランクD 2～6年に1回以上

	累計	施設数	達成率	
食品衛生法に基づく施設	上記以外の飲食店	2944	5379	274%
	魚介類販売業(包装)	592	368	804%
	食肉販売業(包装)	498	493	505%
	乳類販売業	964	956	504%
	喫茶店営業	430	879	245%
	その他	1087	60	9058%
	大分県食品衛生条例に基づく製造業	228	563	202%
大分県行商取締条例に基づく施設 魚介類の行商等	5	13	192%	
上記以外の給食施設	117	204	287%	
上記以外の輸出水産食品取扱登録施設	26	17	765%	
グリーンツーリズム施設	5	355	7%	
食品の販売業	5364	4955	541%	
合 計	12260	14242	430%	

## V-6 違反食品等について(保健所別)

区分		保健所	東部	国東	中部	由布	南部	豊肥	西部	北部	豊後高田	計	
法違反件数(延件数)			9	10	5	48	47	97	70	39	61	386	
違反項目	法第6条1号	腐敗変敗未熟等	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	
	法第6条2号	有毒有害等	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	
	法第6条3号	病原微生物等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	法第6条4号	不潔異物混入等	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	
	法第9条	病肉等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	法第10条	指定外添加物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	法第11条	規格基準	0	0	0	0	3	0	0	3	4	10	
	法第16、17条	有害な器具等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	法第18条	器具等規格基準	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	法第19条	表示基準	5	9	5	48	44	97	69	36	54	367	
	法第20条	虚偽誇大広告	4	0	0	0	0	0	0	0	0	4	
上記以外の違反			0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	
不適合	衛生規範・指導基準不適合件数		3	0	0	0	1	11	17	0	0	32	
	その他不適合件数		0	0	0	1	0	2	3	0	0	6	
法違反件数及び不適合件数合計			12	10	5	49	48	110	90	39	61	424	
措置	行政処分		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	処分以外の措置	始末書	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
		顛末書	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		改善報告書	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	2
		指導票	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	2
		口頭説諭	5	9	2	40	29	96	69	35	59	344	
		照会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		その他	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4

## V-7 食品関係の苦情等について(保健所別)

区分		保健所									計	
		東部	国東	中部	由布	南部	豊肥	西部	北部	豊後高田		
食品関係	異物混入	8	1	7	2	3	2	2	14	1	40	
	異常な臭・味・色	0	2	0	1	1	2	0	4	1	11	
	腐敗・変敗	0	0	0	0	1	0	0	2	0	3	
	カビの発生	4	0	0	0	0	0	0	2	1	7	
	消費(賞味)期限切れ	4	1	0	0	2	0	0	3	0	10	
	不良な表示	0	0	0	0	1	3	1	1	1	7	
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
施設・営業	不衛生な取扱い	1	1	0	2	4	0	0	1	0	9	
	不衛生な施設	5	1	0	3	4	3	3	5	1	25	
	不良な営業状態	1	0	0	0	0	0	0	2	0	3	
	従業員の衛生管理	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	悪臭・汚水・煙・騒音	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	
	無許可営業	0	2	0	0	1	2	1	1	0	7	
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
苦情件数(有症苦情除く)		23	7	7	8	15	12	8	35	5	120	
有症苦情件数		21	0	3	1	11	8	3	17	1	65	
合計		44	7	10	9	26	20	11	52	6	185	
措置	行政処分	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	
	処分以外の措置	始末書	0	2	0	0	0	0	0	1	0	3
		顛末書	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
		改善報告書	0	2	0	1	0	0	0	0	1	4
		指導票	0	0	3	0	5	7	0	4	0	19
		口頭説諭	17	2	4	5	12	11	3	31	2	87
		照会	0	1	0	0	3	3	0	0	0	7
		その他	25	0	3	2	6	0	6	18	3	63
措置件数計		42	7	11	8	26	22	9	54	6	185	
検査数	検査数	0	0	4	0	6	8	0	0	0	18	
	検体数	0	0	3	0	4	6	0	0	0	13	

### V-8 食品衛生監視機動班業務実績

(許可を要する施設に対する監視・指導施設数)

(平成30年度)

機動班		東部	南部	豊肥	西部	北部	合計
区分	一般食堂・レストラン等	1468	746	786	771	963	4734
	仕出し屋・弁当屋	127	136	113	100	151	627
	旅館	182	66	244	137	42	671
	その他	706	458	310	421	571	2466
菓子（パンを含む）製造業		319	258	316	290	325	1508
乳処理業		0	0	2	1	1	4
特別牛乳さく取処理業		0	0	0	0	0	0
乳製品製造業		3	0	10	1	6	20
集乳業		0	0	0	1	1	2
魚介類販売業		303	257	108	120	243	1031
魚介類せり売り営業		2	8	0	1	2	13
魚肉ねり製品製造業		3	36	0	1	6	46
食品の冷凍または冷蔵業		15	23	6	1	21	66
かん詰またはびん詰食品製造業		16	15	13	18	19	81
喫茶店営業		265	178	145	126	280	994
あん類製造業		2	1	2	1	4	10
アイスクリーム類製造業		2	6	16	5	5	34
乳類販売業		325	223	165	200	250	1163
食肉処理業		5	12	20	9	24	70
食肉販売業		244	184	156	189	239	1012
食肉製品製造業		0	2	12	1	12	27
乳酸菌飲料製造業		1	0	4	1	0	6
食用油脂製造業		1	4	0	0	2	7
マーガリンまたはショートニング製造業		0	0	0	0	0	0
みそ製造業		14	23	16	20	19	92
醤油製造業		4	4	1	9	12	30
ソース類製造業		1	3	5	5	3	17
酒類製造業		7	8	15	8	17	55
豆腐製造業		11	19	18	12	23	83
納豆製造業		1	0	0	0	3	4
めん類製造業		11	7	9	8	9	44
そうざい製造業		76	92	99	107	136	510
添加物（法第7条）の製造業		0	7	0	1	4	12
食品の放射線照射業		0	0	0	0	0	0
清涼飲料水製造業		10	7	22	22	19	80
氷雪製造業		1	1	1	6	2	11
氷雪販売業		4	1	2	2	4	13
条例許可	つけもの製造業	63	52	119	192	116	542
	こんにゃく製造業	8	16	27	20	13	84
	ところてん製造業	1	2	0	0	0	0
	ふ製造業	1	0	0	0	0	0
	魚介類の行商	17	0	1	0	7	25
	アイスクリーム類の行商	3	0	0	0	0	0
	菓子製造業	2	1	0	0	0	0
ところてん販売業	0	0	0	0	0	0	
削氷販売業	0	0	0	0	0	0	
計		4,224	2,856	2,763	2,807	3,554	16,194

## V-9 食品衛生監視機動班業務実績

(許可を要する施設に対する立入検査結果表)

(平成30年度)

区分		機動班					計
		東部	南部	豊肥	西部	北部	
違反発見施設数計		8	9	57	25	9	108
違反内容	計	8	10	61	25	9	113
	施設基準	2	5	26	14	6	53
	管理運営基準	1	5	35	11	3	55
	製造基準	0	0	0	0	0	0
	保存基準	5	0	0	0	0	5
	使用基準	0	0	0	0	0	0
処分内容	計	0	0	2	0	1	3
	営業許可取消	0	0	0	0	0	0
	営業禁止停止	0	0	0	0	0	0
	改善命令	0	0	2	0	0	2
	物品廃棄命令	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	1	1
処分以外の措置	計	8	9	63	27	8	115
	指導票交付	1	3	2	0	0	6
	口頭説諭	7	6	61	27	8	109
告発件数		0	0	0	0	0	0
無許可発見件数		10	1	1	9	1	22



## V-10 食品衛生監視機動班業務実績

(許可を要しない施設に対する監視、指導施設数及び立入検査結果表) (平成30年度)

機動班		東部	南部	豊肥	西部	北部	計
区分							
給 食 施 設	学校	19	27	27	21	11	105
	病院・診療所	6	17	3	5	6	37
	事業所	0	0	0	0	0	0
	その他	20	0	33	18	24	95
食品製造業		5	5	31	2	10	53
野菜果物販売業		133	50	397	113	226	919
そうざい販売業		129	50	407	94	216	896
菓子(パンを含む)販売業		161	51	507	106	242	1,067
食品販売業(上記以外)		165	52	509	115	264	1,105
添加物の製造業		0	0	15	0	0	15
添加物の販売業		88	36	163	55	200	542
器具・容器包装・おもちゃ販売業		98	38	227	14	215	592
計		824	326	2,319	543	1,414	5,426
不備・違反発見施設数		7	0	5	2	8	22
不 備 ・ 違 反 内 容	計	8	0	5	4	45	62
	施設の不備	0	0	4	1	0	5
	取扱の不良	2	0	1	3	0	6
	保存基準	6	0	0	0	45	51
	使用基準	0	0	0	0	0	0
処 分 内 容	計	0	0	3	0	0	0
	営業の禁止・停止	0	0	0	0	0	0
	物品廃棄命令	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0
の 処 分 措 置 以 外	計	8	0	3	0	8	19
	指導票交付	0	0	1	0	0	1
	口頭説諭	8	0	2	0	8	18
告発件数		0	0	0	0	0	0

V-11 食品衛生監視機動班業務実績

(監視で発見した食品等の違反結果表)

(平成30年度)

機動班		東部	南部	豊肥	西部	北部	計
区分							
食品等違反発見数	魚介類	0	1	0	0	1	2
	冷凍食品	0	0	0	0	0	0
	無加熱摂取冷凍食品	0	0	0	0	0	0
	加熱後摂取冷凍食品(凍結前加熱済)	0	0	0	0	0	0
	加熱後摂取冷凍食品(凍結前未加熱)	0	0	0	0	0	0
	生食用冷凍鮮魚貝類	0	0	0	0	0	0
	魚介類加工品	4	2	0	0	1	7
	肉卵類及びその加工品	1	0	0	0	2	3
	乳製品	0	0	0	0	0	0
	乳類加工品	0	0	0	0	0	0
	アイスクリーム類・氷菓	0	2	0	0	0	2
	穀類及びその加工品	1	4	0	0	4	9
	野菜・果物・その加工品	6	8	0	0	2	16
	菓子類	6	8	0	0	3	17
	清涼飲料水	2	0	0	0	0	2
	酒精飲料	0	0	0	0	0	0
	氷雪	0	0	0	0	0	0
	水	0	0	0	0	0	0
	かん詰・びん詰食品	0	3	1	1	0	5
	その他の食品	0	3	0	0	9	12
	添加物・化学的合成品及びその製品	0	0	0	0	0	0
	器具及び容器包装	0	0	0	0	0	0
	おもちゃ	0	0	0	0	0	0
乳類	0	0	0	0	0	0	
牛乳	0	0	0	0	0	0	
加工乳	0	0	0	0	0	0	
その他の乳	0	0	0	0	0	0	
	違反件数計	20	31	1	1	22	75
	違反項目数	9	45	0	1	24	79
違反理由	6条	0	0	0	1	0	1
	第1項	0	0	0	1	0	1
	第2項	0	0	0	0	0	0
	第3項	0	0	0	0	0	0
	第4項	0	0	0	0	0	0
	9条	0	0	0	0	0	0
	10条	0	0	0	0	0	0
	11条	0	1	0	0	0	1
	製造基準	0	1	0	0	0	1
	保存基準	0	0	0	0	2	2
	添加物の使用基準	0	0	0	0	0	0
	成分規格	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0
	16・17条	0	0	0	0	0	0
	18条	0	0	0	0	0	0
	19条	0	2	0	0	0	2
	名称	0	2	0	0	0	2
期限表示	0	12	0	0	1	13	
製造者	1	11	0	0	0	12	
食品添加物を含む旨	0	2	0	0	7	9	
保存方法	0	13	0	0	1	14	
その他	4	4	0	0	13	21	
20条	4	0	0	0	0	4	
その他	0	0	0	0	0	0	
行政処分・措置	営業許可取消	0	0	0	0	0	0
	営業禁止・停止	0	0	0	0	0	0
	回収命令・廃棄処分	0	0	0	0	0	0
	始末書	0	0	0	0	0	0
	顛末書	0	0	0	0	0	0
	改善報告書	0	0	0	0	0	0
	指導票	0	1	0	0	0	1
	口頭説諭	14	28	0	0	23	65
	照会	0	0	0	0	0	0
	その他	6	0	0	0	0	6
	告発件数	0	0	0	0	0	0

V-12 食品衛生監視機動班業務実績  
 (収去検査で発見した食品等の違反結果表)

(平成30年度)

区分	東部		南部		豊肥		西部		北部		計	
	件数	違反	件数	違反	件数	違反	件数	違反	件数	違反	件数	違反
魚介類	32	0	26	0	16	0	28	0	18	0	120	0
冷凍食品	無加熱摂取冷凍食品	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	加熱後摂取冷凍食品(凍結前加熱済)	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2	0
	加熱後摂取冷凍食品(凍結前未加熱)	0	0	0	0	0	0	0	4	0	4	0
	生食用冷凍鮮魚貝類	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
魚介類加工品	5	0	11	0	2	0	3	0	4	0	25	0
肉卵類及びその加工品	25	0	17	0	45	0	25	0	22	0	134	0
乳製品	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2	0
乳類加工品	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
アイスクリーム類・氷菓	7	0	6	1	8	0	0	0	5	0	26	1
穀類及びその加工品	23	0	19	0	11	0	14	0	1	0	68	0
野菜・果物・その加工品	50	0	68	2	72	0	55	0	44	0	289	2
菓子類	15	0	9	0	14	0	13	0	15	0	66	0
清涼飲料水	1	0	1	0	4	0	3	0	0	0	9	0
酒精飲料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
氷雪	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0
かん詰・びん詰食品	0	0	1	0	0	0	0	0	2	0	3	0
その他の食品	0	0	2	0	0	0	18	0	32	0	52	0
添加物・化学的合成品及びその製品	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
器具及び容器包装	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
おもちゃ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
乳類	生乳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	牛乳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	低脂肪牛乳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	加工乳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他の乳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	158	0	162	3	172	0	159	0	150	0	801	3
行政処分・措置	営業許可取消	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	営業禁止・停止	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	回収命令・廃棄処分	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1
	始末書	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	顛末書	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	改善報告書	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	指導票	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	口頭説諭	0	13	0	0	0	0	9	0	0	0	22
	照会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
告発件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

V-13 総合衛生管理製造過程承認施設

承認品目	施設名	所在地	承認年月日
清涼飲料水 (その他の清涼飲料水:殺菌後密栓・密封)	(株)ジェイエフーズおおいた	杵築市大字本庄1453番地の1	平成15年2月27日
			平成15年2月27日
			平成22年5月24日
清涼飲料水 (ミネラルウォーター類)	サッポロビール(株)九州日田工場	日田市大字高瀬6979	平成17年1月7日
清涼飲料水 (ミネラルウォーター類)	(株)日田天領水	日田市中ノ島647	平成20年7月18日
乳(牛乳・加工乳)	九州乳業(株)本社工場	大分市大字廻栖野3231番地	平成25年4月12日
			平成25年4月12日
乳製品(乳飲料)			平成25年4月12日
大分県			
大分市			

V-14 食品衛生管理者

	医師・歯科医師	薬剤師	獣医師	大学・旧制大学又は旧制専門学校で下記の課程を修めて卒業した者				指定養成施設を終了した者	指定講習会を終了した者	計
				医学・歯学・薬学・獣医学	畜産学	水産学	農芸化学			
全粉乳（その内容量が1,400グラム以下である缶に収められるものに限る。）、加糖粉乳又は調製粉乳の製造業者又は加工業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
食肉製品（ハム・ソーセージ・ベーコンその他これらに類するものをいう。）の製造業又は加工業	0	1	6	1	6	2	1	7	34	
魚肉ハム又は魚肉ソーセージの製造業又は加工業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
食品の放射線照射業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
食用油脂（脱色又は脱臭の課程を経て製造されるものに限る。）の製造業又は加工業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
マーガリン又はショートニングの製造業又は加工業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
添加物（法第7条第1項の規定により規格が定められたものに限る。）の製造業又は加工業	0	0	0	0	0	1	2	7	14	
計	0	1	6	1	6	3	3	14	48	

V-15 食品・乳等収去検査状況（検査施設別）

項目	保健所が独自に実施した収去検査						県が計画した収去検査						試験した収去検査 体数	
	東部		豊肥		北部		衛環研(化)		衛環研(微)		登録検査機関			
	検 体 数	不 適 合・ 数	検 体 数	不 適 合・ 数	検 体 数	不 適 合・ 数	検 体 数	不 適 合・ 数	検 体 数	不 適 合・ 数	検 体 数	不 適 合・ 数		
食品	32	4	23	3	11	0	25	0	36	0	6	0	133	7
魚介類														
冷加熱摂取冷凍食品	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
凍加熱後摂取冷凍食品（加熱）	0	0	0	0	1	0	1	0	1	0	0	0	3	0
食加熱後摂取冷凍食品（未加熱）	0	0	0	0	1	0	1	0	1	0	1	0	4	0
品生食用冷凍魚介類	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
魚介類加工品	14	2	8	3	3	0	18	0	3	0	0	0	46	5
肉卵類及びその加工品	17	3	38	6	23	0	66	0	77	6	10	0	231	15
乳製品	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
乳類加工品	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0
アイスクリーム類・氷菓	15	0	24	2	2	0	1	0	0	0	0	0	42	2
穀類及びその加工品	50	7	28	6	2	0	5	0	2	0	0	0	87	13
野菜類・果物及びその加工品	63	6	98	13	25	0	104	0	21	0	16	0	327	19
菓子類	16	2	15	7	9	0	23	0	5	0	10	0	78	10
清涼飲料水	0	0	0	0	2	0	0	0	6	1	2	0	10	1
酒精飲料	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	2	0
氷雪	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	4	0
かん詰・びん詰食品	0	0	0	0	3	0	1	0	1	0	3	0	8	0
その他の食品	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0
合成添加物及びその製剤	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
器具及び容器包装	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
おもちゃ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計	207	24	238	40	82	0	248	0	157	7	48	0	980	71
生乳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
牛乳	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
低脂肪牛乳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
加工乳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の乳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
合計	208	24	238	40	82	0	248	0	157	7	48	0	981	71



## V-17 食品乳等収去試験状況(年度別)

(検体数)

食品		年度	平成28年度		平成29年度		平成30年度	
			総数	違反	総数	違反	総数	違反
魚介類			163	1	135	0	111	0
冷凍食品	無加熱摂取冷凍食品		0	0	0	0	0	0
	加熱後摂取冷凍食品(凍結前加熱済)		3	0	2	0	1	0
	加熱後摂取冷凍食品(凍結前未加熱)		2	0	4	0	2	0
	生食用冷凍鮮魚介類		0	0	0	0	0	0
魚介類加工品			32	0	32	1	41	0
肉卵類及びその加工品			196	0	145	0	187	0
乳製品			0	0	52	0	0	0
乳類加工品			0	0	0	0	4	0
アイスクリーム類・氷菓			37	5	43	1	40	2
穀類及びその加工品			106	0	80	0	88	0
野菜・果物・その加工品			176	1	379	0	282	0
菓子類			56	0	77	0	65	0
清涼飲料水			17	0	9	0	6	0
酒精飲料			1	0	0	0	2	0
氷雪			0	0	0	0	0	0
水			2	0	1	0	4	0
かん・びん詰食品			2	0	2	0	4	0
その他の食品			92	8	51	0	1	0
合成添加物及びその製剤			0	0	0	0	0	0
器具及び容器包装			0	0	0	0	0	0
おもちゃ			0	0	0	0	0	0
小計			885	15	1,012	2	838	2
生乳			0	0	0	0	0	0
牛乳			1	0	1	0	1	0
低脂肪乳			0	0	0	0	0	0
加工乳			0	0	0	0	0	0
その他の乳			0	0	0	0	0	0
小計			1	0	1	0	1	0
計			886	15	1,013	2	839	2
ATP等ふき取り検査			2,151	0	1,426	0	1,656	0



V-18 食品衛生講習等の実施について

	東部		国東		中部		由布		南部		豊肥		西部		北部		豊後高田		合計			
	実施回数	参加人数	実施回数	参加人数	実施回数	参加人数	実施回数	参加人数	実施回数	参加人数	実施回数	参加人数	実施回数	参加人数	実施回数	参加人数	実施回数	参加人数	実施回数	参加人数		
食品衛生・ 食の安全	営業者	48	1,779	16	313	17	287	18	374	8	225	34	1,199	19	569	38	1,446	6	57	204	6,249	
	給食調理従事者	19	581	6	229	4	160	3	84	3	224	4	189	8	216	8	388	1	15	56	2,086	
	消費者	1	31	4	84	1	40	4	42	1	14					1	30			12	241	
	小・中学生					1	20					1	50								2	70
	その他	12	402	2	118	4	250	4	185	1	175	13	265	18	549	2	105	3	58	59	2,107	
小計	80	2,793	28	744	27	757	29	685	13	638	52	1,703	45	1,334	49	1,969	10	130	333	10,753		
食品表示	営業者	1	17			1	16			1	18			2	125	3	149			8	325	
	給食調理従事者																			0	0	
	消費者																			0	0	
	小・中学生																			0	0	
	その他																			0	0	
小計	1	17	0	0	1	16	0	0	1	18	0	0	2	125	3	149	0	0	8	325		
その他	営業者					14	146			5	161	2	46	1	10	1	13			23	376	
	給食調理従事者																			0	0	
	消費者																			0	0	
	小・中学生					8	230													8	230	
	その他			4	132	1	39	2	57	6	152			1	100	5	220			19	700	
小計	0	0	4	132	23	415	2	57	11	313	2	46	2	110	6	233	0	0	50	1,306		
合計	81	2,810	32	876	51	1,188	31	742	25	969	54	1,749	49	1,569	58	2,351	10	130	391	12,384		

## VI 食肉、食鳥肉の衛生対策の推進

消費者に安全・安心な食肉及び食鳥肉の提供を推進するため、と畜場にあつては食用に処理されるすべての獣畜(牛、馬、豚、めん羊及び山羊)について1頭ごとに検査を実施している。また、と畜場内で処理された食肉の細菌検査等を行い、食肉が衛生的に取扱われるように監視指導を行っている。

食鳥処理場については、疾病の排除及び衛生的な食鳥処理について検査及び監視指導することにより食鳥肉による危害の防止を図っている。

### 1 と畜場及び食肉衛生対策

(1) と畜場は、(株)大分県畜産公社(以下、「畜産公社」という。)の1施設で、平成30年度のと畜検査頭数は120,414頭と前年度に比べ7,731頭(6.9%)増加している。畜種別では、牛は6,398頭で814頭(14.6%)の増加、豚は114,011頭で6,920頭(6.5%)の増加、馬は3頭、山羊は1頭、めん羊は1頭となっている。

(2) 動物用医薬品の残留防止対策として、病畜、保留畜については、肝臓、腎臓、筋肉を採取し、食肉衛生検査所で抗菌性物質の残留の有無について簡易検査を行い、残留を認めたものについては、畜産振興課を通じて家畜保健衛生所に調査指導を依頼する体制を取っている。

(3) 平成29年4月1日から牛海綿状脳症(BSE)のスクリーニング検査の対象が、大分県を含めすべての自治体において、48ヶ月齢超のすべての牛から24ヶ月齢以上の牛において神経症状や起立不能等全身症状を呈する牛に変更となっている。

また、平成17年10月1日から検査対象にめん羊・山羊が追加されたことから、検査の名称も伝達性海綿状脳症(TSE)スクリーニング検査に変更となっている。

平成30年度の検査頭数は21頭で、検査は食肉衛生検査所で行い、結果は全て陰性であった。

(4) 畜産公社は令和元年4月5日に対米、対カナダ、対香港及び対オーストラリア輸出食肉を取り扱うと畜場及び食肉処理場の認定を取得し、「対米輸出食肉を取り扱うと畜場の認定要綱」に従って、HACCPシステムによる衛生管理を行っている。

認定施設では、地方厚生局による月1回以上の現地査察、不定期に行われる相手国の査察などへの対応が求められる。厚生労働省から指名されたと畜検査員が指名検査員となり、施設の衛生管理指導、査察対応、HACCP計画の検証のためのサルモネラ検査、大腸菌検査等を実施している。

## 2 食鳥肉衛生対策

(1) 大分県内には、年間処理羽数30万羽以上の大規模食鳥処理場は(有)竹田食鳥の1施設があったが、平成30年度中に廃止した。平成30年度の処理羽数は560,269羽と前年度に比べ、233,257羽(29.4%)の減少となっている。

(2) 年間処理羽数30万羽未満の認定小規模食鳥処理場は平成30年度末で22施設(6施設休業中)。各処理場では、食鳥処理衛生管理者による、疾病鶏の排除が行われている。

平成30年度の認定小規模食鳥処理場の検査羽数は、合計817,581羽で前年度と比較して、15,727羽(1.9%)の減少となっている。

### VI-1 と畜場の設置状況・と畜検査体制

(令和元年4月1日現在)

		株式会社大分県畜産公社	合計
区 分		一般	一般と畜場 1
と畜場番号		17	
所在地		豊後大野市犬飼町田原1580-29	
開設年月日		H28.8.22	
処理能力(日)	大動物	60	60
	小動物	560	560
	豚換算	800	800
検査機関		食肉衛生検査所	検査所 1
検査人員		20	20

### VI-2 大分県畜産公社の輸出相手国と登録要件等

(令和元年4月5日現在)

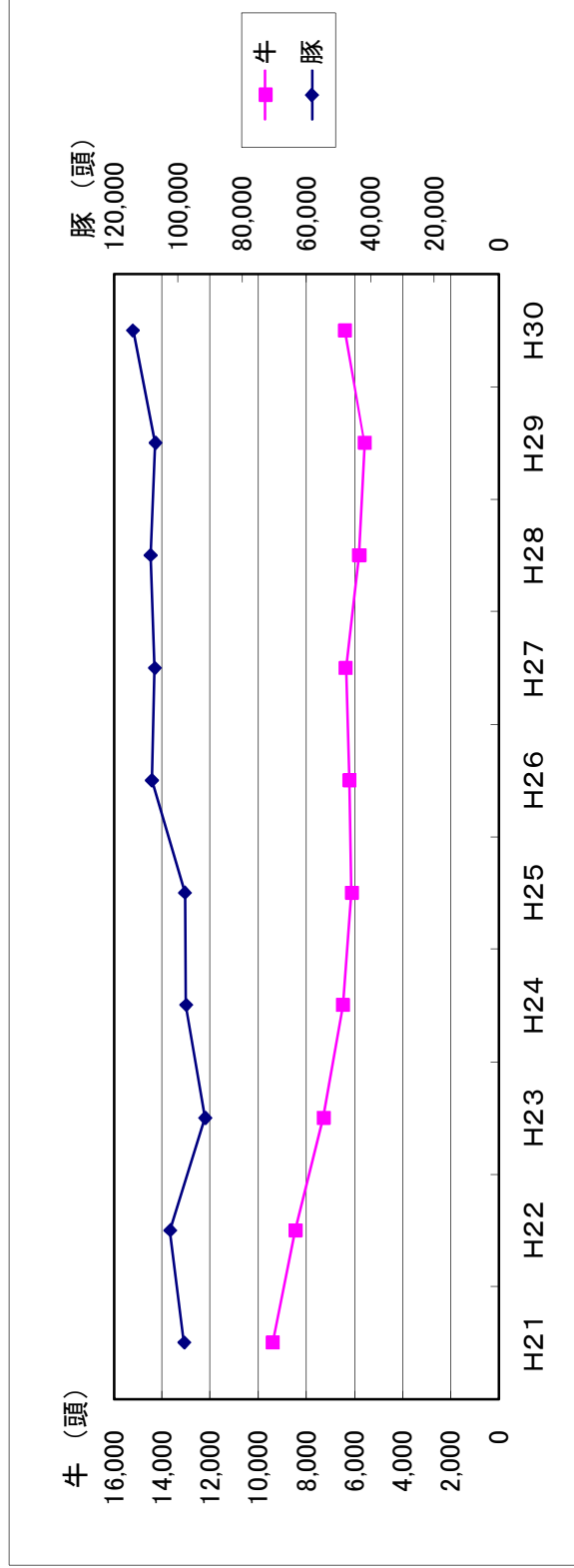
輸出可能国	認定取得日	主な登録要件	厚労省、FSIS等の現地査察の有無
①タイ	H25.1.9	と畜場法	無
②マカオ	H25.3.7		
③ベトナム	H26.3.27		
④ミャンマー	H29.1.4		
⑤台湾	H29.9.22	HACCP導入	有
⑥アメリカ	R1.4.5		
⑦カナダ	R1.4.5		
⑧香港	R1.4.5		
⑨オーストラリア	R1.4.5		

VI-3 と畜検査頭数

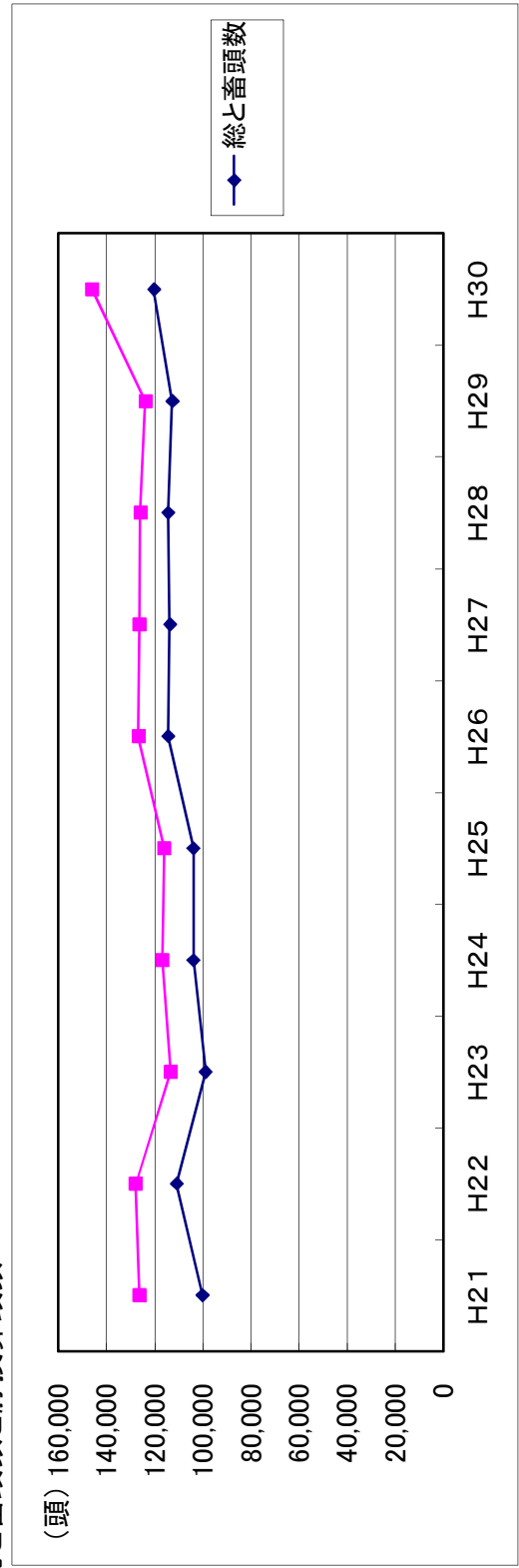
	30年度計	29年度計	28年度計	27年度計	26年度計	25年度計	24年度計	23年度計	22年度計	21年度計	20年度計	19年度計
牛 150kg以上	時間内	5,575	5,270	5,690	6,301	6,129	6,027	6,413	7,209	8,373	9,290	10,099
	時間外	801	284	78	51	52	80	56	75	82	100	71
	小計	6,376	5,554	5,768	6,352	6,181	6,107	6,469	7,284	8,455	9,390	10,170
牛 150kg未満	時間内	19	30	44	64	26	9	8	3	5	12	4
	時間外	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	小計	22	30	44	64	26	9	8	3	5	12	4
牛 合計	時間内	5,594	5,300	5,734	6,365	6,155	6,036	6,421	7,212	8,378	9,302	10,103
	時間外	804	284	78	51	52	80	56	75	82	100	71
	小計	6,398	5,584	5,812	6,416	6,207	6,116	6,477	7,287	8,460	9,402	10,174
馬 150kg以上	時間内	-	4	4	-	1	5	4	4	4	6	4
	時間外	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	小計	1	5	4	-	1	5	4	4	4	6	4
馬 150kg未満	時間内	2	1	1	1	1	2	3	1	2	2	3
	時間外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	小計	2	1	1	1	1	2	3	1	2	2	3
馬 合計	時間内	2	6	5	1	2	7	7	5	6	8	7
	時間外	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	小計	3	6	5	1	2	7	7	5	6	8	7
豚	時間内	110,977	105,175	105,069	106,241	107,374	96,251	96,840	90,791	100,726	97,604	117,463
	時間外	3,034	1,916	3,476	1,015	752	1,529	658	735	1,745	498	578
	小計	114,011	107,091	108,545	107,256	108,126	97,780	97,498	91,526	102,471	98,102	118,041
めん羊	時間内	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	時間外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	小計	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
山羊	時間内	1	2	-	-	-	-	-	-	-	-	1
	時間外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	小計	1	2	-	-	-	-	-	-	-	-	1
獣畜計	時間内	116,575	110,482	110,808	112,607	113,531	102,294	103,268	98,008	109,110	106,914	132,652
	時間外	3,839	2,201	3,554	1,066	804	1,609	714	810	1,827	598	489
	小計	120,414	112,683	114,362	113,673	114,335	103,903	103,982	98,818	110,937	107,512	133,141
大小動物 豚換算	大動物	6,377	5,590	5,772	6,352	6,182	6,112	6,473	7,288	8,459	9,396	10,174
	小動物	114,037	107,093	108,590	107,321	108,153	97,791	97,509	91,530	102,478	98,116	118,048
	豚換算	133,168	123,863	125,906	126,377	126,699	116,127	116,928	113,394	127,855	126,304	148,570
	6,377	5,559	5,772	6,352	6,182	6,112	6,473	7,288	8,459	9,396	10,174	8,338

## VI-4 と畜検査頭数の推移

年度別牛・豚のと畜頭数



総と畜頭数と豚換算頭数



### VI-5 年度別病畜検査頭数

年度 畜種別	平成30年度	平成29年度	平成28年度
牛	587	637	555
とく	5	1	-
馬	3	5	2
豚	20	5	5
めん羊・山羊	1	-	-
合計	616	648	562

### VI-6 獣畜のとさつ禁止又は廃棄の原因

#### 1 とさつ禁止

年度 畜種別	平成30年度				平成 29年度	平成 28年度
	膿毒症	尿毒症	その他	合計		
牛	-	2	2	4	4	9
とく	-	-	-	-	-	-
馬	-	-	-	-	-	-
豚	6	-	9	15	13	23
計	6	2	11	19	17	32

#### 2 全部廃棄

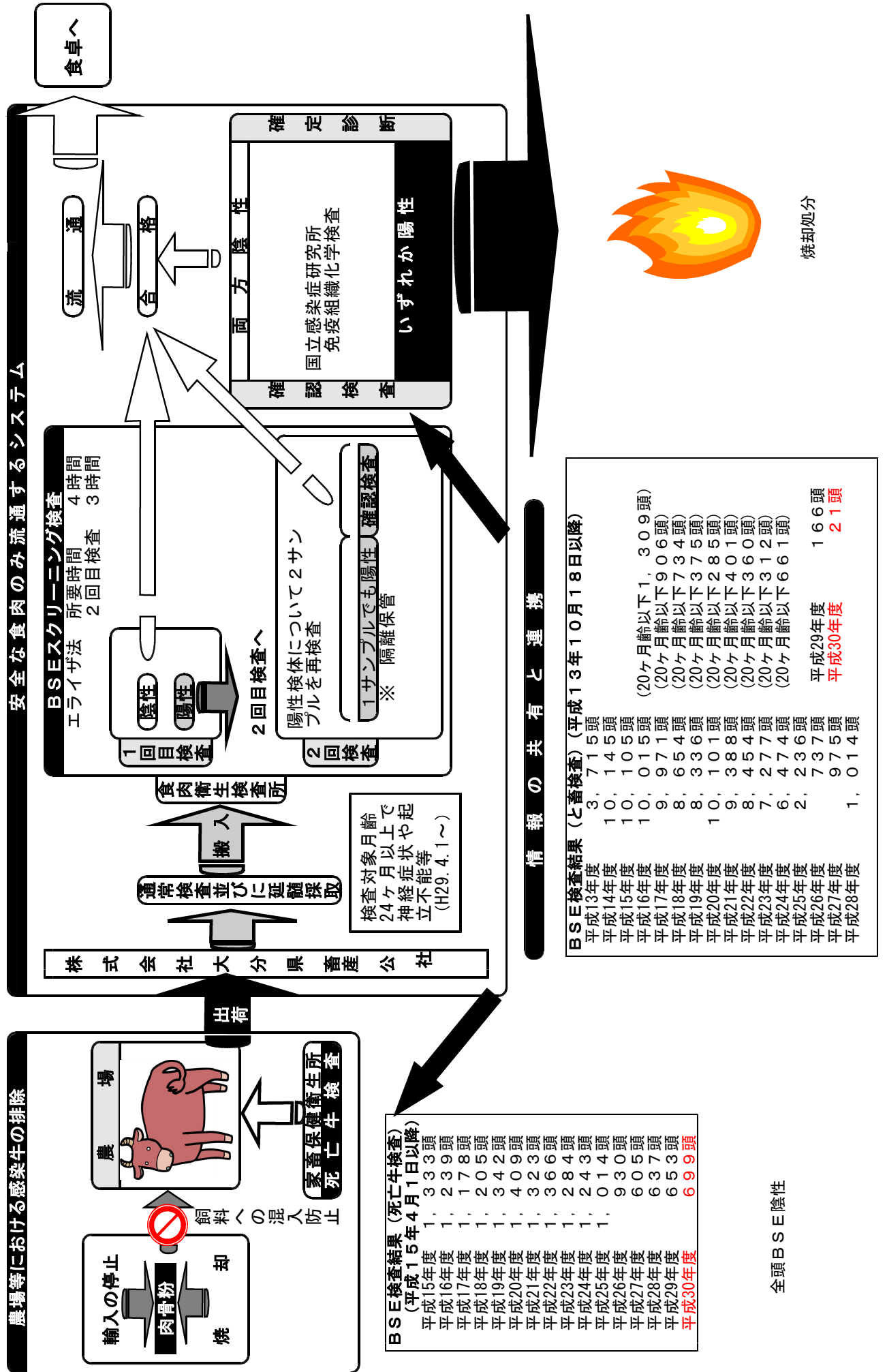
年度 畜種別	平成30年度									平成 29年度	平成 28年度
	膿毒症	敗血症	尿毒症	黄疸	水腫	腫瘍	変性	その他	合計		
牛	7	7	2	-	72	1	10	43	142	150	101
とく	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
豚	86	71	-	2	-	-	50	11	220	198	302
計	93	78	2	2	72	1	60	54	362	348	403

#### 3 一部廃棄

年度 畜種別	平成30年度										平成 29年度	平成 28年度	
	細菌病		寄生虫病		黄疸	水腫	腫瘍	炎症	変性	その他			合計
	放線菌病	ジストマ病	その他										
牛	11	55	4	-	655	17	3,149	1,358	3,967	9,216	8,188	7,891	
とく	-	-	-	-	4	-	17	4	5	30	22	25	
馬	-	-	-	-	-	-	3	-	2	5	8	7	
豚	-	-	-	4	336	8	70,268	17,082	4,525	92,223	101,943	83,419	
計	11	55	4	4	995	25	73,437	18,444	8,499	101,474	110,161	91,342	

VI - 7 B S E (牛海綿状脳症) 検査体制

- 1 農場等における感染牛の排除
- 2 安全な食肉のみ流通するシステム
- 3 安全性のPR

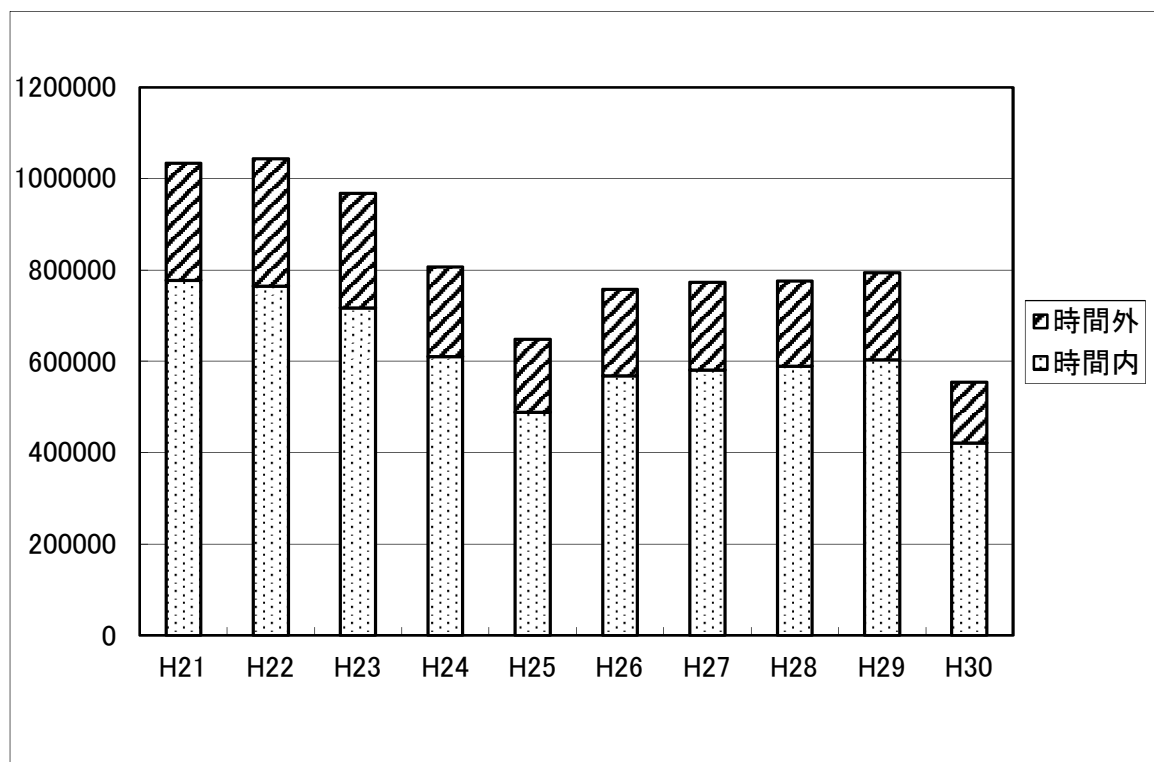


# VI-8 大規模食鳥処理場食鳥検査羽数

(平成30年度)

		有限会社竹田食鳥		
		ブロイラー	成鶏	小計
検査羽数	時間内	421,450	5,668	427,118
	時間外	133,069	82	133,151
	合計	554,519	5,750	560,269
再掲	とさつ禁止	-	-	-
	全部廃棄	9,938	419	10,357
	一部廃棄	26,129	56	26,185
	死鳥数	942	17	959
	持ち出しと体	1,255	-	1,255
検査日数	時間内	236		
	時間外	11		

大規模食鳥処理場検査羽数の推移





VI-9 食鳥検査結果

(平成30年度)

検査羽数	ブロイラー			成鶏			合計		
	554,519			5,750			560,269		
	禁止	全部廃棄	一部廃棄	禁止	全部廃棄	一部廃棄	禁止	全部廃棄	一部廃棄
処 分 実 羽 数	-	9,938	26,129	-	419	56	-	10,357	26,185
鶏 痘	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鶏 伝 染 性 気 管 支 炎	-	-	/	-	-	/	-	-	-
ニ ュ ー カ ッ ス ル 病	-	-	/	-	-	/	-	-	/
鶏 白 血 病	-	-	/	-	-	/	-	-	/
封 入 体 肝 炎	-	-	/	-	-	/	-	-	/
マ レ ッ ク 病	-	1	/	-	-	/	-	1	/
大 腸 菌 症	-	365	/	-	3	/	-	368	/
伝 染 性 コ リ ー ザ	-	-	/	-	-	/	-	-	/
サ ル モ ネ ラ 症	-	-	/	-	-	/	-	-	/
ブ ド ウ 球 菌 症	-	-	/	-	-	/	-	-	/
そ の 他	-	-	/	-	-	/	-	-	/
毒 血 症	-	-	/	-	-	/	-	-	/
膿 毒 症	-	-	/	-	-	/	-	-	/
敗 血 症	-	-	/	-	-	/	-	-	/
真 菌 症	-	-	/	-	-	/	-	-	/
原 虫 病	-	-	-	-	-	-	-	-	-
寄 生 虫 病	-	-	-	-	-	-	-	-	-
変 性	-	2,239	3,452	-	25	1	-	2,264	3,453
尿 酸 塩 沈 着 症	-	-	-	-	-	-	-	-	-
水 腫	-	36	-	-	-	-	-	36	-
腹 水 症	-	1,688	/	-	87	/	-	1,775	/
出 血	-	168	14,458	-	29	38	-	197	14,496
炎 症	-	2,049	8,215	-	42	15	-	2,091	8,230
萎 縮	-	-	-	-	-	-	-	-	-
腫 瘍	-	8	-	-	54	-	-	62	-
臓 器 の 異 常 な 形	-	-	-	-	-	-	-	-	-
異 常 体 温	-	-	/	-	-	/	-	-	/
黄 疸	-	-	/	-	-	/	-	-	/
外 傷	-	5	4	-	-	-	-	5	4
中 毒 諸 症	-	-	/	-	-	/	-	-	/
削 瘦 及 び 発 育 不 良	-	1,465	/	-	2	/	-	1,467	/
放 血 不 良	-	291	/	-	7	/	-	298	/
湯 漬 過 度	-	890	/	-	148	/	-	1,038	/
そ の 他	-	733	-	-	21	2	-	754	2
合 計	-	9,938	26,129	-	418	56	-	10,356	26,185

## VI-10 認定小規模食鳥処理場

(平成30年度)

管轄保健所	処理場名	処理羽数	全部廃棄	部分廃棄	死鳥	立入件数
東部	由布ファーム	15,924	490	405	-	1
	有限会社 とり徹(※1)	-	-	-	-	-
由布	味の店 蔵(※1)	-	-	-	-	-
	河野処理場	80	-	-	-	1
	大島処理場	326	-	-	-	1
南部	蕨野養鶏場	169	-	4	-	-
豊肥	大野町豊のしゃも処理場	7,474	-	-	-	6
	内那地どり牧場	3,349	-	-	-	1
	みくにフーズ(株)	-	-	-	-	-
	久住町食品センター	-	-	-	-	-
西部	ドライブイン川原驛	926	-	-	-	1
	軍鶏処理場	45	-	-	-	-
	北九福鳥(株)日田営業所	249,020	2,885	-	383	1
	時松きじや	96	-	10	-	1
	竹やぶ(※1)	-	-	-	-	-
北部	カハノフーズ宇佐	141,873	-	181	-	1
	(有)カハノフーズ院内処理場	142,251	191	-	187	-
	波田地鳥牧場(※1)	-	-	-	-	-
	立石養鶏(※1)	-	-	-	-	-
	鶏肉処理場(下郷農協)	23,079	-	-	-	1
	岩本食鶏	346	1	-	-	1
	さとう鶏舎	44	-	-	-	-
	柘田ブロイラー	230,929	1,862	1,138	1,486	3
豊後高田	ぶんご合鴨食鳥処理場	1,650	-	-	-	1
合計	25施設	817,581	5,429	1,738	2,056	20

※1 休止中

## 【食の安心・食育推進班の業務】

### Ⅶ 食の安心対策及び食育の推進

食の安全・安心確保対策については、「食の安全確保・食育推進本部（平成 15 年 9 月設置、平成 28 年 4 月 1 日名称変更）」を中心に、食に関する総合的かつ効果的な安全施策の推進を行っている。加えて、リスクコミュニケーション等の実施により、県民の声を施策に反映させ、食に関する情報の共有と相互理解と正しい認識の醸成を図っている。

食品表示法が平成 27 年 4 月 1 日から施行され、食品衛生法、J A S 法及び健康増進法の食品に関する規定を統合して食品の表示に関する包括的かつ一元的な制度となった。

さらに、食品偽装表示防止対策として、県・国等の関係者からなる食品偽装表示対策チームを設置し、偽装表示の監視を行ってきた。

また、食生活の乱れや食料自給率の低下など、「食」に関する様々な問題が指摘される中で、食育を県民運動として推進するために、食育推進条例を制定し、平成 28 年 4 月 1 日の施行した。平成 28 年 3 月に平成 28 年 4 月から 5 年間の「第 3 期大分県食育推進計画」を策定し、県民が「食」を楽しみ、生涯を通じて健全な食生活を送るため、食べ物を選ぶ力、食べ物の味がわかる力など 6 つの力を身につけることを進めている。

平成 19 年 8 月から、家庭・消費、学校・保育所、生産・流通等 7 分野 20 名の代表で構成する「食育推進会議」を設置し、県民参加型の食育推進体制を確立した。平成 20 年度には 6 保健所 3 保健部に地域食育総合窓口を設置するとともに、各地方機関が連携した「地域食育推進連絡協議会」を 6 地域に設置し、地域における食育推進体制の整備を図った。

なお、平成 25 年度から横の連携と市町村支援を強化するため、市町村を加えて協議会を運営している。

また、地域における食育活動の活性化を図るため、「おおいた食育人材バンク」を設置し、県民の要望に応じて食育の実践者を派遣した。

平成 30 年度にこれまでの取組を総括する形で食育推進全国大会を開催した。

平成30年度の主な事業

## 1 食の安心確保対策事業

- (1) 企業リスクコミュニケーションモデル事業
- (2) 食の安全こども教室の開催
- (3) 消費者への食品による危害発生防止のための情報提供

## 2 食品表示の適正化

- (1) 食品偽装表示対策チームの設置
- (2) 中～大規模業者表示対策
- (3) 小規模製造者対策

## 3 おおいたの食育ステップアップ事業

- (1) 「第3期大分県食育推進計画」の進行管理
- (2) 食の安全確保・食育推進本部食育推進幹事会と食育推進会議の運営
- (3) 地域食育推進連絡協議会の運営と市町村食育推進計画推進支援
- (4) おおいた食育人材バンクの運営
- (5) 「第13回食育推進計画 in おおいた」の開催
- (6) 食育推進計画紙芝居作成

---

## 【参考】 令和元年度の主な事業

### 1 食の安心確保対策事業

- (1) 企業リスクコミュニケーションモデル事業

食品事業者等が自主的に食品に関する情報を消費者等と共有（意見交換会、消費者説明会等）し、透明性を高める努力を促すことで相互の良好な関係構築を行う。

- (2) 食の安全こども教室の開催

未来を担う子どもたちに対して、食に関する学習会を実施することにより、食の安全安心に対する理解と正しい知識の習得を図る。

- (3) 風評被害防止対策

消費者等が風評被害に対する認識を高め、消費者が被災地の実態を知ることにより、食品と放射能に関する正しい知識の習得を図る。

### 2 食品表示の適正化

- (1) 食品偽装表示対策チームの設置

食品表示に関する法令を所管する県及び国、大分市、県警の各課の担当者で食品偽装表示対策チームを構成し、食品偽装表示に対し迅速・的確な対応を図る。

る。

(2) 中～大規模業者表示対策

量販店等食品を消費者へ流通する役割を担う食品事業者を対象に講習会を実施。

(3) 小規模製造業者表示対策

小規模食品製造事業者に対して、地区講習会を開催。

### 3 おおいたの食育ステップアップ事業

(1) 「第3期大分県食育推進計画」の進行管理

12の項目、14の数値目標を掲げた計画を策定し、更なる推進を図る。

(2) 食の安全確保・食育推進本部食育推進幹事会と食育推進会議の運営

食の安全確保・食育推進本部食育推進幹事会と県民の意見を施策に反映させる食育推進会議の運営を行う。

(3) 地域食育推進連絡協議会の運営と市町村食育推進計画推進支援

地域食育活動の活性化を図るとともに、市町村食育推進計画推進の支援を行う。

(4) おおいた食育人材バンクの運営

様々な分野で活躍する食育の実践者・団体を人材バンクに登録し、県民の要望に応じて派遣することにより、地域における食育活動の活性化を図る。

(5) 食育推進全国大会レガシーの活用

平成30年度に開催した上記大会の成果を踏まえ、子ども食堂など、地域における「共食」の場を活用した食育を推進する。

## VII-1 平成30年度食の安全・安心意見交換会の開催状況

月 日	場 所	内 容	備 考
① 9月20日~22日 ② 11月20日 ③ 3月10日	① 昭和電工ドーム ② 全労ソレイユ ③ ホルトルホール前広場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東日本大震災の原発事故に起因する風評被害について、不確かな情報や思い込みに惑わされることがなく安全な食品選択ができるように被災地での食品安全の取組等を消費者に周知し、現地の人との交流、物産の販売等のイベントを実施。</li> </ul>	参加者数 ① 1,000人 ② 80人 ③ 150人
11月5日	別府大学	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 宿泊事業者とアレルギー当事者等により、アレルギー対応メニューに関する意見交換会を開催。</li> </ul>	34人
2月20日	J:comホルトホールおおい	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消費者を対象に食品表示法に基づき、表示の正しい知識や見方を学ぶクイズ形式のワークショップを実施。</li> </ul>	45人
年 間	県内 (57回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各保健所(部)で消費者、福祉施設等を対象に、食中毒対策等を中心にリスクコミュニケーションを開催。</li> </ul>	2,170人
計62回			計3,479人

## VII-2 食の安全こども教室

### 1 目的

未来を担う子ども達に対して、食の安全・安心に関する学習会を実施することにより、食の安全・安心に関する正しい理解、知識、技術の習得を図る。

### 2 対象

県内の保育所、幼稚園、小学校を対象に実施する。

### 3 テーマ（例）

- ・手の洗い方を勉強しよう  
(手洗いチェッカー・手洗い戦隊あらうンジャー・手洗いマンボ等)
- ・食中毒を起こす菌について学ぼう
- ・ノロウイルスのやっつけ方を知ろう
- ・お肉の生食・生焼けの危険性を知ろう
- ・加熱調理時の中心温度を計ってみよう

### 4 実施機関

地 域	実施機関名（所在地等）
大分市	大分県生活環境部食品・生活衛生課 (大分市大手町3-1-1、tel:097-506-3056、fax:097-506-1734)
別府市 杵築市 日出町	東部保健所 (別府市大字鶴見字下田井14-1、tel:0977-67-2511、fax:0977-67-2512)
国東市 姫島村	東部保健所国東保健部 (国東市国東町安国寺786-1、tel:0978-72-1127、fax:0978-72-3073)
臼杵市 津久見市	中部保健所 (臼杵市大字臼杵字洲崎72-34、tel:0972-62-9171、fax:0972-62-9173)
由布市	中部保健所由布保健部 (由布市庄内町柿原337-2、tel:097-582-0660、fax:097-582-0691)
佐伯市	南部保健所 (佐伯市向島1-4-1、tel:0972-22-0562、fax:0972-25-0206)
竹田市 豊後大野市	豊肥保健所 (豊後大野市三重町市場934-2、tel:0974-22-0162、fax:0974-22-7580)
日田市 九重町 玖珠町	西部保健所 (日田市田島2-2-5、tel:0973-23-3133、fax:0973-23-3136)
中津市 宇佐市	北部保健所 (中津市中央町1-10-42、tel:0979-22-2210、fax:0979-22-2211)
豊後高田市	北部保健所豊後高田保健部 (豊後高田市是永町39、tel:0978-22-3165、fax:0978-22-2684)

Ⅶ-3 食の安全こども教室実施状況

実施回数:28回 参加者数:1,247名

実施機関	実施日時	実施小学校等	学年	生徒数	実施したテーマ
東部保健所	8月1日(水) 10:15~11:00	ひらた保育園	全児童 (手洗い指導は 4,5歳児のみ)	60名	「手洗いの大切さについて」 (あらうんじゃーのショー、手洗い指導など)
	8月8日(水) 10:00~11:00	くすのき保育園	全児童 (手洗い指導は 3,4歳児のみ)	34名	
	8月22日(水) 10:00~11:00	松栄保育園	2~5歳児 (手洗い指導は 5歳児のみ)	78名	
	8月28日(火) 10:00~11:00	杵築市立大田こども園	全児童 (手洗い指導は 3~5歳児のみ)	18名	
	8月30日(木) 10:00~11:00	鉄輪保育園	3~5歳児 (手洗い指導は 5歳児のみ)	125名	
	9月7日(金) 10:15~11:15	日出町立豊岡幼稚園	5歳児	35名	
	9月10日(月) 10:15~11:15	野口保育所	3~5歳児 (手洗い指導は 5歳児のみ)	36名	
国東保健所	7月13日(金) 10:00~11:00	社会福祉法人 安岐中央こども園	4,5歳児	46名	・手洗いに関する紙芝居(パワーポイント) ・手洗いチェッカー ・手洗い方法練習(DVD)
	平成31年 1月9日(水) 2月19日(火) 2月26日(火) 10:00~11:00	社会福祉法人 和順会 むさしこども園	3~5歳児	86名	
中部保健所	6月15日(金) ①8:35~9:20 ②10:30~11:15	臼杵市立臼杵南小学校	①6年生 ②1,2年生	①7名 ②19名	①調理実習での食中毒予防(食中毒予防啓発マンガ使用) ②手洗い教室
	7月7日(土) 10:00~10:45	臼杵市立川登小学校	1~6年生	26名	・手洗い教室 ・食中毒予防の話(食中毒予防啓発マンガ使用)
	9月4日(火) 10:00~11:00	海辺保育園	4,5歳児	39名	・手洗い教室
	11月27日(火) ①9:05~9:50 ②10:10~10:55 12月11日(火) ③9:00~9:40 ④10:00~10:40 12月12日(水) ⑤9:00~9:40 ⑥10:00~10:40	臼杵市立下北小学校	①1年生 ②2年生 ③④6年生 ⑤3年生 ⑥4年生	①35名 ②32名 ③④39名 ⑤36名 ⑥36名	①②⑤⑥手洗い教室 ③④手洗い教室、食中毒予防の話(食中毒予防啓発マンガ使用)
由布保健所	7月10日(火) 10:00~10:45	すみれ保育園	4,5歳児	46名	・手の洗い方(実演、あらうんじゃー、手洗いマンボ) ・手洗いチェッカー
	8月20日(月) 9:30~10:30	由布川児童クラブ	小学校低学年	30名	・食育紙芝居 ・食品をグループに分類してみよう! ・正しい手の洗い方(説明、手洗いチェッカー) ・食品衛生に関するクイズ
	8月21日(火) 10:00~10:45	ひばりこども園	4,5歳児	44名	手の洗い方(実演、あらうんじゃー)
	10月22日(月) 10:00~10:40	西庄内保育園	4~6歳児	27名	正しい手の洗い方 (説明、あらうんじゃーDVD上映、手洗いチェッカー)
西部保健所	7月13日(金) 9:30~10:00	こども園るんびにい	2~5歳児	60名	手の洗い方を勉強しよう(手洗いチェッカー)
	7月19日(金) 10:30~11:30	三芳昭和園	3~5歳児	33名	手洗いチェッカーを用いた指導 (DVD、紙芝居、手洗いチェッカー)
北部保健所	6月14日(木) 10:00~11:00	如水こども園	3~5歳児	54名	・手洗いに関する紙芝居 ・手洗いチェッカー ・手洗い方法練習(手洗い動画)
	6月26日(火) 10:00~10:30	四恩こども園	3~5歳児	69名	
	6月28日(木) 10:30~11:30	両川こども園	3~5歳児	42名	
	7月25日(水) 10:00~10:45	柿坂保育園	2~6歳児	20名	
	8月2日(木) 13:30~14:15	若草こども園	4~6歳児	35名	



#### VII-4 大分県食の安全確保推進本部食育推進幹事会の開催状況

年 月 日	内 容	備 考
平成30年 5月17日	場所：別館84会議室 議題：(1)食育の推進体制について (2)食育関連事業について (3)その他	第1回会議

#### VII-5 大分県食育推進会議の開催状況

年 月 日	内 容	備 考
平成30年 7月25日	場所：水産会館5階大会議室 議題：(1)平成29年度食育関連事業の実施状況 (2)第3期大分県食育推進計画数値目標の達成状況 (3)平成30年度食育関連事業について	第1回会議 委員16名
平成30年 11月21日	場所：水産会館5階大会議室 議題：(1)平成31年度食育関連事業 (2)平成30年度食育関連事業	第2回会議 委員10名

## Ⅶ-6 「おおいた食育人材バンク」登録人材派遣事業の実施状況

様々な分野で活躍する食育の実践者・団体を「おおいた食育人材バンク」に登録し、県民の要望に応じて地域での食育活動に派遣した。

### 1 登録状況

(1) 登録者数 : 104 ( 個人77・団体27 )

(2) 分野別の登録状況

① 食生活			10	①食生活・・・基本的な調理技術の指導や健康な食生活の実現に関する事
② 食文化			8	②食文化・・・地域食材の活用や郷土料理の継承に関する事
③ 生産体験交流			9	③生産体験交流・・・農林水産業などの体験に関する事
④ 環境			0	④環境・・・環境に配慮した食生活に関する事
⑤ 連携	77	①・②	16	⑤連携・・・①～④の各分野を組み合わせた内容に関する事
		①・③	4	
		②・③	3	
		②・④	2	
		①・④	3	
		③・④	2	
		①・②・④	17	
		①・②・③	4	
		①・③・④	3	
		②・③・④	3	
		①～④	20	

### 2 派遣状況

(1) 派遣数 : 個人71件 団体10件

(2) 内訳

申請者	個人	団体
保育所・幼稚園	9	4
小学校・中学校	9	3
団体	44	3
食育担当・行政等	9	0

対象者	個人	団体
子ども	17	9
大人	28	3
親子	12	5
従事者	11	0

活動内容	個人	団体
講演	16	3
実習	54	7
体験	1	0

派遣地域	個人	団体
大分市保健所管内	16	3
東部保健所管内	11	3
中部保健所管内	8	3
南部保健所管内	14	0
豊肥保健所管内	2	1
西部保健所管内	4	0
北部保健所管内	16	0

## VII-7 食育の普及・啓発

「食育」の役割や重要性について、多くの県民に理解を深めてもらうとともに、誰もが日々の生活の中で実践できる食育を啓発するために、県青少年育成県民会議が啓発する「家庭の日」(毎月第3日曜日)と連携し、「家族みんなで“いただきます！”の日」などの普及啓発を行った。

### 6月の「食育月間」イベント

月 日	内 容	参加者数	備 考
6月19日	食育月間街頭啓発 トキハ本店前	1,000名	田北調理師専門学校、大分市食生活改善推進協議会、九州農政局大分県拠点、食育推進幹事会各課と連携し、トキハ本店前で実施した。 (野菜の種、食育全国大会チラシを配布)
6月23日、6月24日	第13回食育推進全国大会inおおいた	33,500名	6月の食育月間に合わせ、「みんなでかたろう食育のすすめ～うまい！楽しい！元気な大分～」をテーマに農林水産省との共催により大分駅周辺で開催。

### 11月の「おおいた食(ごはん)の日」「おおいた食育ウィーク」イベント

月 日	内 容	参加者数	備 考
11月19日	おおいた食の日・食育ウィーク街頭啓発 大分駅	1,000名	大分県食生活改善推進協議会、九州農政局大分県拠点、食育推進幹事会各課と連携し、大分駅で実施した。 (ポケットティッシュ、野菜の種、食育チラシを配布)

### 「食育月間」「おおいた食(ごはん)の日」「おおいた食育ウィーク」以外のイベント

月 日	内 容	参加者数	備 考
7月13日	食の安全こども教室 粟島愛児園	29名	紙芝居や動画を使って正しい手洗い方法を説明。 手洗いチェッカーを用いて実際に手洗いできているか確認。
8月3日	食の安全こども教室 若草保育園	27名	紙芝居や動画を使って正しい手洗い方法を説明。 手洗いチェッカーを用いて実際に手洗いできているか確認。
10月14日、 10月15日	大分県農林水産祭	200名	新規就業・経営体支援課、FES(学生食育サポーター)と連携し、食育コーナーを設置

地域食育推進連絡協議会が関係した食育活動

東部地域食育推進連絡協議会

項目	月日	内容	参加者数	備考
会議	7月20日	東部地域食育推進連絡協議会	22人	平成30年度食育関連事業について意見交換を行った。
普及啓発	6月13日～19日	食育月間キャンペーン(別府市)	430人	別府市、別府市食生活改善推進協議会、学生食育推進サポーター、農産加工グループ、東部振興局と連携し、別府駅、別府溝部学園短期大学、別府大学、立命館アジア太平洋大学で啓発品を配布した。
	6月22日～28日	食育月間キャンペーン(杵築市)		杵築市と連携し、離乳食教室等で啓発品の配布と説明を実施した。
	6月19日	食育月間キャンペーン(日出町)	300人	日出町、日出町食生活改善推進協議会と連携し、量販店で啓発品を配布した。
	6月19日	食育月間普及啓発(国東市)		国東市と連携し、国東市立安岐中学校で栄養教諭による食育集会と啓発品を配布した。
	6月13～28日	食育月間キャンペーン(姫島村)		姫島村、小学校と連携し、お魚料理教室において啓発品の配布と説明を実施した。
	11月19日	「おおいた食の日・おおいた食育ウィーク」キャンペーン(別府市)	100人	立命館アジア太平洋大学と連携し、立命館アジア太平洋大学において啓発品を配布した。
	11月14, 20日	「おおいた食の日・おおいた食育ウィーク」キャンペーン(杵築市)	15人	杵築市と連携し、離乳食教室等での啓発品の配布と説明を実施した。
	11月19日	「おおいた食の日・おおいた食育ウィーク」キャンペーン(日出町)	363人	日出町、日出町食生活改善推進協議会と連携し、量販店で啓発品を配布した。 また、川崎小学校と連携し、ちよっと受けたい菓の授業で啓発品を配布した。
	11月18日	「おおいた食の日・おおいた食育ウィーク」キャンペーン(国東市)	50人	栄養士会と連携し、イベントにおける栄養コーナーで啓発品を配布した。
	11月5日	「おおいた食の日・おおいた食育ウィーク」キャンペーン(姫島村)	32人	姫島村と連携し、イベントにおける食育コーナーで啓発品の配布と食育SATによる食事バランスチェックを実施した。
援市・町連村携支	7月30日	別府地域保健委員会 食育推進小委員会	18人	食育計画の進捗管理
	8月28日	国東市食育推進会議	14人	食育計画の進捗管理
	2月28日		11人	
(関係機関その他による)	通年	大学生の食育推進事業	94人	大学生の食に関する課題解決のため、学生食育推進サポーターの養成と学生による食育推進活動を実施した。
	7月31日	栄養の日、栄養週間における取組	42人	別府溝部学園短期大学と連携し、食育SATを使った食べ物を選ぶ力の実践学習を実施した。
	8月25日	まず野菜もっと野菜プロジェクトの取組	55人	東部版野菜リーフレットの作成や野菜の日PRイベントを実施した。
	8月～12月	米粉の普及啓発	365人	別府市、日出町、国東市などの食育事業の調理実習において、米粉サンプルを無料配布し、普及啓発を図った(9回)
	12月6日	栄養教室	18人	別府市野口中町老人クラブより依頼があり、栄養講話と食育SATを使った食事バランスチェックを実施した。
	3月4日	東部地域食育アドバイザー スキルアップ研修会	34人	管内市町村、管内食生活改善推進協議会が参加し、各会の活動発表やグループワークを実施した。

西部地域食育推進連絡協議会

項目	月 日	内 容	参加者数	備 考
普及啓発	10月20日	玖珠町元気応援！フェスタにおける普及啓発		食育体験コーナーを設置し、野菜クイズ、はてなBOX、野菜スタンプを実施した。
援市・町連村携支	6月28日	九重町健康づくり推進会議		食育計画の進捗管理
	2月20日			
その他	6月～12月	米粉の普及啓発事業		玖珠町、九重町で米粉を使用した調理実習等の際に米粉サンプルを配布し、普及啓発を図った。

中部地域食育推進連絡協議会

項目	月 日	内 容	参加者数	備 考
普及啓発	6月18日	食育月間街頭啓発	350人	臼杵市、臼杵市食生活改善推進協議会と連携し、臼杵高等学校にて食育推進を呼びかけた。
	6月19日	食育月間街頭啓発	250人	津久見市、津久見市食生活改善推進協議会と連携し、マルシヨク津久見店とコープつくみ店にて食育推進を呼びかけた。
	6月19日	食育月間街頭啓発	250人	由布市、由布市食生活改善推進協議会と連携し、イオン挟間店にて食育推進を呼びかけた。
市町村携支援・連	6月1日	臼杵市食育推進計画実行委員会		計画推進のため食育推進計画実行委員として参画
	8月20日			
	1月25日			
	3月25日			
	8月20日	早寝早起き朝ごはん事業(由布市)	31人	児童クラブを対象に、市関係課と由布市食生活改善推進協議会、保健所(衛生課)との連携事業。

南部地域食育推進連絡協議会

項目	月 日	内 容	参加者数	備 考
普及啓発	6月19日	食育月間街頭啓発	350人	佐伯市、佐伯市食生活改善推進協議会と連携し、佐伯豊南高等学校にて食育の推進を呼びかけた。

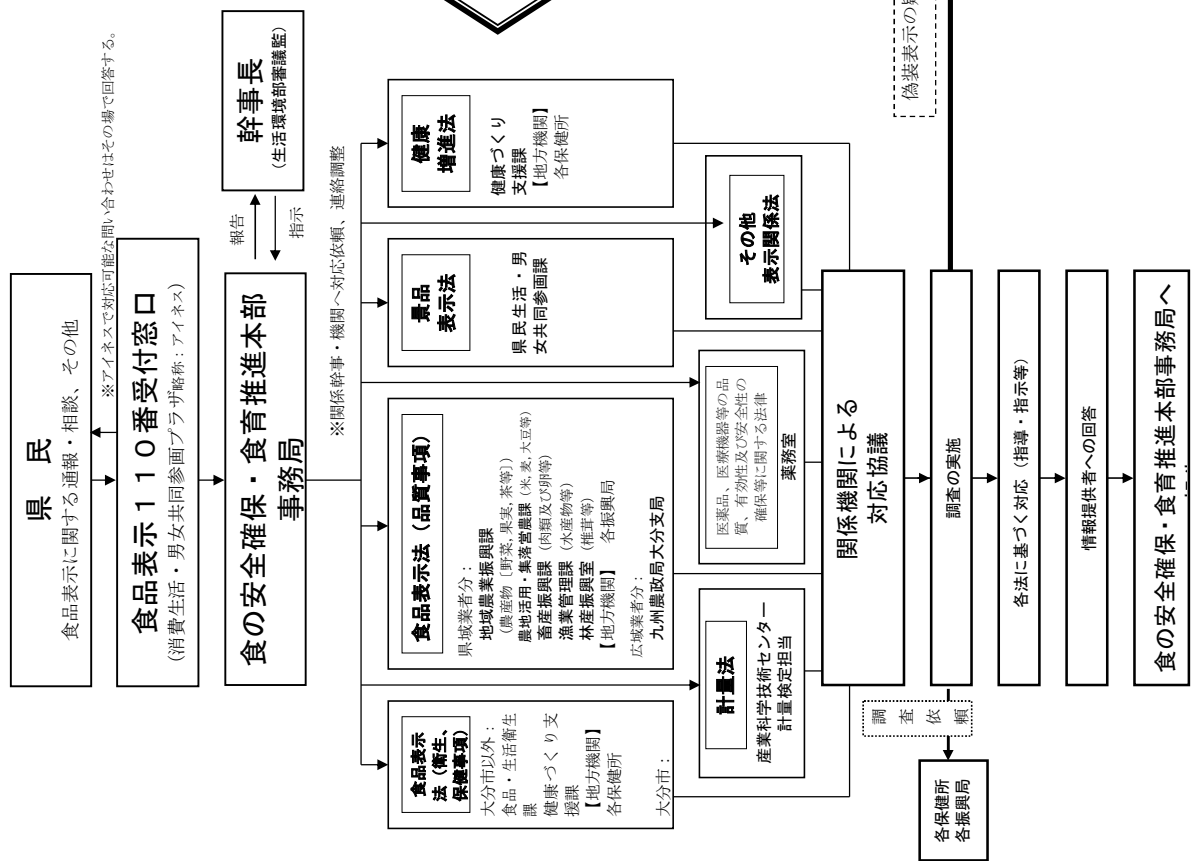
豊肥地域食育推進連絡協議会

項目	月 日	内 容	参加者数	備 考
会 議	8月2日	豊肥地域食育推進連絡協議会実行委員会		各機関の食育事業の情報交換を行った。
普及啓発	6月3日	男女共同参画市民のつどい	89人	豊後大野市の事業にて食育コーナーを設置し、食育啓発についてのチラシ等を配布。
	6月中旬(食育の日を挟んで1週間内)	食育月間普及啓発	253人	竹田市と連携し、竹田高等学校1年生、竹田南高等学校1年生、三重総合高等学校久住校全生徒を対象に食育啓発についてのチラシ等をクラス担任から配布し食育推進を呼びかけた。
	6月中旬(食育の日を挟んで1週間内)	食育月間普及啓発	160人	豊後大野市と連携し、三重総合高等学校1年生を対象に食育啓発についてのチラシ等をクラス担任から配布し食育推進を呼びかけた。
	6月	ケーブルテレビによる食育月間普及啓発		豊後大野市ケーブルテレビにより、豊後大野市と連携して、食育の取り組みについて啓発。
	9月2日	竹田市元気フェスタ	58人	竹田市の事業にて食育コーナーを設置し、食育体験をした対象に啓発品等を配布。
	11月18日	豊後大野市ふるさと祭り	237人	豊後大野市の事業にて食育コーナーを設置し、食育体験をした対象に啓発品等を配布。
	1月16日	ミルクのミリオク	60人	竹田市の事業にて食育コーナーを設置し、食育啓発についてのチラシ等を配布。
	3月19日	竹田市食育講演会	80人	竹田市の事業にて食育コーナーを設置し、食育啓発についてのチラシ等を配布。
市町村支援・連携	6月14日	竹田市食育推進庁内連絡会議		オブザーバーとして参画
	6月14日	竹田市食育推進会議		食育推進委員として参画
	3月8日			
	7月26日	豊後大野市食育推進協議会		助言者として参画
	3月7日			
(関係機関協働による食育推進) その他	6月28日	高校生の食育事業	5人	三重総合高等学校久住校女子寮生を対象に食生活についての講話を実施。
	9月6日～7日		81人	竹田高等学校の文化祭において、食育コーナーを設置し、食育SATシステムや掲示物を使用した食育体験を実施した。
	9月26日～27日		147人	三重総合高等学校の文化祭において、食育コーナーを設置し、食育SATシステムや掲示物を使用した食育体験を実施した。
	12月19日		54人	三重総合高等学校1年生を対象として食育SATを活用した授業補助(2クラス)。
	12月20日		65人	三重総合高等学校1年生を対象として食育SATを活用した授業補助(2クラス)。
	1月15日		16人	南部振興局と大分県漁業組合鶴見支部女性部と連携し、三重総合高等学校3年生の選択科目生を対象に魚を使った調理実習を実施。
	1月17日		19人	中部振興局と大分県漁業組合佐賀関支部女性部と連携し、三重総合高等学校3年生の選択科目生を対象に魚を使った調理実習を実施。

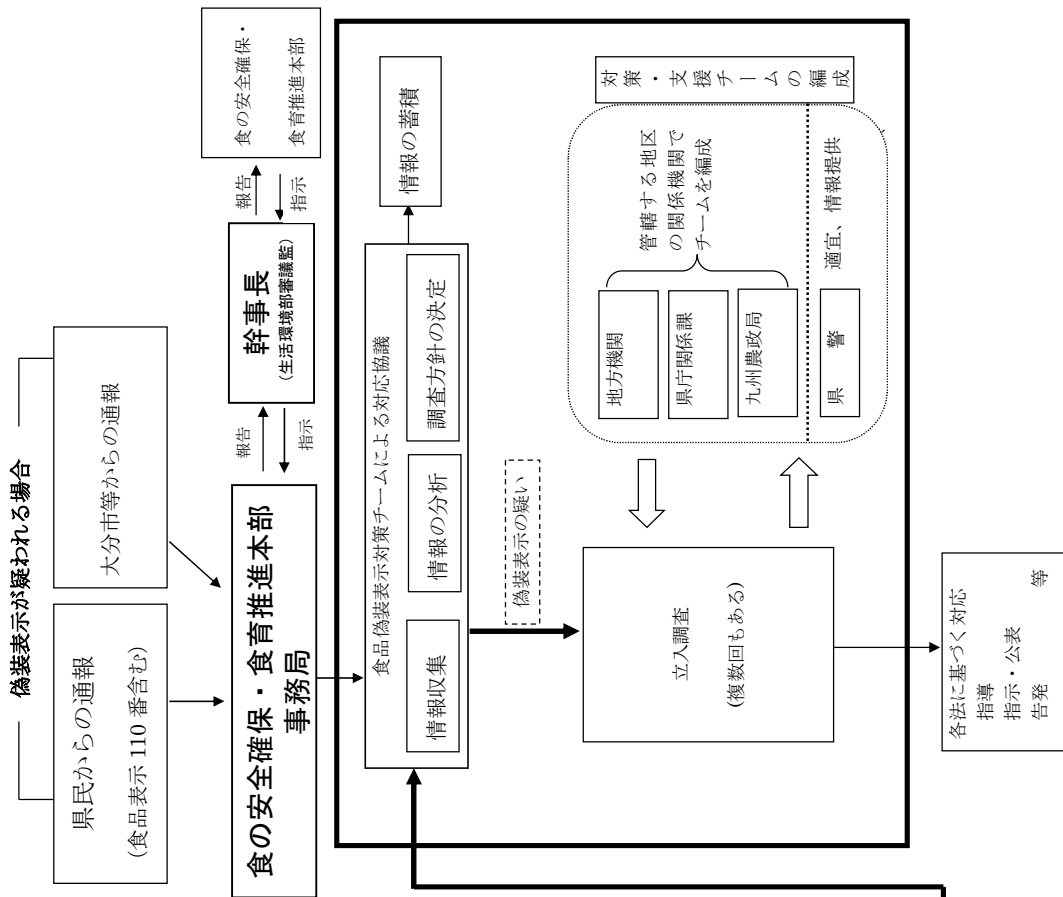
北部地域食育推進連絡協議会

項目	月 日	内 容	参加者数	備 考
普及啓発	6月15日	小麦収穫体験(宇佐市)	宇佐パン粉有限会社 小学生80人	小学生へパン用小麦の生育状況について説明及び収穫を体験
	6月14日	食の安全こども教室	如水こども園(51人)	紙芝居や動画を使って正しい手洗い方法を説明。手洗いチェッカーを用いて実際に手洗いができているか確認。
	6月19日	食育キャンペーン(中津市)	ティッシュ270配布	道の駅なかつでの食育の普及啓発活動(中津市、中津市食生活改善推進協議会)
	6月19日	食育キャンペーン(豊後高田市)	ティッシュ90 野菜種子180 配布	豊後高田市 マックスバリュ豊後高田店での食育の普及啓発活動(豊後高田市、大分県栄養士会北部支部、豊後高田市食生活改善推進協議会)
	6月13日	食育キャンペーン(宇佐市)	ティッシュ45 野菜種子90 配布	宇佐市 セルフおの安心院店での食育の普及啓発活動(宇佐市、大分県栄養士会北部支部、宇佐市食生活改善推進協議会)
	6月13日	食育キャンペーン(宇佐市)	ティッシュ45 野菜種子90 配布	宇佐市 セルフおの院内店での食育の普及啓発活動(宇佐市、大分県栄養士会北部支部、宇佐市食生活改善推進協議会)
	6月26日	食の安全こども教室	四恩こども園(69人)	紙芝居や動画を使って正しい手洗い方法を説明。手洗いチェッカーを用いて実際に手洗いができているか確認。
	6月28日	食の安全こども教室	両川こども園(42人)	紙芝居や動画を使って正しい手洗い方法を説明。手洗いチェッカーを用いて実際に手洗いができているか確認。
	7月25日	食の安全こども教室	柿坂保育園(20人)	紙芝居や動画を使って正しい手洗い方法を説明。手洗いチェッカーを用いて実際に手洗いができているか確認。
	8月2日	食の安全こども教室	若草保育園(35人)	紙芝居や動画を使って正しい手洗い方法を説明。手洗いチェッカーを用いて実際に手洗いができているか確認。
	11月18日	中津市健康づくり推進大会	ティッシュ120 野菜種子100 配布	大会会場に食育ブース開設、食育と「おおいた食の日」および「食の日ウィーク」の普及啓発を実施
	11月30日	小麦の播種体験(宇佐市)	宇佐パン粉有限会社 小学生80人	パン用小麦の播種体験
	1月22日	ジビエ給食(宇佐市)	給食提供:宇佐市内小学校及び院内町安心院町の中学校 職員による説明:封戸小学校22人	農林業の鳥獣被害を防ぎ、地産地消の推進と命の大切さについて学ぶ機会として、鹿肉入りひき肉カレーを給食で提供
	11月中	「おおいた食の日」、「食の日ウィーク」普及啓発		国民健康栄養調査被調査地区において「おおいた食の日」および「食の日ウィーク」の普及啓発を実施
	(関係機関その他による食育推進)	7月10日	大分しいたけ料理教室in東九州短期大学	学生20人
7月21日 8月21日		スクールヘルスアップ事業 大幡小学校親子料理教室 緑ヶ丘中学校料理教室	小5・6親子14組 中1・2年30人ほど	「生涯にわたる健康づくりの基盤形成」の取組みの中で実施。小学校は親子で簡単に華やかな朝食作りを、中学校は「簡単!時短!バランスアップ朝ごはん料理教室」と題して自分でできる朝ごはん作りについて実習を行った。
5月27日		農業体験交流会	消費者8人	農業青年組織の高田地区営農青年同志会が、消費者を対象にいちご狩りやそば打ち体験を実施
11月25日			消費者18人	農業青年組織の宇佐市青年農業者会議が、消費者を対象に芋掘り体験、焼き芋や有機野菜の試食を実施

Ⅶ-8 食品表示に関する情報の事務処理フロー



食品偽装表示対策チームの事務処理





## IV-9 平成30年度「食品表示110番等」の受付状況(3月末現在)

### 1 食品表示110番等 受付数

アイネス	5 件
九州農政局大分支局	10 件
地域農業推進課	3 件
食品・生活衛生課	1 件
その他	4 件
合 計	23 件

### 月別受付数

4月	1 件	10月	3 件
5月	5 件	11月	2 件
6月	4 件	12月	0 件
7月	3 件	1月	0 件
8月	2 件	2月	3 件
9月	0 件	3月	0 件

合計 23 件

### うち立入調査を行った事案

単 独 調 査	保健所	0 件
	振興局	1 件
	その他	4 件
合同調査		1 件
合 計		6 件

### 2 内 訳

#### 品目別

生鮮食品	農産物	3
	畜産物	1
	水産物	2
加工品		17
その他		0

#### 内容別

原産地に関する事	8
品質に関する事	0
期限表示に関する事	1
原材料に関する事	1
内容量に関する事	0
その他	13

### アイネス「食品表示110番」について

大分県では、食品表示の適正化を図るため県民からの情報受付窓口として、「消費生活・男女共同参画プラザ(アイネス)」に「食品表示110番」を設置しています。疑問に思う食品表示があった場合は下記に連絡して下さい。

電話受付 097-536-5000 月～金曜日(祝・休日を除く) 9:00～16:30受付  
 FAX受付 097-534-0684 24時間

## Ⅶ－１０ 食品表示合同立入調査の結果

### (1) 合同立入調査施設数

法令	H29年度					H30年度				
	第1回 (6月)	第2回 (8月)	第3回 (10月)	第4回 (12月)	計	第1回 (6月)	第2回 (8月)	第3回 (10月)	第4回 (12月)	計
食品衛生法	73	98	74	84	329	84	94	75	79	332
JAS法	76	99	75	79	329	73	91	77	85	326
健康増進法	12	15	20	14	61	16	14	16	17	63
景品表示法	1	1	5	3	10	3	1	1	6	11
米トレサ法	3	6	13	18	40	11	8	8	7	34
計	165	219	153	198	735	187	208	177	194	766

### (2) 調査食品件数

法令	H29年度					H30年度				
	第1回 (6月)	第2回 (8月)	第3回 (10月)	第4回 (12月)	計	第1回 (6月)	第2回 (8月)	第3回 (10月)	第4回 (12月)	計
食品衛生法	2480	2458	2177	2779	9,894	1812	1671	1286	1784	6,553
JAS法	1298	3230	1778	2459	8,765	1957	2590	3021	2931	10,499
健康増進法	687	676	495	487	2,345	449	605	855	636	2,545
景品表示法	50	50	190	150	440	180	50	50	219	499
米トレサ法	5	47	173	93	318	139	165	87	278	669
計	4520	6461	3800	5968	20,749	4537	5081	5299	5848	20,765

### (3) 不適正表示食品件数

法令	H29年度					H30年度				
	第1回 (6月)	第2回 (8月)	第3回 (10月)	第4回 (12月)	計	第1回 (6月)	第2回 (8月)	第3回 (10月)	第4回 (12月)	計
食品衛生法	108	37	76	98	319	47	86	61	87	281
JAS法	133	81	60	43	317	102	119	59	100	380
健康増進法	21	21	41	52	135	40	52	43	47	182
景品表示法	1	0	4	8	13	68	6	0	12	86
米トレサ法	0	4	5	0	9	1	7	14	0	22
計	263	143	154	201	761	258	270	177	246	951

法令 H27年度より：  
 食品衛生法→食品表示法(衛生事項)  
 JAS法→食品表示法(品質事項)  
 健康増進法→食品表示法(保健事項)

Ⅶ-11 食品偽装表示対策チームの構成と担当法令等

部局等	担当部・課	備考（関係法令）
福祉保健部	薬務室	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
	健康づくり支援課	健康増進法、食品表示法（保健事項）
生活環境部	県民生活・男女共同参画課	不当景品類及び不当表示防止法
	食品・生活衛生課	食品衛生法、食品表示法（衛生事項）
東部保健所	衛生課	食品衛生法 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 食品表示法（衛生事項）
東部保健所国東保健部	健康安全・衛生課	
中部保健所	衛生課	
中部保健所由布保健部	健康安全・衛生課	
南部保健所	衛生課	
豊肥保健所	衛生課	
西部保健所	衛生課	
北部保健所	衛生課	
北部保健所豊後高田保健部	健康安全・衛生課	
農林水産部	農地活用・集落営農課	
	地域農業振興課	農林物資の規格化等に関する法律（JAS法） 食品表示法（品質事項、県域）
	畜産振興課	
	林産振興室	
	漁業管理課	
東部振興局	農山漁村振興部	
中部振興局	農山漁村振興部	
南部振興局	農山漁村振興部	
豊肥振興局	農山村振興部	
西部振興局	農山村振興部	
北部振興局	農山漁村振興部	
産業科学技術センター	計量検定担当	計量法
警察本部生活安全部		
九州農政局大分県拠点	消費・安全チーム	農林物資の規格化等に関する法律
		食品表示法（品質事項、広域）
		牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法
		米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律
大分市保健所	衛生課	食品衛生法、食品表示法（衛生事項）
	健康課	健康増進法、食品表示法（保健事項）
大分市	商工労政課	計量法

## 業務概要（令和元年度）

編集・発行者 大分県生活環境部食品・生活衛生課

〒 870-8501 大分市大手町 3 - 1 - 1

TEL 0 9 7 - 5 0 6 - 3 0 5 5